

昭和十六年二月

宮崎縣史蹟名勝天然紀念物調査報告

第十一輯

新田原古墳調査報告

宮 崎

縣

宮崎縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十一輯

新田原古墳調査報告

京都帝國大學教授 文學博士

梅 原 末 治

宮崎縣史蹟名勝天然紀念物調查報告 第十一輯

新田原古墳調查報告

京都帝國大學教授 文學博士

梅

原

末

治

目次

一	序 説	一頁
二	古墳の位置	五
三	石船塚古墳	八
1	外形と調査前の状況	八
2	調査の経過	一〇
3	石室の構造と石棺	一六
4	残存の遺物	三九
四	第四十二號古墳	三
1	外 形	一九
2	發掘の経過と内部の構造	三〇
3	遺 物	三
五	第四十四號古墳	三
1	外 形	三
2	調査の経過	三
3	石室の構造	三

六 第四十三號古墳	五二
1 外形	五〇
2 調査の経過と構造	六一
3 出土の遺物	六七
七 後論	七三
附載	
新田村山ノ坊一古墳の出土品	八一

圖版目次

本文題題頁

第一 新田原古墳群大觀(羽林寫真)	一
第二 石舟塚古墳外形實測圖(原田仁寅測量)	五六
(一) 石舟塚古墳外景(東方よりの近景)(羽林寫真)	五二〇・七・七一五
(二) 石舟塚古墳後圓頂部の調査開始(同上)	九一〇・七一五
(上) 石舟塚古墳後圓部石室の調査(同上)	一一四
(下) 石舟塚古墳後圓腹に散在の大石調査(同上)	一一八
	一三八

第一五	(上) 石舟塚古墳後圓部石室一部側面觀 (羽管寫真)	二二
(下) 石舟塚古墳後圓部石室正面觀 (同上)	二一七	
第一六	石舟塚古墳後圓部石室殘存壁 (南西側) (同上)	二一八
第一七	石舟塚古墳後圓部石室實測圖 (藤原實測製圖)	二一八 古
第一八	(一) 石舟塚古墳後圓部石室裏壁 (羽管寫真)	七・八
第一九	(二) 石舟塚古墳後圓部石室下底部の敷石と殘存の遺物 (同上)	九・三
第一〇	(一) 石舟塚古墳後圓部石室奥の一隅に於ける殘存遺物 (同上)	九・三
第一一	(二) 石舟塚古墳後圓部の發掘穴 (同上)	一・三
第一二	石舟塚古墳前方部に遺存の石棺復原景 三景 (羽管寫真)	三・九・三
第一三	石舟塚古墳石室内發見遺物 (一) 陶質坏 (二) 赤色坏 (三) 石突 (羽管・鈴木寫真)	三・美・夫
第一四	石舟塚古墳石室内發見遺物 (一) 鐵鍊・金具片 (二) 紋具・雲珠 (羽管寫真)	三・一・三・夫
第一五	(一) 第四十二號墳外形 (西南方よりの所見) (同上)	九・三
(二) 第四十二號墳後圓部中央より遺物の出現 (同上)	三〇・三	
第一六	第四十二號墳外形實測圖 (原田仁實測製圖)	一元・九・七・古
第一七	(上) 第四十二號墳粘土床と副葬品 (羽管寫真)	三〇・三
(下) 第四十二號墳粘土床頭邊の副葬品 (同上)	三〇・三	

第一八	(一) 第四十二號墳内部主體と副葬品位置圖(原田仁實測圖)	三一三・七四
第一九	(二) 第四十二號墳發見金銅裝圭頭太刀圖(同上)	三一三
第二〇	第四十二號墳發見遺物(一) 蓋坏と坏(二) 圭頭太刀(三) 同上細部(原田仁實測圖)	三一三
第二一	第四十二號墳發見遺物(上) 玉類と太刀金具殘片(下) 鐵劍刀子等(同上)	三一三
第二二	第四十四號墳外形實測圖(原田仁實測圖)	三一三
第一	(一) 第四十四號墳外形(羽林寫真)	三一三
第二三	(二) 第四十四號墳の調査(同上)	三一三
第二四	(三) 第四十三號墳外形(同上)	三一三
第二五	(上) 第四十四號墳石室羨道部外面觀(同上)	三一三
第二六	(下) 第四十四號墳石室上部の検出(同上)	三一三
第二七	(一) 第四十四號墳石室羨道部外面(原田仁實測圖)	三一三
第二八	(二) 第四十四號墳石室羨道底部に於ける排水溝の覆石(同上)	三一三
第二九	(一) 第四十四號墳石室内部の排水溝(同上)	三一三
第三〇	(二) 第四十四號墳玄室内部の排水溝(同上)	三一三
第三一	第四十四號墳石室圖(原田仁實測圖)	三一三
第三二	第四十四號墳發見遺物(一) 陶質蓋坏(二) 鐵製刀子(三) 鐵鐵(原田仁實測圖)	三一三
第三三	第四十四號墳發見遺物(一) 鐵地銀張鞋形金具(二) 鐵製環(同上)	三一三
第三四	第四十三號墳外形實測圖(原田仁實測圖)	三一三

挿圖目次

第三〇 (上) 第四十三號墳前方部正面觀 (鈴田寫真)	六
(下) 第四十三號墳後圓部中央發掘穴の狀況 (同上)	一、六
第三一 第四十三號墳發見遺物 (一) 金鑑及圓石 (二) 陶質蓋坏 (四) 各種陶質器及土師 器 (參名寫真).....	一、七・夫夫
第三二 新田村山ノ坊一古墳發見畫文帶神獸鏡 (羽笛寫真).....	八三、壹
第三三 新田村山ノ坊一古墳發見獸文緣獸帶鏡 (同上).....	八一、壹
第一圖 發掘着手前日の墓前祭式場 (長崎氏寫真).....	二
第二圖 新田原古墳所在地附近地形圖 (陸地測量部五萬分之一地形圖分節).....	六
第三圖 新田原古墳分佈圖 (原田仁義寫).....	七
第四圖 卷上機に依る大石搬出作業 (鈴田寫真).....	三
第五圖 石舟塚石室内に於ける砾石の凹んだ部分指示 (鈴原寫真).....	四
第六圖 石舟塚後圓丘斷面圖 (鈴原寫真).....	一六・七
第七圖 石舟塚石室推定天井石形状圖 (同上).....	八
第八圖 石舟塚後圓丘石室想定復原圖 (同上).....	三
第九圖 石舟塚石室内に於ける副葬品一部の殘存狀態 (鈴原寫真).....	三
第一圖 第四十二號墳出土陶質蓋坏實測圖及印拓影 (鈴原寫真).....	二
第一六圖 第四十二號墳出土鐵器類實測圖 (鈴原寫真).....	二
第一七圖 第四十四號墳支室内の試掘作業 (鈴田寫真).....	三

第一八圖	第四十四號墳封土斷面圖(海原製圖).....	圖	
第十九圖	第四十四號墳石室天井石一部形狀圖(同上).....	火	
第二〇圖	第四十四號墳石室想定復原圖(同上).....	秀·三	
第二一圖	第四十四號墳石室之一部に於ける遺物殘存位 置圖(原田仁製圖).....	秀	
第二二圖	第四十四號墳出土陶質蓋坏圖(海原製圖).....	蓋	
第二三圖	第四十四號墳出土陶器並に土篋器破片圖(同上).....	矣	
	第二八圖	第四十三號墳出土篋附高坏一部復原形(同上).....古	
	第二九圖	河内高安村出土篋附高坏(鈴木寫真).....	古
	第三〇圖	新田村山ノ坊一古墳外形見取圖(海原略圖).....全	充

新田原古墳調査報告

京都帝國大學教授文學博士 梅 原 末 治

一 序 説

日向中央の平原地帯を形成する日向灘に面した部分は、洪積層を主體として第三紀層を伴ふた開析丘陵地であつて、其の間を流れる小丸川、一ノ瀬川等の河川に依る一部の浸蝕が行はれ川の冲積低地に縁取られた若干の高臺的な平地に分れてゐる。右の河川の浸蝕に依つて生じた急坂を駆ち登つて見出される是等第二の平原上は景勝にめぐまれてゐる處から通じて古代の遺跡が多い。一ノ瀬川西方の西都原に於ける古墳群は中で最も著名なものであるが、それと相對する東方の祇園原をはじめ、小丸川の河口に近い持田村の臺地や、その西方に付々く茶白原の縁邊近い所などにも、それゝ見る可き遺跡があつて、隆然たる墳丘の累々として相連なる處、まことに壯觀であり、古の榮えた日向の姿を如實に反映してゐる。兒湯郡新田原は如上の高臺性平原の南邊に當り、一ノ瀬川が北から來てその西縁から南折して日向灘に注ごうとする所に近く位置する。本地區も亦他の例に漏れず、其の南半と縁邊の第三紀層上に古墳群を存して居り、前者には石棺の暴露した大きな前方後圓墳を中心として四基の墳墓の人目を惹くものがある。されば早く其の一は石舟塚の名を以て、兒玉實滿の『日向國神代

の繪圖等に著録せられて、日向に於ける著しい遺跡のうちに數へられてゐる。本編の對象とする新田原古墳は此の四基の一群に外ならぬのである。

大正のはじめ當時の縣知事有吉忠一氏の主唱の下に西都原古墳群の學術調査が計畫せられて、東西兩帝國大學宮内省等の學者の手ではじめられた發掘作業は、年を重ねて見る可き成績を示すに至り、自ら附近にある諸遺跡にも注意が向けられる事になつた。大正三年夏小川（琢治博士）今西博士一行の右に伴ふ一般調査の企は、上に擧げた諸臺地上の遺跡に亘つたもので、その前年島居博士の行ふた北方延岡地方古墳墓の同様な調査と併せ觀て、日向に於ける古墳墓の概観に寄與したものと言ふことが出来る。こゝに説こうとする新田原の古墳群また當時一行が實査して、所謂石舟の實際を明にしたこと『西都原古墳調査報告』第三冊に載せた賠報告に見る如くである。但し種々の事情から西都原古墳の調査が大正六年以後中止せられ、引いて白餘の遺跡に對する基本調査もまた行はるゝ事なく、爾後里人の破壊に委ねられ、是等が史蹟として保存の手續を執られるに至つたのは實は比較的近年のことにして屬する。然るに昭和十三年の冬、或特殊な事情が生じた爲に縣の社寺兵事課では正規の手續を経た上、新たに新田原古墳群の調査を行ふことになつて、余にそれに立會ふ様にとの交渉があつた。これはよろこんで求めに應じて此の機會に實地見學の益を得ることにした。

本發掘調査は上記の如く縣の社寺兵事課で計畫の上準備が進められて、昭和十四年の三月

中旬に實行する事に確定を見た。而して其の責に任じた主事瀬之口傳九郎氏の豫定では、半日間に一基塚の調査をすませて、前後僅かに二日で全部を終へると云ふ日程の許に余に滞在三日間の出張を求められた。これは從來の乏しい自己の發掘に對する經驗と、本遺跡の一班から推して、殆んど無謀に近い様に見えたので、三月十六日朝宮崎に到着すると同時に、右期間に依る實行案の詳細を糺すと共に、鄙見を述べて當事者の再考を促し、計畫を新たにせられる様に慇懃する處があつた。而も之が善後策の成るに先立つて、當の責任者たる瀬之口氏が母堂重忠の報に接して任を離れ、ついで其の喪に服するの不幸に遇はれる事になり、一方特殊の事情が發掘を延期することの絶対に不可能な状態に置いた爲に、發掘祭典が行はれた翌日から、縣當局の希望を容れて、やむなく筆者が代つて無準備のまゝで早々作業に着手、その局に當るの外なかつた。されば以下に錄する調査の報告に於いて、自ら省みて遺憾の點の甚だ多いことを豫め明記せざるを得ないのである。



第一圖 墓前祭行の日前手前発掘場

さて調査上の應急の處理として、余は先づ寫眞撮影の爲出張の東方文化研究所員羽館易君に發掘上の援助を求めると共に、同じく見學の目的を以て同行した京都帝國大學大學院學生文學士中村清兄、同鈴田正哉の兩君にも協力を請ひ、以下の報告に見る如く手を分つて多面的

な發掘作業を開始した。それと共にまた出來得る限り滞在日數を延して一應の調査の終了を期することにした。各古墳の外形實測が殆んど出來上つてゐた事は前者の遂行に大いに役立つた事であつたが、而も急速に多數の人夫を得る事の困難は、發掘作業監督の爲西下せられた宮内省諸陵寮屬長崎氏、文部省勧託上田三平氏の有力なる助言乃至縣社寺兵事課員の協力、縣女子師範學校教諭久保平一郎氏の援助等を以てして、やうやく五日目の夕刻に至り其の三基の主體の調査を終へ得たに過ぎず、是等封土の各部に亘る調査は固よりのこと、最後に着手した一基に於いては多大の難關に遭遇し遂に期日の關係上作業半ばにして引上げるの止むなき事情に立到つた。これは本調査に於いて最も遺憾とする所である。右の調査の續行に就いては縣より重ねて余に出来張して引續いて事に當る様にとの交渉があつて、自らもまたこれに應することの當然の責務なるを感じた次第であるが、而も本務の關係上遂に果し得なかつた。依つて當初の立案者たる瀬之口氏がその處理に當り、なほ自餘の古墳に於いても主要部に對する右の調査以外の事項に就いては、すべてまた同氏に俟つた次第であつた。かくて終了後全般を通觀するに於いて、自ら略満足すべき調査をなし得たと思ふのは、僅かに一基にとまり、右の調査の中斷せられた一墳にあつて特に本來研究上重要な事實を示唆するものがあつたことに思ひ至ると、特殊な事情に據るとは言ひ乍ら、それ等の報告を公にするに際し考古學徒として自責の念を深くするものである。

本發掘報告はかくの如く性急に、且つ時には人と方針とを同じくせずして行ふた調査の結果をば筆者に於いて取纏めたものであるが爲に、隔靴搔痒の感が多く、加ふるに出土品にあつ

ても、それ等は發見後直ちに再埋葬せざるべからざる事情などあつて、事實に忠實なる可き記述の主旨に副ひ得ざる點の少くないことを重ねて擧げざるを得ないのである。而も幸にもこれ等に依つて遺跡の性質の一班を傳へることが出来るならば、それは一重に上記協力者諸氏に負ふものと云はねばならぬ。若しそれ本調査の經過に従して將來に於ける古墳調査が、一層慎重なる計畫と用意との下になされざるべからざるを示唆するが如きは、筆者の特に期待して止まない所である。

二 古墳の位置

〔圖版第二〕

こゝに發掘調査の結果を報告する新田原古墳の所在地は、初にも述べた様に其の名を負ふた洪積臺地の一部である。本高臺は一ノ瀬川の流れの東北に位置して、西南宮崎郡佐土原町の丘陵と相對し、東西三十町、南北二十町に亘る地域が八十米に近い標高を示しながら略平坦な地貌をなし、所謂原に特有な景觀を呈して居る(圖二)。古墳群は右の平原臺地の中央から南に寄つた部分に營まれたもので、東西北共に廣い平地につゝき、南方また同様な趣を以てやゝ近く一ノ瀬川の流域に下る處、古墳占據の位置としてまさに好適な地域と言ひ得る。いま新田本村の一部たる瀬の部落から畦原に通ずる里道に依つて稍しがい坂道を登つて高臺

に達し北面すると正面に墳丘を認め得るのであるが、歩むこと六町許りで道路を挟んで東西に點在する四個の墳丘に到着する。是等のうちで道路の東側の北端の一が最も大きく、俗に石舟塚と呼ばれて居り、その頂部は標高八三・五米を示して、平原中の最高位を占める。

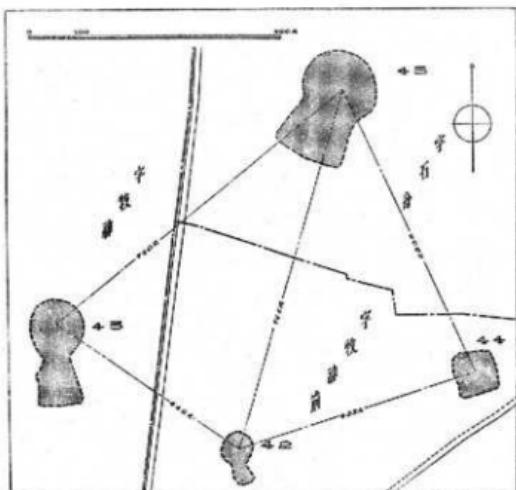


(群墳古本②) 圖形地近傍地在所群墳古
圖二第
(1:50,000)

是等の墳丘並に附近はもと雜木林をなしてゐて、特に石舟塚には老樹が多く、従つて原のうちにあつて一の目標となりながらも墳形を明示するに缺くる所があつた。然るに近年樹木の伐採に伴ふて、隆然たる墳丘を現はし其の外容が平野の中で特に目立つた景観をなすに至つたこと圖版第一に載せた寫眞に見る如くである。圖の上は東方より撮影したものであつて、右端の一は石舟塚に當り、左端は後述の第四十三號墳であり、また下は西方より右の兩墳を望んだ景観で、これでは左方が石舟塚になつてゐる。以て所在地の地形の一班を推し得べく、墳丘の數こそ多くないが原中に於ける特殊な景観をなすことが明にせられると思ふ。

地籍圖に基くに是等古墳の所在地は新田村のうち字石舟牧神前前の三つの小字にまたがつてゐる。縣の古墳臺帳に第四十五號墳となつてゐる所謂石舟塚はその名を負ふた小字内にあつて最も北に位置する。小字牧神は道路から西側を占めて、この地内には石舟塚から

第三圖 新原田古墳分佈圖



は西南に當つて第四十三號墳が現存、兩者の中心間の距離は七百四十尺ある。他の二基は字石舟の南方、また牧神からは東南に當る字牧神前地内に遺存し、その一つの第四十二號墳は石舟塚からは南方七百四十五尺の處、また第四十三號墳からは東南四百四十尺の位置に後圓丘の中心が置かれてゐる。第四十四號墳は前三者が前方後圓形であるのに對して、四角な外容をして居り、而してこれは石舟塚からは東々南六百二十尺に封土の中心があり、第四十三號墳からは略東の方に位置する。如上の配置状態を見ると最も大きい石舟塚を要として、恰も扇を開いた場合の縁邊とも云ふべき所に他の三者が存し、前衛をなすが如き外觀を呈して居り、そこに自ら石舟塚を中心とした一群相互の聯關係を考へしめるものがある。第三圖に掲げた位置圖は右の實

際を端的に示すに役立つであらう。以下石舟塚古墳からはじめて其の一々に就いての調査を録することにする。

三 石舟塚第四十五號古墳

〔圖版第一一第一四〕

1 外形と調査前の状況

新田原古墳中規模の最も大きい此の古墳は、石舟即ち石棺の遺存することに依つて、早くから世に知られてゐて、明治維新前に於ける兒玉實蒲の『笠狹大略記』以来、關係の文献は二三にとまらない。然し從來の記載は墳上に繁茂した樹木雜草等に妨げられて、爲に墳形其他に關する實際に就いての記載は頗る不充分なもののみであつた。⁽¹⁾されば發掘の開始に先立つて、其の現狀調査に意を用ひて、從來の誤謬を訂すことにつとめ、新知見を得た次第である。

いま先づ古墳の外形よりするに、それは圖版第二に載せた實測平面圖に見る様な南北西を正面とした前方後圓墳であつて、墳丘は前後の兩丘とも略同大同高に近い形式に屬する。概観した所ではその封土は單純な形で段などを見受けない様であるが、而も原田仁氏の精密な實測の結果によると、墳丘の裾を繞つて、約五十尺の淵さの部分が周囲の平地よりも五六尺高

くなつて居りやゝ形の損じた東側を除くと、それが整然としてゐて、特に背後の部分の如き、まことによく墳形に相應するものがある。されば本墳は先づ修飾乃至盛上げられた右の低い部分を基壇或は墓域として、その上に主丘を築んだものと解す可きであらう。

さて此の主要墳丘は現在その前方頂部と後圓丘の東腹とに崩壊或は掘鑿等に依る形の毀損した部分を見受けるが、西半部は割合によく原形をとゝめて居り、示す處の外容は、傾斜がさまで急でなく、丸味を帯びたなだらかな後圓丘から前方が程よい長さに延び、此の部の正面は寧ろ直な傾斜を以て下降してゐること圖版第三の一に見る如くである。實測に基く其の大さきを擧げると、前後の主軸の長さ約二百二十五尺、後圓丘の徑百五十尺、同部の高さ十七尺内外であつて、前端の幅と同部の高さまた後圓丘と大差なく、前後兩丘のほゝ均勢であることが現實に確かめられる。

次に右の封土の表面は附近一帯と同様な黒灰色の土質から成つてゐて、砂利などを含むこと少く、川石などもなく、また埴輪圓筒の破片の如きも見受けない。而して其の後者は嘗て採集されたと云ふ傳へなども存しない。此の點からすると、本古墳は何等外部的に特殊な表飾等のなかつたものとす可く、その事は發掘に依つても裏書きせられたのである。

封土の外貌がか様な具合であるのに對して、本墳では屢々繰返した如く、其の一部に早く石棺が暴露し乍ら遺存するあり、更に樹木の伐採に依つて、前者とは別に石室の存在が確められるに至り、内容の複雜さを示す點で注意を惹くものがある。二者のうち兒玉實蒲が安永中(墓紀二四三二—四一年)に掘出したと傳へてゐる石棺は既記墳丘中、前方丘の頂部に遺棄されてあつ

て、其の身は前方丘頂の中央部の端に近く、墳の主軸とは斜な方向をとつた位置にあり、又蓋はそれと約十尺離れた東邊に二つに碎けながら主軸とは並行して残存する（第二圖版）。而して兩者の間には深さ六尺を超へる大きな發掘穴があつて、恰も棺がその内から掘出されたかの如き外觀を呈してゐた。尤も棺の身はもと一部大木の間に挟まれてゐた様であるが、傾斜などなく正しく水平の位置を保つて、内には常に雨水が満へられてあつた。

今一つの石室は大正五六年の頃に發掘せられたものと傳へて、それは後圓丘中腹の東側に存するやゝ深い凹みの一部に奥壁とそれに近い部分とを残して居り、半ば埋もれ乍ら横穴式石室とも見る可き構造を示し、本來東々南面してゐた如く察せしめるものである。なほ此の石室と聯繫して同じ側のそれよりも更に下つた据に近い三ヶ所に點々と巨大な石材が半ば埋没してゐて、その一つは三個の大石が相接して居る上に、所在の位置が恰も墳形上前後兩丘のクビレ部に相當する所から、前方後圓墳に時に見受ける同部造り出しの問題に結びついて、或は一種の構造部分にあらざるやの想像を描かしめるふしがあつて注意を惹いた。かかる理由からでもあらうか墳形を實測した原田仁君は圖上に此の一群に對し石築物なる説明を記してゐるのである（第三圖版）。

2 調査の経過

墳丘の規模が大きい上に、前項記した様に前後の墳丘にそれゝ内部構造主體の一部を見受ける處から、吾々は調査に當つて主力を先づ本墳に注ぐ事に定めた。而して作業は筆者の

外釣田君之が監督に當り、更に寫眞撮影の餘暇に羽館君の協力を求めて、遺漏なきを期したのであつた。

さて發掘作業は本古墳前面に於ける幕前祭の行はれた翌十七日午前八時半から着手して、人夫九人を以て後圓丘上の中央部約三間四方の一區をば掘り下げさせることにした。これは後圓丘には既記の石室が側面に遺存してはゐるが、其の位置が中心から可なり片寄つてゐて、爲に本墳の主體と遠隔し難いので、中心部に於ける構造の有無を確める目的に出たのである。同部の發掘はおりから強風に災されはしたが、封土が粗鬆な黒色土から成つてゐる爲に、豫期以上の進行を見て午前中に深さ數尺に及び、普通ならば埋葬のある可き部位に達した。而も何等見る可きものがなく、周圍を掘り擴げ乍ら掘り下げを續行すると共に、午後二時半頃から其の一部の人夫を割き、これに第四十三號墳を發掘してゐた人夫を加へて、これ等を以て後圓側に殘存の石室の實體を明にす可く、室の前方の部分をば上から發掘する別個の作業をはじめた。

この日また別に人夫二人を督して、前方部に遺存した石棺の周邊をば清掃、一部掘り返しなどせしめて、筆者は其の實測圖の作製に着手し、翌日に至つてそれを終へた。

十八日は朝から後圓部に於ける前日の調査を續行した。頂部中央掘下げ作業は深さを加へると共に、地城をば徐々に西方に擴げて、此の部分に階段を作つて採土の處分に便にした。處が掘ること表面から六尺以下になると、黒色土の間に赤褐色土が縞状に混在し出して、それが水平に近く堆積された状態を示し乍ら、何等の見る可き構造部分に接せず、深さ十一尺に及

んでも同様であり、この部分たるや既に側面石室の天井部よりも下位にあることから、中央部に構造部存在の見込なく引いて其の検出作業は此の日の夕方で打切つたのであつた。

第二の残存石室前面の發掘は前日の夕刻天井石と覺しい一個の大石が半ば墜落した状態に埋もれてゐることを確めたから、此の日は局部的な處理をば中止の上、發掘區域をば室の向ふてゐる方向上の部の方に移し、人夫を増して同部から漸次奥に掘り進めるに云ふ方針の下に土工につとめた。而して此の結果新たに掘り出した部位、即ち残存石室から十二三尺も離れた所の地下に側壁石並びの残存埋没することが分明、石室が長大であり、また室の底面が主丘封土の基底とは一致する様に見える所から、残存のこれを以て本來の主體構造とする推測を強めることになつた。依つて此の日の午後から翌十九日に亘つて右の新たに見出した残存側壁の部分から前後に發掘區域を擴張、以て墓室の平面を確める作業に主力を注いだ次第である。

如上の作業は一方の裾の方では、主丘封土の端から十二尺位入つた傾斜の極めて緩かな部分でつき、室の全長が四十尺と云ふ細長い平面形を示すことが推され、其の封土に對する關係も主軸と略直角に交る線上に營まれてゐるのが分つた。然し反対の奥の側にあつては、作業の進むにつれて採土の容量が多くなる許りでなく、崩壊した側石等が落込んでゐて、是等をば取り除けるに多大の労力を要し、また底部から敷石が現はれ、一部に副葬品なども残存してゐて、進行意の如くならず、遂に當初検出した天井石に近づいて大石の累々と相重なる所に到達、特殊の設備を以てするに非ずんば、是等を取除いて調査を徹底することの不可能な状況に直

面した。



第4圖 機械に依る大石搬出作業

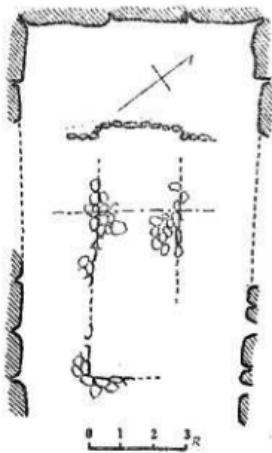
此の際吾々にとつて非常に幸であつたことは、發掘着手前後から墳上の石棺なり他の用材をば別の所に移して保存する爲に田村宗次郎氏の手で其の準備が進められて、二臺の^{カイシ}上機^{カミキ}が到着、十九日には上記の調査と並行、前方部の石棺が蓋身を揃へて塚を下つて、十町ばかりも離れた處に故障なく搬ばれた事であつた。^① 依つて田村氏に懇請して、これが處理をば大石の取扱ひになれた十名近い其の工人に一任の上、氏等の義侠的な協力に依つて廿日に至り右の困難をばやうやく克服することが出来た。此の日正午過ぎ突然襲來した強震の爲に石材の落下などもあつたが、石材の搬出が終つてから吾々は石室奥の底部の調査に意を用ひ、暮色せまつた頃實測圖をも書き上げて其の結果本石室を以て本來の主體とする想定を得たのであつた。

ワインチに依る大石を室外に搬出する作業の間別に人夫をして附近に散在する大石を掘り出させて實狀の調査を行ふた。こゝでは特に既記のクビレ部の一群に留意する所あつたが孰れも單に大石の半ば埋もれた限りのもので、相互に特殊の構造の一部と見る可き徵證を缺き、検出中の細長い石室が殆んど天井部を失ふてゐた點から、同部石材の早く移

動されたものとする推定を得たのであつた。

上來の後圓丘に於ける構造に對して、前方頂部に遺存する石棺は、調査前の狀況が恰も同部の回所から掘上げたと見るにふさはしい觀を呈してゐた。前方後圓墳の此の部分に石棺を埋めた例はこれを大和國山邊郡丹波市町の鎌子塚古墳に見受けるので、右の場合としても決して不思議ではない。從つて吾々は本來の位置に就いての徵證を得る爲に、現存回所の下底

第五圖 石室内に於ける敷石の回んだ部分指示圖



を發掘して、深さ十二尺に至り、また棺が運搬され、後身のあつた下の部分を檢し等して、重い棺の安置に對する設備の名残を擱もうとした。但し前者の作業中表面下約十尺の處で鐵地金銅張金具片、陶器片三個の混在を認めたのみで、他に得る所なく徒勞に終つたが、上記の後圓部石室の調査中偶然原位置と覺しい形迹に注意したのは特筆に値する。右の形迹と云ふのは奥壁を去る前方十一尺の邊から六尺位の所に亘つて、底面に遺存する敷石が、中央部約二尺四五寸の幅で主軸に平行して、上からの重力に依り三寸許り凹んでゐたことである。其の狀況は位置や幅等に併せ翻て、もと同部に棺が置かれたとするにまことにふさはしい。然らば前方頂部の棺は、もと其處に安置された本墳被葬者を納めたものであるが故あつて持ち出されて前方部に移置したとする新しい解釋が加へられ、當初考へた墳の主體の複合型が内に石棺を藏した横穴式

石室であつたとする別個な歸結を得ることになる。尤も右の推定の徵證たる石室内敷石の
間みは第五圖に示した様に大半破壊されてゐるので、かく斷じ去るに疑問がのこり、また行ふ
た前方部の調査が自ら満足する程の徹底的なものでないことから、ほ一の最も可能な推測
以上に出で難きを自認せざるを得ない。而も後者の調査の遂行は與へられた時間内では不
可能であつた爲に、後丘石室の實測を終へ翌日行はれた羽館氏の寫眞撮影を以て調査を打切
つたのであつた。

然るに吾々の調査後に行はれた墳丘の地均し工事中上記の點を補足す可き新事實が見出
されたと云ひ、それに就いて瀬之口氏から次の様な報告があつた。

「石舟塚後回部の頂上から十三尺掘下げた處に厚さ一分位の殆んど全面に亘つて板状に敷かれたるものあり、工事操業者は鐵板があつたと言へど仔細に検するに鐵に非ずして粘土質のものなるが如し。恐らく葬送前に土地を平らげ適度に水に和した良質の粘土を一面に裝置したものではあるまいか。

面上突起のあるのは後年樹根を下した爲に生ぜし痕にあらんか。なほ此の粘土板と目すべきものは第四十四號墳に於ても施されてあつた。

「石舟塚前方部の凹所に近くにあつた樟の根を掘り返した處より範部の蓋杯破片六個（重しもと一個分）鐵釘様のもの三、一部に鍍金した金具片、鍍金具様のもの、木質の化石化せるもの（二）を出せり。」

二者のうち前者は送致せられた破片に依ると、氏が解した如く粘土の固まつたものとしてよ
い様であるが併しその遺存の理由に至つては寧ろ封土築成の際に於ける一工程とすべく葬
送と直接の關係などあつたとは考へられない。それは右物質の上部から何等出土品のない
事が有力な証據である。後者の前方部に於ける遺物の發見は、吾人の調査の際得た遺物片と

併せて同部にも埋葬のあつた事を示すものと思ふ。而して其の品目は木棺に聯繫した類と副葬品の一部と見られること後述の如くである。云ふ所の桿の木とは棺身の北に近接して存したものと思はれるから右の木棺の埋葬は前方頂部の中央であつたと見られる。然らば同所につた石棺に就いての既記の推定はこの別個の埋葬主體の發見に依つてよいよ實しさを加へるであらう。たゞ是等遺品の埋没状態は、發見が地均し中の出來事であつたが爲に其の詳細を知り得ないのは是非なき次第である。

3 石室の構造と石棺

前後四日間に亘る發掘調査に依つて確められた本墳丘の構造主體は、後圓部の東側に塚の方向とほゞ直角に交する線上に主軸線を置いて營まれた横穴式石室である。それはまたもと奥の部分に、前方部にあつた家形石棺を納めてゐたと考へられて、外形の整美なるに相應するものがある。右の主體の外本墳ではまた前方後圓墳に往々見受ける前方部にも陪葬があつて、その簡単な木棺葬なることが推された。

さて主體構造の石室は發掘の經過から知られる如く、古く破壊されて天井石が四散したばかりでなく、側壁の如きも半ば以上崩壊してゐて、爲



新田原古墳石室の構造



石光塚古墳

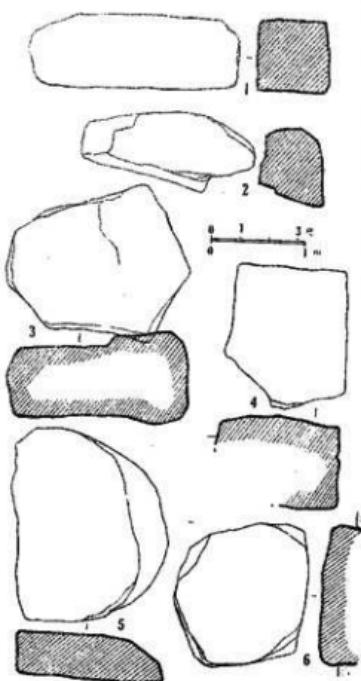
に本來の形を微するに極めて不充分なものであつた。これ等は一つは人力に依ること云ふまでもないが、石室壁が角の取れた川石を以て築造せられてゐて(第六圖)堅牢を缺いた點に因由の他の一半を歸すべき様である。

いま残存した部分に就いて、其の封土に對する位置から記述に入るに、平面形の上では、室は後圓丘の中心から約二十尺片寄つた所に奥壁を置いて、それより墳丘の裾近くに至る約四十尺の間に亘つて存し、塚の主軸とほゝ直角に交る方向即ち東南に近く面してゐる(第二圖)。これに對して立面の關係は、室の基底が現在の主丘の裾と思はれる面より二尺内外の處にある。併し本來よりも土砂が流下した事を考慮に入れると、室と封土とがほゝ基底を一にする様に見える外觀の方が、もとの姿に近いものとしてよいであらう(第六圖)。

次に石室の側壁は崩壊に依つて不明瞭な部分もあるが、其の平面は細長いもので、入口に向つて漸次幅を遞減するに過ぎず、多くの場合に見る様な羑道と玄室との區別などはない(第七圖)。而して寸法は現長四十尺に對して、奥での幅約七尺、入口の近くで四尺五寸を示してゐて、周囲の狀況からそれの本來に近いことが推される。側壁は既に擧げた様に角の取れた川石から成つて、築成に際して處々に大きな柱狀石を立てゝゐるが、

部分は二尺位の大さのものを石垣状に積み間隙に小石を挟んだこと圖版第六に示す片側残存壁の寫眞に見られる如くである。是等の用材は近くにある一ノ瀬川から搬ばれたものである事は云ふまでもなからう。なほ壁の積み上げ方は上程石材を持ち出して内側の断面が梯形をなしてゐる處普通に見る石室の場合と違つてゐない(圖版第七)。上部がすべて崩壊して壁

第七圖 石母塚古墳石室推定天井石形狀圖



の本來の高さをのこした部分はなかつたが、奥壁の残存部から同部のもとの高さ八尺内外であつたことを推し得た。此の點からすると石室本來の細長い點が一層目立つて来る次第である。

天井石は右の幅を狭めた兩側壁の上部に横架したものなること多くの例と異なる所がない。併し現位置に近く残存するのは僅に奥の二個ばかりで、それすら共に半ば墜落してゐた。而して他のものは附近に散在した大石がそれと見られること既に觸れた如くである。

是等の用材は塊状を呈して、中に割つた石材などをも混じ側壁と違つた點のあること第七圖に示す如く、是等に依つて覆ひ得る部分は二十五六尺と推定せられる。されば奥の二石と併

せるに於いて、室の天井部を被覆した材は略遺存するものと解せられる。但し、是等がどう云ふ具合に並べ置かれ、また天井自體の作りがどうなつてあつたかは現在全く徵證を缺く。僅に封土の狀況よりし、また後述第四十三號墳の相似た石室例より推して、玄室と羨道との間に若干高さの差があつて、後者が一段低かつたらうとする想像を描かしめるに過ぎない。

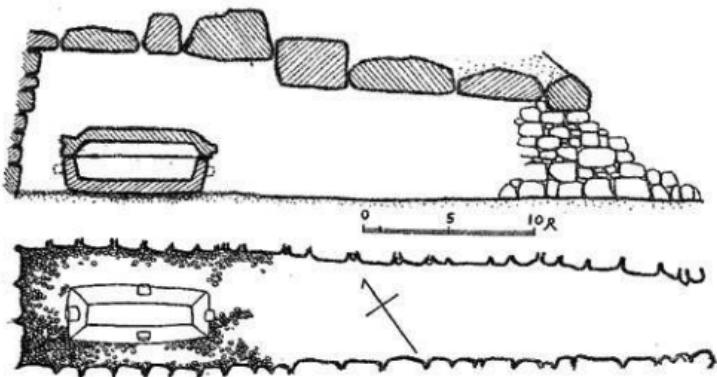
天井部がか様に原形を失ふてゐるのに較べると、室の基底部は奥の部分十三四尺に亘つて断續し乍ら敷石の殘存が目立つてゐて、割合に蓄形を認め得るものがある。この敷石はすべて五六寸大の丸形の川石を用ひ、平滑にされた粘土固めの基底面の上に一二重に敷詰めたことと圖版第八の二に載せた一部の狀況の示す如くである。而してこの敷石一部の上面に主軸に沿ふ長方形の凹みが見受けられて、それから同部にもと石棺が置かれてあつたらうとの推測を導かしめたことは既に記した。敷石の面上に認め得た右の凹みは、奥壁から約十一尺の部位にのこつた角の部分と同じく六尺から八尺位に亘る間に於ける幅二尺四五寸を示す主軸に並行した中央部の凹みに限られてゐるが、兩者の一方の側が中間破壊され乍ら一直線に結ばれ、また一方が隅の部分である點よりして、吾々の推定に誤りがないとすれば、棺自身の大きさに依つて、もとの位置を知り得ることになる。處がか様にして想定した棺の位置は正しく、竈奥半の中央を占め、且つ殘存した敷石の範圍の中央にも當るので、こゝに敷石の殘存する部分を以て本來の玄室とする新たな推測が加へられることになるのである。

次に前方部に遺存した右の石棺は安山岩を以てした家形彫抜式であつて、蓋身の二つの部分から成る。暴露後年時を経て、蓋身所を異にし、共に破損があり、特に蓋は二つに碎けて一部

を缺失してゐる(圖版一〇)。併しそれは本來の形を見るに不充分な程著しくはない。身は長方形の箱形で、長さ八尺三寸、幅中央で三尺六寸、高さ二尺を測るマクシーブな一石の上面に遺骸を納める部分として、前後九寸許、左右六七寸の縁をのこし、内部を一尺二三寸の深さに掘込んでゐること多くの例と違はない(圖版一一)。但しこの身は外觀が正しい箱形でなく、各部の作りが丸味を持つてゐて、下底に至るに従ひ幅が可なり狭まつて居り、それが高さの割合に低いことなどと共に、所謂船形石棺の身に似通つてゐる所のあることが注意される。今は現在は全く缺けてゐるが、その前後にもと徑一尺に近い繩掛け突起がそれ／＼造り出されてゐたのが、同部に於ける削り取つた痕から確められることをも記す可きである(圖版一二)。

棺蓋は身の上に被せた簡単な置き蓋であつて、大きさは身よりも稍大大きく、高さ約一尺七寸を測る。其の表面をば屋根形に作つて四側に各一個の繩掛け突起を刻出、また内面をば外形に相應する様に刎つた點で家形棺たるの特徴を具へてゐる。然しこれも各部の加工に丸味が持たせてあつて古調を存し、また突起の形なども不揃で、近畿地方に多い同式棺の様な整美さを缺く。從つて棺は蓋身を通じて云はゞ同式棺では古調を帶び、且つ鈍重な作りのものと云ふべきである(圖版一二)。現在其の棺の一部にかすかながら朱附着の痕迹を殘してゐる。棺の内法の示す大きさからすると、その内に内棺があつたとは考へ難いから、直ちに布等にて被ふた遺骸を置いて、朱を以て處理したと解すべきであらう。

調査を通じて推し得た後圓丘の構造主體たる石室と前方部に遺存した石棺の實際とは大要以上の如くである。而して残存した部分に即して加へた種々の想定、就中後者がもと前者



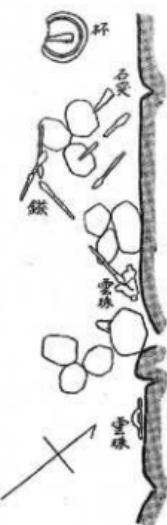
第八圖 後圓丘復原想定室石部深掘石舟原

内に壓められてゐたとする事とから、其の本來の形として第八圖に示す如き構造が導かれるのである。前方後圓墳の後圓丘の側面に横穴式石室の開口した例は、此の地から三里近い上總北村千烟字櫻田所在の一墳壇に認められる處であり、同様な遺跡は北九州から中國に亘つて數多く見出されてゐる。併し其の石室内に石棺の遺存するものは半ばにも足らず、多くは千烟の如くこれを缺いてゐる。されば本墳に於ける石棺の遺存はまさに墳の規模の大きい點と併觀して、同種の最も整つた一とせらるべきである。尤もこゝに繰返して置きたいのは、上記の復原形が、なほ不充分な調査の結果に基き、加へるに破壊の著しい部分をば意を以て補ふた點が多い爲に、厳密に本來の姿を傳へてゐるとなし難い事である。例へば天井部を覆ふた石材の位置の如きは、その用材と想の間に若干の疑問を残すこと既に述べた如くである。

4 残存の遺物

石室が大半破壊して、内にあつた大きな石棺すら外部へ搬出されたと想定した本墳の場合に於いて、石室内に副葬品の遺存の如きは、殆んど期待し得ないと言ふまでもない。されば調査中室の奥の部分に於いて、兩側壁に沿ふて點々と、その類の殘存を認めたことは、調査者の寧ろ意外にすら感じた處であつた。かくて是等は羽館君の丹念な作業を通じて取り上げら

第九圖 石舟塚石室内に於ける副葬品一部の殘存狀態



れて副葬品本来の性質を推すに資料を提供することになつたのである。

さて是等遺物の殘存してゐた區域は、略數石の残つてゐた部分即ち室の奥半部であつて、其の敷石の前端に近い處に置きの鐵製金具が點在して、同じ西邊から金銅の鉗具が

見出された(圖版第八の二)。外は、主として北東側の壁石に沿ふて存した。この後者は奥から十一尺位から十五尺位に亘る間に第九圖に示す様な具合に鐵鎌、雲珠、石突等があつて、中で鐵が最も多く、また石突の一つは杯の中から見出された。なほそれ等とは別に同じ側の奥壁から三尺許の處に坏一個の遺存したこととも舉ぐ可きである(圖版第九の一)。遺物の大部分は敷石の直上若くばそれに近い黒色土中にあつて、杯の如きは本來の副葬位置を保つてゐる様に思はれた。

か様な状態で見出された遺物を分類整理すると次の如くになる。

二、坏

二、侧

二、石
块

二、個

一、鐵
珠

十一個

一、鑿
珠

二個

一、金
具

一個

一、革
金具殘缺

若干

示す虚容器・利器・馬具の三者に属ることが知られる。次に容器からはじめて一々に略解を加へよう。

坏(圖版第一三) 二個のうち一個は口縁の一部を破損してゐる。共に上縁に蓋受けを作つた普通な形の坏であつて、右の破損した(1)は口径四寸三分、高さ一寸三分の焼締りのした青鼠色の陶質器であり、形も整ふてゐる。他の一個(2)も亦略同様な完好品であるが、この方は作りが厚く、且つ赤褐色を呈して、土師器と同様な外観を呈する。兩者に於けるこの相違は蓋に於ける火力の相違から生じたものであらう。

石突(圖版上) 二個とも同形であるが上記第一の坏の中にもつた一個が稍長くて、三寸一分を測る(2)。細長い圓錐形をして先端の尖つた器で、上部の袋となつた處に、もと挿込んだ柄の一端をとめた目釘が遺存する。されば身は失はれたが、是等から本石室に少くも二個の鎧の副葬せられたことを推し得る次第である。

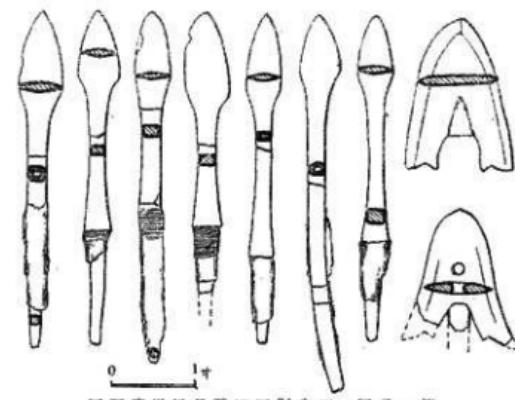
鐵鍤(圖版第一) 一個の断片を除くと他はすべて原形を存してゐる。是等は形の上から二種に大別される。大多数を占める其の一方のものは有莖式で、同部が長く、鋒部は平根の長三角形に近い作りに屬する。而して其の莖の先には柄の木片が残存するのみならず、表面を葛纏

にした名残をもとめてゐる(第一)。他の方は二個の示す形であつて、これは前者と違つた無茎の長三角形であり、且つその脇挟りの部分には左右一個宛の刺を作つてゐる。もと右の鋒部を挿んだ柄の一部がのこつてある外、一方には中央にまた小圓孔のあることが注意される(同上)。

鉸具(内上二) 銅質は全く銹化して青綠色を呈し、もと上に被せた金箔も半ば以上離脱してゐるが、出土品中最も著しいものと云ひ得る。環状體の横に擴がつた式で本に幅五分内外の帶革金具の一部を残して居り、それから本來の性質が推される。蓋し馬具の一であつたらう。

雲珠(内上二)

同形であるが一個は半ば破損してゐる。

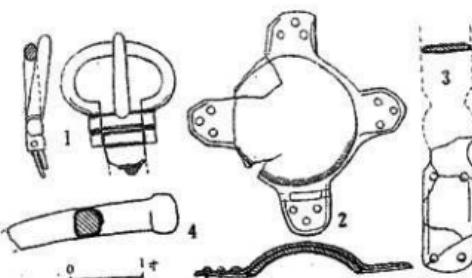


圖〇一第 漢鏡頭鐵見發室石器舟石

銅作りの鉸が殘存してゐる。

金具殘缺(同上二) 是等のうち先づ擧ぐ可きは、中央に括れを作つた細長い帶紐飾の殘缺とする。破片からの復原形は第一圖の3に示すが如く、現存片からもと少くも同形品の三個

あつたことが分る。作りが雲珠と同じく、その幅亦前者の脚に近いので、自ら聯關係のある金具たることが推される次第である。同種の金具で幅の違つた別な一片には、表面に波文が刻まれてゐる。但しこの方は原形を確め得ない。自餘の金具は孰れも断片ですべて性質を推すに遠いもののみに過ぎないが、いま中でやゝ目星しい類を擧げると、柱状をした鐵製品の断片(圖の4)、二、小札かと思はれるもの三、刀劍装具の責とも覺しい金具等である。



圖一 第一石室見表裏石室見表裏石室見表裏石室見表裏

以上石室内に残存した遺物の外本墳では別に前方部から出土した若干の遺物があつて、同部に陪葬のあつたことを想定せしめること既記の如くである。此の前方部發見の遺物中當初の調査に出土したのは、(一)陶質長頸壺の口縁部と思はれる片、(二)内面に渦文の押型を印した俗に朝鮮土器と言はれてゐる厚手大形陶壺の破片二個、並に(三)鐵地金銅張りの杏葉の一部かと思はれる断片であつて、前方部の埋葬を想定する資料としては不充分なものとせざるを得なかつた。處が其後の地均し工事中に新たな出土品があつたこと既に述べた、右の出土品に就いて縣廳から送致されたものには蓋坏一個分を缺いて居り、從つて同器の實際を確め得ないが、他の遺品はそれを類別すると

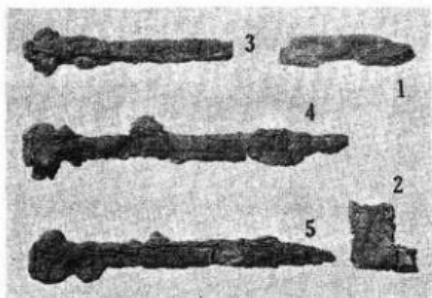
一鐵釘
四個分

一万子断片

一個

一馬具殘缺 一 個

に分たれる。



図二二 第一馬具殘缺

是等のうち鐵釘を除いた他の二者は共に破片が小さくて、本來の形を確め難い。併し刀子は莖の部分がほゝ全く同部の長さ二寸を測り、その一面に柄の木材をとゝめ、また刃は闊の所で幅五分に近いことが認められて、通じての作りが後述の第四十四號墳出土の刀子と同式であることが推される(圖二二)。馬具片また鐵地金銅張りで、現存部は帶取り金具の一部と、それを懸けるに備へた孔の部分に過ぎないが(圖二二)これを上記當初の出土品に併觀するに於いて杏葉の一部とする推測が加へられるのである。さて最も著しい鐵釘は其の三個がほゝ原形をのこしてゐて(圖二二)、最も大きい一本は長さ五寸三分ある。孰れも頭の大きい方柱狀の體をした普通に見るもので、その二つには體に横の木目の痕をとゝめ、木材の接合に使用されたことを物語つてゐる。此の點が釘の大きい事と併せて、本來木棺に使用されたとする推測を加へしめる所以である。

殘存の副葬品が本來のどれ程の部分に當るかは全く不明であるから、如上の所見を以て其の全貌を推察すが如きは固より差控へる可きである。併し後圓の主石室並に前方部の殘存品を通じて、容器利器・馬具の類である點は、從來の副葬品に關する知見より判すると横穴式石

室の内容にふさはしく構造と内容との一致してゐることが自ら認められるのである。

之を要するに本古墳の調査は既に早く内部構造主體が破壊せられてゐた爲に、其の性質を確めるに充分な徵證を得なかつたのであり、加へるに調査が時の制限を受けて隨所に不充分な憾をのこした事、上來の記述に繰返した處である。さり乍ら他方に於いて隆然たる前方後圓墳の主體が横穴式石室より成り、うちに石棺を瘞めたことを推し得、また副葬品の一部をも検出して從來の稍漠然たるに過ぎた本遺跡の性質觀に寄與する資料を齎した點は調査者の私かによろこびとする所である。而して古墳自體が特殊な事情から全く形を失ふた事を顧みるに於いて、明にせられた右の事實が永く古墳の實際を傳へる記錄たる役目を荷ふことになつた。本墳の性質に關する所見に就いては、自餘の古墳と併せて後論に於いて記することにする。

〔註〕(1) 參照の便に見玉實滿の本古墳に関する記述を引用して置く。

(→『日向國神代の繪圖』)



〔註〕(2)『笠狹大略記』(文政八年刊)

「石船塚の地號ひ」なる項に前者と略同の記事を載す。

此の外明治十一年平部裕南の『日向地誌』に續々詳しき記事があつて、それには石舟(文中に石舟としてゐる)の發見を天保十一年(嘉慶二年)としてゐる。全文は次の如くである。

「石船塚、新田原の原中にあり萬一丈五尺周圍一町四十八尺、開其形隆然として長し。天保十一年癸卯土人其塚ヲ發掘シテ石舟二片ヲ得タリ。一片ハ長八尺、幅二尺四寸、深一尺二寸、一片ハ長八尺四寸、幅二尺二寸、深八寸五分今皆



第一三四 石移作業

家賀ニ島露ス、蓋シ一ノ片ハ須斐ニシテ一ノ片ハ那岐ナヨト
想ハム、土人ヘ石舟ノ何物タルヲ知ラス歎リニ之ヲ石舟
ナドト呼アハ歎ベシ、然レトモ他ノ聲名ナケレハ姑ク
土人ノ稱呼ニ從フ、其聲老矣故採ノ生ス。

此の記事は一見した處前者に較べて餘程藝術的である様に
見えたが、而もうちに見逃し得ない誤謬を含んでゐる。

遺見の年

時の如きが
それであ
る。天保十
四年に先立
つ文政八年
に見玉質浦
が既に石棺
を掘してゐ
ること上引
る事は多言
の如くであ
るから、右
の説りであ
ること上引
くと云ふ。

(3) 新田村長の談に依ると、此の石棺が現在の隠な具合になつたのは大正五年以後の事であつて、當時一部が掘開せられ、内部から蓋等が出て後場に置かれたが現在では所在を失して此の機會に指揮して訂正して置く。

新田村長の談に依ると、此の石棺が現在の隠な具合になつたのは大正五年以後の事であつて、當時一部が掘開せられ、内部から蓋等が出て後場に置かれたが現在では所在を失して此の機會に指揮して訂正して置く。

本項はじめ以下の諸古墳はすべて調査の終了後封土が取除かれることになったので、縣立守兵事課では省内の墓向を鑿して、石棺其他の構造主體を移し、また出土の調査品を再埋葬して、遺跡空虚の實際を表はす爲に、もの古墳所在地の南方十町近い裏地塚に新しい形を替へたのである。石棺は最も目立つた存在である處から、早くそれを移設が計画され引いて田村氏一行が調査と同時に實施の爲に出掛けて来た次第である。いま第一二間に右の石

(2) 一例として「西都原古墳調査報告書」第三載する關係の全文を次に引用して参考に供へる。

四 第四十二號古墳 [圖版第一五—第二〇]

1 外 形

石舟塚の南方に位置した本古墳また前方後圓の外形をしたものであるが其の規模が小さい許りでなく、封土に崩壊した部分があつて、爲に樹木雜草に被はれてゐた以前に於いては圓墳と誤認される懸念が多かつた。調査に先立つて樹木等を伐採の上行ふた實測の結果からすると、塚は東南方に前方部を向けて、東南から北西の方向に主軸を置いて居り、その外形は圖版第一六の實測圖に示す如く、前方部が著しく破壊せられ乍ら形狀をとゞめ、この部に較べて後圓丘が目立つたものであることが知られるのである。尤も此の後圓丘も所々に土砂採掘に依る凹所を存して石舟塚の後圓丘の様な完好的な外觀に乏しく、また底部の徑約六十二尺に對して、高さ七尺内外と云ふ實測値が物語る様に割合に此の部も低いのであり、上面約三十尺が略平坦となつてゐて、それから四方に緩かな傾斜をなして下降、正面のみ稍長く延びて、現存最高部の高さ四尺に近い前方部につゝき、主軸の長さ百尺餘の墳形をなしてゐる。されば同じ前方後圓墳であるとは言ひながらも石舟塚とは違つた趣を呈するのであつて、此の點は圖版第一五の二に載せた西南方からする塚の側面の景觀に於いて認め得ると思ふ。

現在前方部の封土はかなり破壊されてゐるので、右の状況を以て直ちに本来の形を傳へたと速断することは早計な感を與へるが、地形其他から推すと、本墳はもとより前方丘のさまで大きくなかつた式と見て誤りがない様であり、前方端正面の幅の如きは四十尺を超へなかつたとす可く、高さ亦後圓丘よりも低かつたに相違がない。而して調査の結果明になつた後圓丘の位置から見て同部の本来の高さが今より二三尺位高かつたに過ぎないと思はれるから、墳の原形としては、現在の封土に兩丘共二三尺の高さを加へたに過ぎない様であり、結局に於いて現形とさまで隔りがなかつたものと考へられるのである。

墳丘を築成してゐる土壤は全面を通じて黒褐色の粗鬆な灰様のもので、砂利など混するごとなく、また埴輪圓筒片なども遺存して居らず此の點で一切の外部的な設備を缺いた極めて簡単な封土に屬したこと石舟塚の場合と同然である。

2 発掘の経過と内部の構造

本墳の發掘調査は十八日の午前九時頃から着手して、中村清兄氏之が監督の任に當つた。作業は數人の人夫の手で、後圓丘の中央に割された十尺四方の區域内にある雜木の根を掘起しながら徐々に上部から封土の掘下げを行ふた。處が着手後僅かに一時間半で、なほ根の掘起しが終らぬいうち、早くも發掘穴の中央から東に寄つた邊で刀身裝具の埋没した一部分を見出すに至つた。狀況を案するに、本墳の構造主體は石室などの設けあるものではなく、また副葬品が極めて淺く埋まつてゐる點よりして、調査に特殊な注意を加へる必要が感せられた。

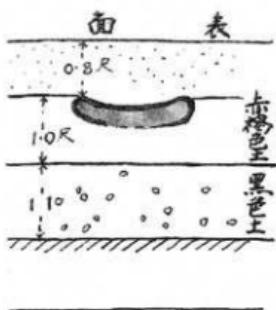
依つてこれが實際の處理をば、か様な發掘作業に經驗の多い羽館君に一任し、梅原これが觀察に當つて遺漏なきを期することにした。

さて羽館君の指揮に依つて、人夫の手で見出された遺物を中心とする其の四方の表上が均一に取除かれてから、細心周密な氏の遺物検出作業が進むにつれて、當初見出された刀装具の一部は、柄頭を同部に置いて、それから西南西の方向に長くつゝいた太刀で、それが表面下一尺以内の淺い位置に本來の形のまゝ遺存する事が明になり一同をよろこばせたのみならず、その北側に沿ふて粘土から成る幅二尺に近い中凹みの構造部分が注意に上つて來た。而して同部の東邊に陶質の壺と壺とが並び置かれ、またそれに近い粘土の中凹のうちに玉類の點在するを見出すに至つて、主體が一種の粘土床より成り、その上に東枕に遺骸を埋葬したことを想定し得たのであつた。依つて以後は右の粘土床の形狀を究める事に意を用ひながら、西方に掘りすゝめた。この間點々として凹みの上から刀子、鐵等が見出され、かくて東端から六尺餘にして粘土部が盛きてゐるのを知つた(五〇二)。尙吾々は右の主體の左右にも調査を及ぼしたのであるが得る所なく、かくて如上の部分をば原形を存した本墳の主體とする認定の下に、各部を清掃し寫眞撮影記録の作製等をすませ遺物を取上げてから、中村氏の手で主體を切斷、その下邊の構造の検査を行ひ、此日の中に全部の調査を終了したのであつた。

以上の調査に依つて知り得た本墳主體の位置は圖版第一六の外形實測圖上に示す如く、正しく後圓丘の中央に當つてゐて、その長軸は塚の主軸に對し略四十五度の傾きを持つた東南東から西北西の方向に亘つたもので、現表土面からは僅かに一尺下の淺い部位に存したので

ある。

右の主體は粘土を以て作られた簡単なものであるが上に用ひた土質が不純物を混じた精良な類でなかつた事から既に輪郭線を不明瞭にしてゐる嫌がないではなかつた。併し大體の形は固より認め得るのであつて、それは上面に中間みを作つた細長い形を示し、現存部の長さ六尺内外あり、割合によく原形をとめた東半部では幅約二尺を測り、この幅に對して上面第一四四、第四十二號墳後圓丘中心部斷面圖



が中央で約二寸五分の深さに凹んでゐる。なほ粘土自體の厚さは四五寸の間にあり、兩側の縁が丸味を以て突起した形をして、それ自體が厚さ一尺を測る赤褐色土層の上面に位置し、該土層下には厚さ一尺一寸の若干砂利を混じた黒色土更に相似た厚さの他の土層がつゝき、幾重もの盛土の上に營まれたものであること、中村氏の作った切斷面に依つて確められた點を擧ぐ可きである(第一四四)。

その長さが割合に短く、また中凹みも割合に淺い點などでも違ひはあるが、如上の本墳主體の構造はその用材なり、また形の上で、近年著しく實例を加へた我が古式古墳の内部構造に見る細長い木乃至粘土を以てした舟状の主體に相通するものがあり、同じ部類に加ふ可きことが考へられる。此の場合右の構造部分が封土の上邊に位置することとも亦該式の通性の一に一致する處である。本古墳の粘土床の示す大きさは一人の遺骸をその上に伸展葬するに恰好なものであつて、またか様に伸展葬されたことは次に記す

る遺物發見の位置から確め得て殆んど疑を挿む餘地がない。なほ一部人士が推測する此の種の粘土造作部を以て木棺の基臺とする説に對しては、本古墳の場合羽館君の細心の注意を以てして遂に床上を通じて木部の痕迹を認め得ず、他方刀身に木部の遺存した點から推して、その上に本棺があつたとする事は否定する外なかつた。蓋しこゝではその遺骸は割合に簡単な處理法を以て床上に置かれたものと思はれる。

3 遺 物

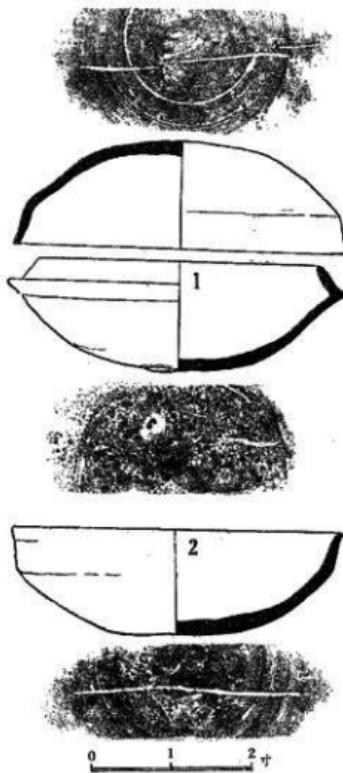
上記本古墳主體部に於いて發見せられた遺物の位置は圖版第一八の一に示す如く、粘土床の向つて右側(南)上縁に近く位置した刃を外に向けてゐる金銅裝圭頭太刀と床の前端(東側)に相並んでゐた蓋坏と坏の二個が特に目立つたものとする。その外では頭邊の床上に散在した管玉一、小玉大小二十五粒、腰の邊に於ける刀子、脚部の鐵鐵若干であつて、其の品目數量共に多いとは云ひ難い。併し是等遺物の出土狀態たるや、圭頭太刀の柄頭が當初検出した部分であつた爲に鐵先に當つて稍々大きく破損した外は、略掠を完存して居り、また北にあつた坏は恰も蓋坏の蓋を置いた如き状況に、他の蓋坏は身の上に蓋を上向きに重ねた形で、稍々傾き乍ら全く、その他も略同様であつて(圖版第一七下)、もと若干の玉を佩用して東枕に上向伸展葬した遺骸の右脇に圭頭太刀を添へ、腰に刀子、頭部に陶質容器を供へ、また脚端に鐵を置いた原形を微し得て缺くる所がない。されば是等から遺骸は消失し去つたが、被葬者は男子であつて、またその身分のさまで高い人でなかつたらうことをも推し得る次第である。

採取後直ちに行ふた調査に依る右の遺物の品目點數は左の如くである。

一、陶質蓋坏	一個	二、陶質坏	一個
一、金鋼裝圭頭太刀	一口	二、刀子	一口
一、鐵 燐 残缺共五個		二、異形鐵製品	一個
一、管 玉	一個	三、小玉	各種二十五個

次に圖版第一九、第二〇に掲げた寫眞と對照して其の性質を見るに付する。

(一)陶質器(圖版一) 二個共に俗に祝部土器と呼ばれてゐる陶器(スエノウツハ)である。蓋坏は身の上縁に垂受けを作り、それに簡単な形の器をば外被せの印籠蓋にした此の種の器として最第一五圖 第四十二號出土陶質蓋坏實測圖及寫眞撮影



部人士の間に竈印と考へられてゐる一文字の刻線が認められる(第一五)。

坏は口徑四寸一分、高

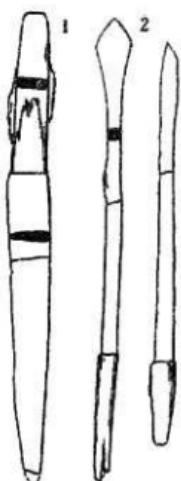
さ一寸三分あり、前者の蓋と全然同形同巧で、黒鼠色を呈し、また外面に同じ竈印の刻線を見受ける(圖版三)。

(二) 金銅装主頭太刀(圖版一九) 一部分に破損はあるが、略本來の形を遺存して、今次出土の副葬品中最も著しいものである。柄頭から鞘尻までの全長三尺二寸を越へ、各部の金具は大部分青綠錆を以て覆はれてゐるが、一部に金色をとめて、もと鍍金を施したものであつた事を示してゐる。柄の柄の詳細は圖版に譲るが、破損した主頭には腕貫緒の孔と二條の切羽が原形をとめて居り、右の切羽と小さな卵倒形の簡単な鰐との間に柄にまいた銅板には、一つの中核から兩方に巻蔓状の渦文を出し、一方に尾状の線を加へた珍らしい刻文を施してゐることを特筆すべきである(圖版一)。次に鞘では木を合せて作つた細長いそれの尻に附した金具(長五寸)と三個の足と責との金具が各の部位に遺存してゐる外、鞘口と一の足との間並に二の足と一の責との間にそれとも薄い銅板を卷いた原形が認められる。刀身は云ふまでもなく鐵製であつて、長さ二尺一寸内外あり、その鉢子は稍々角張つた式に屬する。主頭太刀は從來主として關東地方から見出されてゐて、武藏國北埼玉郡小見村古墳出土品の如きは中で原形をとめていたものとして常に擧げられてゐる。いま西のかた日向から本例に接しなほ上記の様な柄に刻文を見るることはまさに研究上の新資料と云ふ可きであらう。

(三) 刀子(圖版二〇) 二片に折れて出土。また鋒の一部を缺くが、其の制は確められる。現長五寸一分(内茎長一寸八分)あつて、裏にはもとの柄の木片が遺存する。既記の石舟塚古墳並に次の第四十四號墳出土例と同様な式の刀子として簡単なものである。

(四) 鐵其他(國版下) 鐵は推定五個のうち、略形を見得るのは三個のみで、他は樹皮をまいた莖の端の部分を残すに過ぎない。孰れも莖の長い式であつて、うち一個は長さ五寸を測る。鋒の形式の分る二例は共に鑿箭式である。説の爲に寫眞ではその具合がよく分り兼ねるので實測圖を掲げて置く(第一六)。以上の外これ等と相似た細長いものに圖示(四)の如き異形鐵製品がある。

第一六圖 第四十二號墳出土鐵箭頭測面圖



一見した處既記載のみの鐵片の殘存と併載して、それの銷着いたものゝ様にも思はれるが、而も實物の上にかく解し得ない點があり、且つ出土の位置も刀身に近い所であるので上には別の品目として擧げた。鉄の殘缺かとも思はれるがなほそれと確める據所に乏しい。

(五) 玉類(國版第二) 一個の管玉は長さ二分餘の細い碧玉製であつて、滑かなその面は青灰色を呈し、中央の孔は割合に大きい。小玉二十五粒は採取の際に二三破碎した。中で十個は徑二分から三分に夏る所謂瑠璃色をしたものであるが、餘は極めて小さな南京玉と俗稱されてゐる硝子玉であり、その四個は黃色他の十一個は淡い水色をしてゐる。發見の位置から推して、是等は首飾玉であつたに相違ないが、か様な玉としては極めて貧弱なものと云ふの外はない。

以上列記した處を顧みるに、出土遺品の示す處主頭太刀をはじめ陶質器、鐵織など孰れも我が上代古墳の副葬品としては所謂後期の古墳内容に普通見受けるものに一致する。既に述べた外形並に主體の構造が古式の系統を傳へてゐる事に對して、この點は正に注目せらるべきであり、本古墳の營造年代なり性質は當然右と聯關係して新しく考へられなければならぬ。それに就いての見解は後論に譲るが、一見封土が崩れた本墳に於いて、中心構造が幸に遺存し、同部の構造並に副葬品に就いてか様な事實を確め得たことは調査者の欣びとする處である。而して僅々一日の調査で終了した本墳が實は四基を通じては満足すべき調査を遂行し得た唯一のものでもあつたのである。

【註】(1) 北の古墳は『日向地誌』(上引)に古墳一基として記するものに相當する様である。参考の爲に本文を引用して置く。

瀬戸家ノ東南一町許ニアリ、林裏中ニアリ、高六尺、周

圓三十一尺。

(2) 海原「本邦上代古墳の内部構造に就いて」(『史林』第二十五卷)

第三號所載日本考古學論文所收)参照。

(3) 此の环は北國第一八の一に載せた副葬品位盤には誤つて蓋环として描いた。斯くて見える下半の部分は當然削り取る可きである。註記して右の限りを訂正したい。

(4) 地原第二〇の上には一見不要と思われる刀身骨金具の細片までをも收めた。箇中の環狀品は脱離した腹質縫の孔の

一方である。これは石舟堅古墳の註にも觸れた様だ、副葬品がすべて再び埋められて、重ねて見得なくなつた爲、資料としての記述なり。蓋環の不備を補ふ微意に出てしたものである。彼の殆んど失はれた頭頂の原形をば主頭としたのは、同圖に載せた下邊の破片の示す形に基いたことを併せて註記する。

(5) 以上の外なほ發着作業中封土中から陶質器片一を得た。それは俗に朝鮮土器と呼ばれてゐる内面に押模圖文のある甕片であつて、燒成の度は高い。但し單に破片一個のみで介在物に過ぎず、副葬品と認め得なかつたから本文からは除外した。こゝに附記して置く。

五 第四十四號古墳

〔圖版第二一一第二八〕

1 外 形

第四十四號墳は本古墳群中に於ける唯一の單純な外形のものである。雜木草で覆はれてゐた當初は、一見圓錐の如き外觀を呈してゐたが(圖版二)、それ等を伐採して見ると基底部の縁邊が角張つてゐるのみならず、封土の上にも稜角の稍々目立つたものがあつて、それが恰も前者の四隅と一致する所から、方墳と見ることの確當なるを思はしめた。而して實測に依る外形も圖版第二一に示す様な結果を示して、また右にふさはしいものであることが分明したのである。縣下に於ける方形墳は西都原古墳群中男狹穗塚古墳の後圓部外縁に近く位置した第二百十號墳が著例をなす外、北諸縣郡高崎村江平の一例が紹介せられてゐるに過ぎない。^①されば本第四十四號墳がかく方墳と認められる事實は當然特筆せらるべきである。

さて實測圖に基くに、封上の示す平面は、四隅に若干丸くなつ處があり、またそれ等を結ぶ縁邊にも若干の出入を見るが、方形の各邊は孰れも略七十五六尺の長さを示してゐて、正確に云ふと各邊は方位線と十四五度の傾きを示すも、大體の上では東西南北の線に合致した外觀を呈する。此の點からすると本邦上代の墳墓に見られる二種の方墳中の新しい部類に入る可

(5) 封土の表面に葺石がなく、また埴輪圓筒の圍繞を缺く現状も、その類に認められる所と一致する。

次に平面形に對して封土の示す立面は、現高約十二尺の盛土が單成であつて、上方二十尺内外の間平坦となつて居て、その四邊から緩かな傾斜を以て基底部に下る處、我が圓墳・方墳の外形に通じて見る裁頭の原形をとめてゐることが擧げられる。右の立面形は東西の斷面に於いて左右均勢の正しい姿を存してゐるが、南北の切斷では、北面がやゝ急な傾斜をなすに反して、南方が緩かになつてある。これは墳頂の平な部分の南邊が崩壊した結果なる可きこと平面形に於ける上邊の等高線の歪みから察せられて殆んど間違ひがない(圖版)。

本古墳の示す以上の外容は規模に於いて固より河内に於ける用明天皇・推古天皇の御陵に遙かに及ばないものであるが、その大きさは上引西都原第二百十號墳と略伯仲の間にあり、また備中岡谷の一方墳・大和帶解の黃金塚古墳とも相同じく、而して調査の結果以下に述べる様に横穴式石室を主體とした事が確められた點に於いて學術上の興味を深くするのである。

2 調査の経過

本古墳の調査は第四十二號墳と同じく十八日に着手した。これは一つは此の遺跡のみ封土を覆ふた雜木草の刈取が行はれないで、もとの儘の狀態に遣り、引いて外形の實測が終了してゐなかつたに依る。されば發掘の開始と共に右の工作を促進せしめ、實測圖の作製と並行して同日から中村清兄氏監督の下に人夫四人で封土の除去を行ふ。先づ墳頂の中央にある

稍々回んだ部分に一區を割して掘下げる。區域は約七尺四方で、表面の腐植土を除いてからも中央では黒味がちな土壤がつゝき割合にやはらかく、作業が順調に進行して午後になつて深さ三尺に達した。處が如上の探査に依つて作られた周壁の断面下邊に土質を異にする部分があるのみならず、發掘した軟かな土壤の中から陶質の子持容器の破片や坏片等が出て来たので、中村氏は是等を以て既掘を物語る徵證となし、主體構造が破壊されてしまつたとの解釋を下して、午後三時過ぎ調査を打切つたのであつた。

併し此の古墳の高さは上記の様に十二尺以上あつて、彼の石舟塚の如く墳丘後圓部の基底近くに床を置く石室を主體とするものが近くに存する以上、右の所見のみで、主體の破壊を斷するにはなほ疑問がのこり特に外形が新しい式の方墳であることから其の誠を深くするので、翌十九日に再び前日同様四人の人夫をして、更に中央部の發掘を續行することゝなし、中村君に引継ぎて作業の督勵を托し、兼てまた久保平一郎氏にも援助を求めた。處が掘下げること約一尺五寸即ち頂面下約四尺五寸に至つて石室壁の一部が現はれた。而して作業を進めに付れて、壁の石積みが北東南の三方に表はれて来て中が開んで天井石が見當らず、その状況盗掘に遇ふたことを考へしめて、其の點が前日の封土上部に於ける所見と相表裏する様に思はれた。

外形の四角な此の古墳に於いて、その主體が石室であると云ふ如上の所見は、一般古墓制研究上に興味を與へるので、よしや副葬品を失ふてゐるとしても徹底的調査の必要が感せられる事になつた。こゝに於いて中村氏は該石室の全貌を確める爲に大いに意を用ゐたので

あるが其の作業に當つて發掘穴を掘り擴げることなく、中央の間み即ち石室内ののみを掘り下げる外、出現した東側石積みの裏側をも併せ探査して、こゝに該壁面崩壊の形勢を馴致し(第二回)、加へるに本來狹い發掘穴内をばそのまま深く掘下げたことから四壁が垂直に近くなつて、深さ五尺を超へるに至つて採土上に支障を來し、作業の進行が全く頓挫することになつた。依つて、吾々は全貌を明にする爲に別個の手段を構する豫備知識を得る爲に試みに中央の間みの一部を井戸掘的に深く掘下げしめたのであるが、石積の上面下約四尺にして落した石材の累々たる部分に達し、室の床がほゞ封土の基底面と一致することを推し得て、六時前に此の日の作業をとゝめた。

十九日の夕中村氏が作業中途で引き上げた爲に二十日から梅原工を普し、引續き久保氏の援助を受け、また鈎田、羽館兩君にも協力を求めた。前日の所見から室の羨道が南方に向ふてゐるとする想定の下に、先づ同部を掘削つて中央の既掘部をそれと連ねて採土に便にする方針を立てた。而して作業の關係から人夫を十人に増して、工程を促進せしめる(第二回)。南部の右の土工が進むにつれて豫想した同部の石並びが現はれ出し、午後三時頃に至つて長さ十数尺に上る天井石並の大體を知り得る程度に達したが、此の部分も、その石材はすべて墜落した状況を呈して調査の前途の容易ならざるを思はしめるものがあり、更に此の日正午過ぎ突然襲來した強震に依つて、懸念した當初の中央發掘穴壁が隨所に龜裂を生じ、崩壊の危険に瀕する事になつていよいよ困難の度を加へた。依つて應急の處置として、實測圖作製の上當初見出された室側壁上部の石材若干を取除き、また中央部の周邊を掘り擴げなどする。午後

五時半後造石並びの上面を清掃の上俯瞰寫眞を撮影してこの日の作業を終へた(圖版第三)。

二十一日は人夫を増して石室内の探土を行ひ、その下底に落込んでゐる石材をば後造を通じて外部に搬出して、同部の調査を終へる豫定の下に朝早くから作業に着手する。前日の石舟塚石室調査の経験に基き、再び田村宗次郎氏に石材の處理を一任し、巻上機で石室から大石の取出しを行ふ。處が同部の探土に依つて現はれて來た大石は、深位にあるが爲に、半ば墜落し乍ら上位にある天井石の上まで持ち來す作業が極めて困難であり、引上げに依る重量の加重から太いワイヤーが屡々切斷して進行意の如くならず、技術者の側から嘆聲が漏れた。かくてこの日終日の努力を以てして僅かに内部から、もとの天井石と覺しい大石四個を外へ搬出し得たに過ぎず、其の結果たるや、當初の豫定に反するばかりでなく、内部の調査は後造部より改めて石材を取除き、然る後同部に及ばず外側壁の崩壊に依る危険を防ぎ得ないことが明白になつた。かかる作業たるや到底短時日に行ひ難く、當初二日間の出張協力の希望に應じて來た一行にとつて、既に前以て豫定した福岡縣下の調査日程もあり、これ以上の永い滞在は不可能となつた。その上田村氏に引續いて協力を期待し難い事情等もあつたので、止むなく、一時調査を中止することに決意の上、縣當局の諒解を得た。そこで中止前に人夫をして室の東北部に於いて床に達する試掘を行ひ(七題)、床が前日取去つた壁石下の現存する石材の上面から下方約六尺にあつて、粘土質の地盤上に河石を敷いたものである事實を確めて、暮色透つた六時半に引き上げたのであつた。

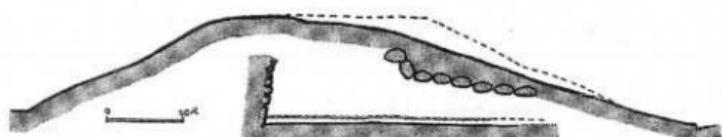
さて中止後の再調査に就いては四月に入つて縣當局より重ねて出張の上引續いてその局

したい。



第一回 第四十四號玄室の内観試作

に當る様にとの交渉を受けたが時恰も新學期に際し、本務の關係で任地を離れ難い事情があつて、徹底的調査に就いての責務を痛感しつゝも遂に求めに應することが出來なかつた。從つて調査は瀬之口氏の手で行はれた。いま氏の報告に依つて其の一斑を窺ひ得る次第であるが、この調査がまた種々の事情の爲に、再開以前に石材の一部が取除かれ、なほ落下した大石に災されて調査を石室の全部に及ぼすに至らずして中止、其のまゝで形態を失ふことは學術的見地から遺憾と云はねばならぬ。調査は氏の監督の下に原田仁氏が實測圖の作製を擔當したものであつて、玄室と覺しい部分の下底を精査した上、漢道の一部にも及んだこと原田氏の圖に依つて知られる。此の調査に依つて石室の構造に關する知見を加へた點が色々とある。床の構造と排水溝の存在を確めた如きは其の最も著しいものとする。なほ室内から若干の副葬品も發見せられた。是等に就いては項を改めて吾人の所見に加へるに瀬之口氏の記述を以てして、本古墳の性質を推すことに



(圖示指標図のと室石と土封) 断面圖四十四第 八一圖

前項に記した調査を通じて確められた本古墳の構造主體は封土の中心から南邊の中央部に亘つて營まれた横穴式石室であつて、瀬之口氏に依るこ南二十度東に面してゐる。此の石室の封土に對して占める平面上の位置は、圖版第二一に示す如く甚だ整然たるものであつて、本墳の主體たるに疑を挿むべき餘地などない。立面の關係も亦發掘の際の所見からすると、封土の基底と室の床とが大體一致してゐて(八圖)、それ等から石室が構築せられ、然る後覆ふに封土を以てしたと見る可く、而も豫め外形の設計がなされてゐたことを想定せしめるのである。

石室は石舟塚古墳後圓丘の石室と同様な角の取れた大小の川石を用材として築成せられてゐて、本墳では天井石まで同じ川石の大きなものを以てしてゐる。これが石と石との積み重ねに間隙を生じ、堅力に依つて丸い面と面との接觸から上石の頽落となつて前項で見た様な石室の崩壊を來し、調査を困難ならしめた主な理由をなしたものに外ならぬ。壁面の築成はか様な石材を用ひた結果として、壁の築造に當り、多くの場合と同じく上に至る程石材を持ち出して天井石の横架に便にすると共に、又壁の内面を揃へるに留意したこと認め得るが、削石材を以てしたのとは違つて、どうしても凸凹が目立つのであり、また上石のに落ちに對する懸念なども構築中に氣付かれたと見えて、築成した壁面の凹所や石と石の間の空隙には粘

土を加へて、それ等を補ふにとめた點が調査の際石間に右の粘土が遺存してゐて確めることが出来た。

次に石室の規模であるが、それは既に上邊が崩壊してゐた上に、發掘調査を徹底せしめることが出来なかつたので、明瞭を缺く點が少くない。併し室の平面形は玄室と羨道との區別などない細長い式に屬すること調査を経た玄室の部分と羨道一部の状況其他から察せられる。瀬之口氏はこれに就いて、羨道の幅は玄室に接する部分から前方に段々と狭くなつてゐるものとして、奥での幅五尺六寸に對し、羨道の中央では三尺三寸なる數字を擧げて居り、また玄室は長十二尺六寸、羨道二十二尺六寸併せて全長三十五尺二寸として、其の平面形を明示してゐる。⁽³⁾ 處が他方原田氏の圖(附註)に依ると、示されてゐる全長は大體調査された奥の部分を玄室と見之に同部から羨道の前端にある石までの長さを測つたものを併せたと解するに於いて一致してゐるが、幅に至つては圖では奥も前も同様に描かれてあつて瀬之口氏の記載との間の違ひが著しく目立つのである。此の場合三尺三寸なる實數が擧げられて居る以上、一見その方が實を傳へた様に思はれるが、他方吾々が當初検出した羨道上面の中央に於いて、兩側壁間の隔りが三尺を超えて居た事實から推すと、高さ五尺内外の石積みの下邊が、それと同じ幅であつたとは考へ得ない。されば正確な調査を缺く此の石室に於いて原田氏の圖の様に羨道部が通じて奥と正しく同じ幅であつたとすることは當らないとしても、瀬之口氏の記述、また室の平面形に關する限り實を傳へたとはなし難い。思ふに氏の示した寸尺は吾々の測定したと同じ羨道上面中央の幅の實數に近い點から、不用意にそれをば奥の部分の底面の

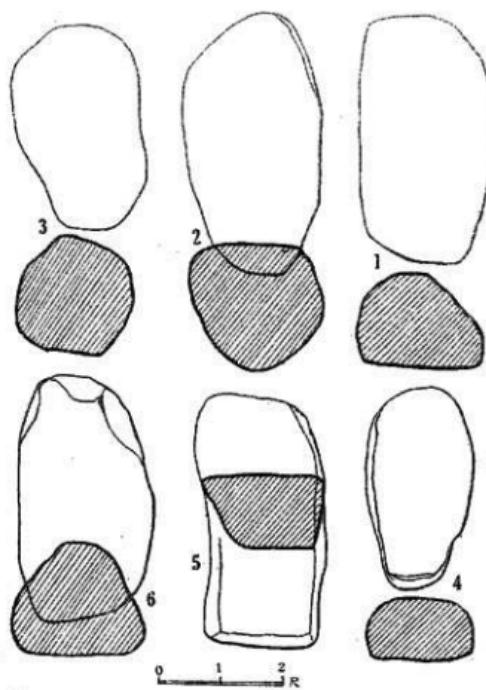
幅と併せ載せたに過ぎないのであらう。之を實際上からするも、氏の云ふ玄室の前から徐々に幅を狭めたとして、義道の中央で三尺三寸になるが如き平面形は玄室と義道との間に區別を置く外自然な形としてあり得ないのである。尤も此の場合原田氏の圖の如く義道の幅をば奥と同一とすることも、當初見出された側壁上面の幅が奥の部分が廣く、前方の狭まつてゐた點で、正しいとはなし難いから、結局に於いて平面形は右舟塚石室の如きものであつたとすべきである。但し其の詳細に至つては調査を缺いた爲に不明とするの外はない。

平面形に聯繫して、示された石室の全長に對しても若干の考察を加ふ可き要がある。調査せられた部分を玄室と解する事に對する疑問は立面形の處で述べるとして、義道端は現存天井石の端を以てそれに當て原田氏の圖には、更にそれに相應する位置に實線で側壁の石がそれん、描いてある。従つて右は據る可きが如く見えるが、而も當時撮影の寫眞（四の二）からすると、同部の調査が行はれた様に思はれないしなほ一般此の種石室の實際並に戸口閉塞法の示す處、天井石端と兩側壁とが一直線に作られて、その前面をば恰も丁字狀に他の石材で覆ふが如き構造を想定するが如きは異例であり、普通は兩側壁が天井石よりも長く前方に延び、作られた右の兩側の間に石材を加へて閉してある。されば未調査の本石室の義道前面をばか様な特殊な場合とする事は早計であり、本來はなほ數尺長かつたと見るのを妥當と考へる。封土との關係からも、その方が實らしいこと第一八圖の斷面圖に見られる如くである。然らば全長は四十尺を超へて、また石舟塚古墳の石室と符節を合せた如くなつて来る。

次に立面形は玄室の奥に當る約十二尺の間の所見に依つて考へ得るのみで、義道部の詳細

は分らない。尤も玄室の部分にあつても吾人の調査後瀬之口氏の調査以前に側壁上部の若干材が取除かれなどした爲に、圖版第二六の實測圖に見る様に兩者の中間に不明な部分がある。但し前後兩度の調査に依る所見を綜合すると、遺存した玄室の高さは約八尺であつて、既に觸れた丸い川石を用ひて築いた側壁は、上程漸次石を持ち出して、また用材が段々と小さくなつたと見られ、下底部の幅五尺六寸に對し、右の遺存部の上端で二尺七八寸を示して居り、斷面は細長手の梯形をなすことも石舟塚古墳の場合と等しい。是等の上部は發掘の當初全く天井石を缺いてゐて、殘部の奥壁の上邊石材から南方十一尺に至つて、はじめて半ば落込み乍ら本來の面影をとゞめた其の一石を認め得たに過ぎなかつた。尤も奥の方と略等高的側壁は右の石材よりもなほ南方に六尺近くつゝいて、それから南の天井石が可なり低く落込んで居り、兩側に遺存した壁石の上面また通じて三尺位低くなつてゐる處からすると、この等高的側壁遺存の部分を以て玄室に比定すべきことが考へられて、瀬之口氏の言ふ調査した部分を玄室と見るのとは別個な解釋が加へられて來る。なほ天井石の半ば落込み乍ら上邊に遺存した前方の部分の側壁が、奥と略似た高さである點から後半遺存の側壁の上がまたさまで多く破壊されてゐないことをも推し得る點をも併せ記すべきであらう。此の後者は玄室内に落込んであつた石材の實際からも傍證せられる。發掘の際下邊に遺存した石材は天井石と見る可き大形のものと、それに附隨した側壁材の一部とであつて、瀬之口氏は兩者の間に良質の緻密な粘土を充填してあるのを認めたと記してゐる。此の天井石と覺しい石材で吾々の引上げた四個以外なほ幾個落込んでゐたかは調べを缺くが、其の一部は遂に動かし得ず爲に

室の或部分は調査出来なかつたらしい。それは兎も角として引上げた四個と前方の上邊にあつた二個(第一九圖)の形狀大きさがすべて略ば相似てゐる處から推すと、他の用材も同様と見て、玄室の天井を覆ふた石材として十個なる數が考へられる次第である。

第一九圖
毎四十四號石室天井石一部形狀圖

義道に就いては奥壁から八尺内外の處で遺存の天井石が既記の様に可なり低く落込んでゐて、それより前方が同様であり、側壁も同じ具合になつて、この方は諸その左右石の上面が等高を示してゐたこと圖版第二四の一の寫眞に依つて察せられる。然らば義道部は玄室に對して、その高さが一段低かつたと見る可くなほ前の方程更に多少天井が低くなつてゐたらうことが調査の際上面を表はして相並んだ六個の天井石の状況から想定し得る様に思はれた。殆んど調査が行はれなかつたので切斷面は明でないが壁面の具合は玄室の奥の部分と大差なく、上程石材を持ち出し、且つより小さい石を用ひた事が上面に露はれてゐた

石材から認めて大なる誤りはなからう。

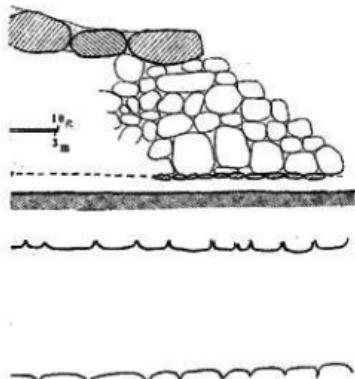
かくて石舟駿古墳石室の場合と同じく本石室のもとの形をば圖に描いて見るならば第二○圖の如きものになる。此の想定復原圖に於ける平面形は、長さに於いて瀬之口氏の舉げた數字よりも長く、幅は葬道の前方に於いて原田氏の圖示よりも狭まつて居り、また立面では玄室と葬道との間に高さの上の差異を認めた點などが吾人の推察に基くものである事を記して置く。是等の諸點は元來調査を徹底せしめたならば殆んど全部明になし得るものに屬する。當初の調査計畫に關與せなかつたとは言ひ乍ら、發掘を始めた筆者にとつて、重要な遺跡の構造に關し、此の如き推測圖を掲げる外なき事に對し重ねて責を感せざるを得ない。

本石室の玄室内には石棺など見當らなかつたが、吾人の調査の際一部分にその遺存を知つた床の板石は、瀬之口氏の調査に依つて全貌を現はした外別にその中央を通じて特殊な構造の排水溝が作られてゐて、葬道にも及んでゐる事の明にせられたのは構造上特筆に値する。次にこれに就いての氏の記述を引用すると

珍らしいのは奥壁の中部から壙底を南北に走る排水溝の設備がしてあつた事である。玄室の底部は厚さ一寸許も粘土を敷き更に其下には拳大の河原石を敷いてあつたが、中央に敷設せる排水溝の幅は約五寸五分深さ六寸、兩側には扁平な丸石を立て、其上に兩側に亘り長さ八寸一九寸、幅四寸一五寸、厚さ一寸程の扁平な石で覆ひ渡し、其上は外と同じく粘土を敷き詰めてあつた(圖版二)。此の設備から葬道部の如何を見る必要が生じたので、其の中央部を深さ六尺程掘つた溝矢張り中央に通じて存してゐた(同上)。たゞし同部では溝は其の幅と深さは共に玄室と同じであつたにも拘らず、左右の側石がなく土

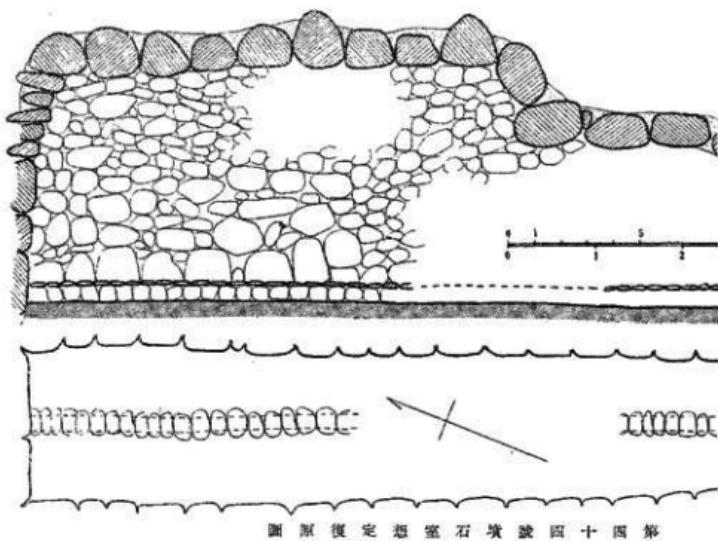
中に掘込んだ溝上に覆石のみを施したものであつた。

の如くである。記する處を圖版第二六の石室圖に描かれたもの乃至同第二五の寫眞と對照する事に依つて構造の詳細を知り得るに近い。此の排水溝は室の主軸の中央に通じて設けられてゐて、規模が割合に大きく、玄室の部分に於いては兩側に石を立て並べて壁を固めると云ふ入念な構造を示すが、羨道部ではそれを缺いて單に掘込んだ溝に覆石を加へたに過ぎない。而も多くの年月を経てそれが原形をとめてゐた處からすると、溝自體は堅い地盤に掘込まれたものであつたらう。



圖〇二 第

室内に於ける敷石の具合は石舟塚の石室と同様であつたと解す可く、圖版第二五の一の寫眞からすると同様な設備は羨道にも及んでゐたと見られる。瀬之口氏の記述では、室内的敷石の上に更に一寸許りの粘土を敷詰めてあつたとある。此の粘土層は吾々も試掘の際認めたものであるが、それは本來から敷詰めてあつたのではなくて、築造の際隙の石と石との間や天井石と壁石との間に充填した粘土が爾後長年月に亘る雨水の滲透に當つて、其の溶解した一部分が下底の敷石上に沈澱してか様な状態をなしたと解す可きこと、他の多くの例から推され



第十四号 墓石室復原想定図

るのである。序に言ふが原田氏の描いた圖(三六)では右の敷石は排水溝の覆石の上にもあつた様になつてゐて、その點瀬之口氏の記する所と矛盾してゐる。いま孰れが正しいかを断じ得ないが、當初豫期されなかつた排水溝が注意せられた點からすると、その部分だけ大きな石が並んでゐた爲と思はれるから瀬之口氏の方が實を傳へたものとすべきであらうか。なほこの排水溝がどう云ふ具合に石室外に出てゐるかは構造上知りたく思ふ點であるが、その調査を缺いて明でない。

墓室に排水溝を設備することは早く我が横穴式石室の祖型とも見られる大陸に於ける漢代の墳墓に往々實例を存するのであり、相似した石室墳に於ける例また朝鮮半島にも見出されてゐる。昭和十三年調査の全羅南道羅州郡潘南面一石室⁽¹⁾の如き

はそれである。本邦にては前年京都帝國大學で發掘調査した大和高市郡島ノ庄石舞臺の石室⁽¹⁾並に出雲國能義郡荒島村所在の二個所の堅穴式石室に遺存した如きを著例とする。是等が孰れも方形墳であるのは寧ろ一奇と云ふ可く、荒島村の二基は共に古式に屬し、本例と相似た構造の排水溝が石室の中央に通じ、更に封土の一部を經て其の外に開口してゐる。本例また同様であつたらうか。石舞臺の方は稍々構造を異にするが、上圓下方の外形墳の主體たる大きな横穴式石室に存し、その羨道部では地盤に掘込んだ溝が中央に通じてゐる處に自からなる其通點が認められる。然らば略年代の推される同古墳との此の類似は當然注意せらるべきである。序に挙げたいのは本石室に於ける排水溝の検出から瀬之口氏は「同じ設備が石舟塚後園の石室にも施されてゐないかを念の爲に調査したが、それは無かつた」と記述してゐることである。既に述べた吾々の調査の際の所見からそれは當然なこと乍ら、重ねて右の點が確められて、そこに兩石室の構造上に一つの差異のある事の分明したのは氏に向つて謝すべきである。

4 出土の遺物

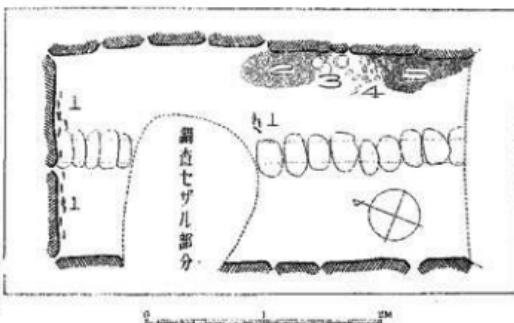
瀬之口氏が本玄室の一部を調査した際、その壁に沿ふた部分から點々として副葬品が發見せられた。これに就いては氏の記述に

石室内には石棺は無かつた。木棺を用ひたかも知れぬと思ふのは釘片と見るべきものが二三あつた事である。土器の破片は玄室の隨所殊に東の側壁に近く存し、祝部土器では蓋坏三組此内器の完形を

保つたものと、それに近いもの四外に破片十數片、底部壊部に波状紋様あるもの、同腹部に梯形紋様あるもの、同腹部無紋のもの、腹部裏内部に押型紋あるもの、同腹部高壊の破片と見るもの、土師の器は壊血又は壊の破片十二あり、其他刀子破片四、鐵鑄馬具の破片十數片鐵片(釘か)十數片等が奥壁側壁に近く発見された。

とあり、更に原田仁氏の描いた遺物残存位置圖に依つて發見の部位をばより詳しく知ることが出来る。圖(第二)に基くと副葬品の最も多數に遺存したのは室の東壁に沿ふた前半の部分であつて、北から數へて馬具類、蓋、壊、土器破片、鐵製品破片其他の順序に散在して居り、鐵鑄のみが奥壁に沿ひ、また一部分室の中央近くに遺存した事になつてある。

一々の發見状況の詳細は固より不明であるが、若干の土器片を除くと、他の遺物は破断され乍ら割合によく原形をとめてゐること後述の如くであるから、大體副葬當初の狀態を保つて鐵石の上にあつた様に察せられる。瀬之口氏は出土品中の鐵片の一部を釘と見て、それから上引の如くもと木棺があつたらうとの推測を加へられてゐるが、送致の出土品の示す處右の鐵片は孰れも鐵の折斷せられたものであるので、か様に想定することは出來ない。



圖二 第十四回 第一 墓石墳内に於ける遺物の位置圖

既に發掘の經過の條に舉げた様に、當初封土の上邊から陶質器片が見出され、また天井石の落込んでゐることなどに依つて、吾々は本石室が早く盜掘の厄に遭ふたと解したのであり、この室内に於ける土器破片の散在は更にそれを裏書きする様に見える。併し他方明にせられた構造の上から見て、上部よりする盜掘が實際上甚だ困難なことが考へられ、また上器類が天井石の落下等に依つて容易に破碎散亂する點を顧みると、調査の全部に亘り得なかつた此の場合、既記の現象のみから早く盜掘が行はれたと断するには考慮の要があると思ふ。少くも出土の遺物からすると、よしや盜掘に遭ふたとしても、それは一部分の遺物が持ち去られた程度のものであつたとすべく、義道部天井石の落下の如きは決して盜掘に依るのではない。これは全く用材に基くものと解す可きこと既に觸れた如くである。

如上石室内から出土した遺物の品目數量は、上引瀬之口氏の記述に舉示されてゐるが、送致せられた實物に就いて仔細に調査の上、原形に復し等すると、其の實際は次の如くになる。

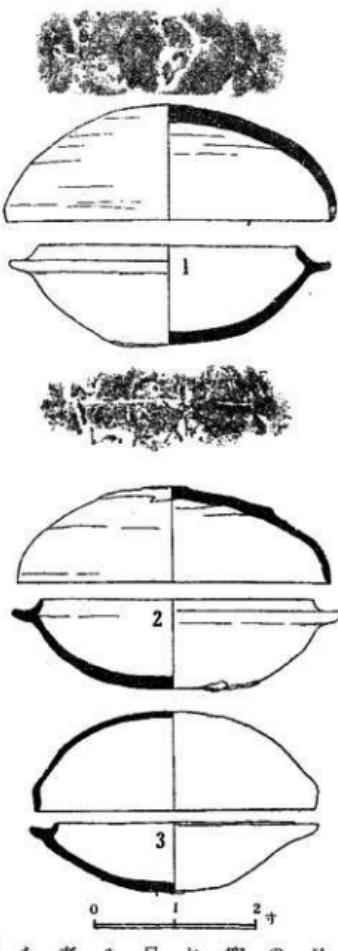
二 陶質蓋坏	三 個
一 陶質容器片	一 括
一 鐵製刀子	三 口
一 鐵製鎖	大小 五個
一 鐵地銀張鉢形金具	十五個
一 同 上鉢形双頭渦巻飾附金具	破片共 四個

即ち若干の土器破片の外は、略原形を認め得る類であり、上記の推測と表裏する。以下その一々に就いて解説しよう。

(一) 陶質蓋坏(西版二)、一部破碎して出土したが完形の見られるもの三個あり、なほ破片若干ある。

孰れも祝部土器として最も多く見受けける形の器で、身の上縁には蓋受けを作り、その上に稍よ深い甲盛の蓋を外被せにしてゐる處前記第四十二號墳出土例と同じく、大きさまた相似して居り、その一個には蓋身とも外面に前者に於けると同様な一文字の刻線を存して、同一個所で作られたことを想定せしめるものがある(第二三)。尤も三個中の一つは他に較べて受部を作つた

第二二圖 第四十四號墳出土陶質蓋杯圖



且つ外面

の中央に
突起の折
れた痕が
目立つて
ゐる。後
者があと
あつた鉢

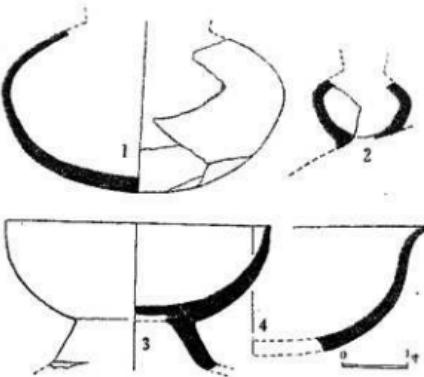
の名残であるとすれば、深い方が身で、この蓋を内被せにしたこととなるわけである(第二三)。三者共に形に若干の歪みがあり、また附着物などもあつて、整美な器と云ひ得ないが、蓋の一つを除くと堅緻に焼かれてゐる。

次に同種の破片十數個は、それ等を仔細に點検することに依つて(一)簡単な甲盛の蓋の半ばをなすもの、(二)同じ形の別な蓋の断片二種(三)上縁に蓋受けを作つた身の断片三個二種に分ち

得る。されば之等から考へられる本來の器は少くも三個分となるわけである。作りは完形品と異なる所がない。

(二) 陶質容器片 蓋坏以外の陶質の器片のうち形を推し得るのは第二三圖の1に示した壇で

第二三圖 第四十四號墳出土陶器並に土師器破片圖



あつて、上部を缺くが横張りの多い器體から長頸の壺と見られる。焼成度高く、作りも蓋坏に較べて遙かに精巧である。自餘の五片は孰れも小さい断片であつて、これのみでは果して副葬品とすべきや否やを確め得ない。破片の2は内面に押型渦文のある所謂朝鮮土器(藝)片、他の2は波状文を繞らした大形長頸壺の頸部の破片、餘の1個は點突文を印した壺の腹部の小片と想定せられるものである。

序に舉げるが既記の發掘作業の際封土の上方で見出された若干の同じ陶質器片中、形の認められる一つは子持壺の肩部に附した小壺であつた(第二三圖)。他の一つは大形器壺の縁邊と思はれる。共に堅緻な焼成を示し表面に灰釉の認められるものである。

(三) 土師器破片 採取された破片十二個から二つの器形を復原することが出来た。一つは其の大部の破片から原器の三分の一を組立て得た高坏形であつて、器は厚手作りの坏部に太くて短い脚部を附したものに屬し、表面に笠磨きの痕を見受ける。復原の口径は四寸餘、高さ

は二寸五分内外と推定される(第二三)。他是二個の破片の示す深い坏で、其の想定口徑は五寸二

三分、高さ二寸二三分あり、前者よりも焼締つて居り、作りも薄い(四)。

(四) 鐵製刀子(七の三)
第二十四回 第四十四號 墓出土刀子及鐵劍

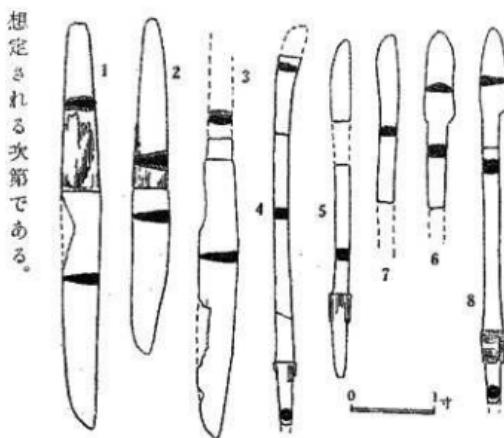
一口が莖の大半を失ふてゐる外は原形を遺存する。孰れも稍々長いその莖に柄の木片が銷着して残存、一口は身も相應に長い

(第二十四回)。その形制は既記古墳の出土品と同巧である。

外に身の破片かと思はれる一片があるが原形は分らない。

(五) 鐵鎌(七の三)

大部分破断して出土した爲に、其の長い莖の一端を瀬之口氏は釘と考へたのであるが、實物の示す處すべて鐵鎌とす可く、莖の長い點は既記古墳に見るものに等しい。尤も其の鋒は刀身形のものを主とする様に見える(第二十四回)。破片から完形に復し得たのは一本に過ぎないで、他は鉸部三個と同部を缺く長い莖部破片五個とに區別せられる。而も後の二者はすべて別個の器片と思はれるから、自ら九本なる數が



想定される次第である。

(六) 鐵鎌等(八の二)
鐵鎌は切斷面の丸い條線を巧みに折り曲げて一方で合せて鎌形をしたものである。一個の破片を加へて五個あるうち、一つは大きくて鎌の徑約二寸四分を測り、餘はす

べて徑一寸三分の小形に屬する。作りの上から馬具の一類と見るべきであらう。相似た條線を折り曲げて作つた長方形の一器は、一見した處では鞍具の縁の部分の様な外觀を呈する。但し破損があつてその是非を確め難い。

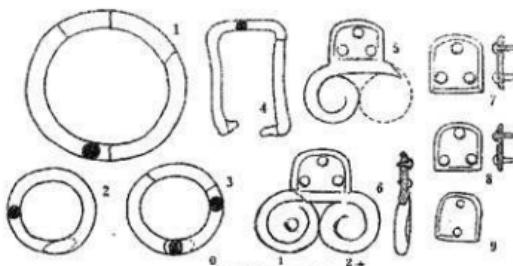


圖25 第四十四號墳出土銀張馬具

(七) 鐵地銀張鞍形金具(圖版二) 十五個の此の種金具は稍々大きいもの十二個と小形三個に分たれる。孰れも鞍形をした金具を鐵を以て他の物に附着せしめた飾であり、それ等が上記の鐵錆と錯着いて出た處から、馬具の帶飾とする推測を加へしめるが、背面に革紐の痕跡が残つてゐないので確め兼ねる。同じ作りでありながら、その一直線をした部分の兩端から太い線が伸びて双頭渦巻形を作つたもの(第二五圖)⁽⁵⁾が別に四個分ある。⁽⁶⁾右の形から是等は端に著けた飾りと思はれ、示す形が珍らしい。

以上列記した出土遺物は各種の容器利器を主として、他は馬具と覺しい類であつて、裝身具其他を缺いてゐる。中心の一部並に室の前半が全く調査せられなかつた點で、是等から副葬品の全般を推することは困難であるが、而も知り得た品目が孰れも我が後期古墳の副葬品に普遍見受けられる類に限られてゐる點は、外形並に主體構造の示す處と表裏するものと云ひ得るのであり、此の事實は重要視せらるべきであると信する。

記してこゝに至り本墳の發掘調査が極めて不充分であつた爲に、單に細部のみならず種々の點で永久に明になし得ない疑點をのこした事を切に遺憾に思ふ。併し主體の構造並に副葬品に關して如上の事實を知り得た點は、從來なほ極めて貧弱な我が方形墳關係資料に新しい知見を加へ得たものとして、吾々は後半の調査に當られた瀬之口氏並に他の關係者に對して謝意を表すべきであらう。

- 【註】(1) 故濱田算士及柴田常惠氏「第二百十號墳」(『西都原古墳調査報告書(西都原古墳)』)
- (2) 瀬之口傳九郎氏「日向國高崎村の古墳特に方形墳に就いて」
- (3) 「古事記學報」第六卷第一二號(農業)
- (4) 木舟上代の方墳に二種の別があること並に兩者のそれべつの特徴に就いては藤原の「丹波國河内郡多田の方形墳」(『考古學報』第八卷第四號)及び「丹波國河内郡多田の方形墳」(『考古學報』第九卷第一號)に詳記してある。
- (5) 桂原・日本方形古墳集成(『京都帝國大學文學部考古學研究報告書第十四號所收』參照)
- (6) こゝに瀬之口氏の記述と云ふのは昭和十五年五月三十日附縣社令第一〇三號文書として宮崎縣學務部長から轉原充益附のものである。
- (7) 圓墳第十二の外形實測圖には本石室の平面圖として、玄室と渡室とが區分ある様に描かれてあるが、これは實測圖固有なる感田仁氏の誤謬であることを感田仁氏の誤謬として、其の別に測定した石室自體の圓が別に室と後述と同じ様になつてある點から明である。註記して誤りを訂して置く。
- (8) 渡之口氏のこれに關する記述の全文は次の如くである。
- 実底のアランは長方形で長さ十二尺六寸、幅五尺六寸、側壁の高さは五尺五寸であつた。蓋道は南に開いて居り、
- (10) (11) 朝鮮黃海蓬沙里附近の一般に帶方都時代のものとせられ
- 墳の方向を玄室より見比べると南二十度東に向つてゐる。蓋道の長さは二十二尺六寸、幅は玄室に接する部分から前部に段々と狭くなり、中央では三尺三寸である。此の蓋道部の調査を缺いた理由として瀬之口氏は次のように記してゐる。
- 本第は古く既に盜掘の歴に遭ひ、殊に盜道部の石は轉落參差して土砂共間を埋め、何とも手のつけられぬ狀態にあつた。
- 文中轉落してゐたとあるものが主として天井石なることは、撮影の寫真(圓版第二四の一)から知られるのである。
- この點は平素正確な實測圖を作製して封土と石室との關係の筋となつた近畿地方古墳墓の如見に基く(『日本古文化研究所報告』近畿地方古墳墓の調査第一一卷三参照)。而してその事たる頗然してゐる封土の側面に開口する石室の前面なるに於いて固より當然なことである。
- こゝに舉げてゐる排水溝の大さまた感田仁氏が實測圖に描いてゐる處と一致せず、深さの如きは後者が括弧に大きく括かれてある。本文では瀬之口氏に從ふたから、第十二圓の復原圖の圓部の深さを右に依つて改じたことを附記して置く。

てゐる標基に見受けるのは其の一例である。これは大正六年

年谷井清一氏「行の發掘に係る」。

(12) 有光教一氏、瀬川酒造古墳の發掘調査（朝鮮古墳研究會

『昭和十三年度古墳調査報告』所載参照

(13) 『淡漠山傳古大和島庄石舞臺の瓦石古墳』（京都帝國大學文

學部考古學研究會報第十四卷参照

(14) 藤井考古學研究會報第十四卷参照

其の一つの字大坂所在のものは要撰當時の地方風の風習に

依る。他の一つは野津左馬之助氏「史籍出雲造山古墳」（史

蹟名勝天然紀念物第一四卷第一號所掲）並に昭和十五年八月の實査に某く、なほ横穴にあつては同様な溝の存在するものゝ少くないことを附記して置く。

(15) 此の金具は西日本第二八の一に載せた笠置櫛形の櫛にはなほ本來の形を羅め得なかつたので、位臯其他が正しくなつてゐない。それ等は當然第二五編の實測圖に依つて訂正せらる可きである。

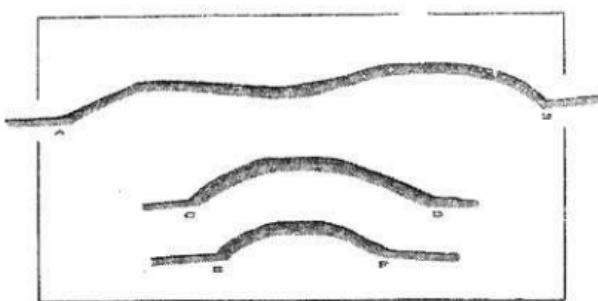
六 第四十三號 古墳

〔圖版第二二第二九一第一三〕

1 外 形

本古墳は『日向地誌』に瀬戸塚なる名稱を以て記載せられてゐるもので、石舟塚古墳の西南にあること既に述べた如く、同墳に次いで規模の大きい墳墓である。外容は石舟塚古墳同様前方後圓形をしてゐて、其の長軸は略方位の南北線上にあり、前方部を南にして完好な形をなす。現状の示す處前後の主軸は長さ約二百〇六尺あつて、高さ十七尺を測る後圓丘は恰も笠を伏せた様な形をして居り、その頂部から一段下つて前方部につゝき、同部は石舟塚などよりは長く、且つ前方丘頂の高さも若干低い點（高さ約十三尺）に墳丘としての個性が認められる。

であり、これを東方から望むと、通じてなだらかな曲線から成ることを示す(圖版二)。右の主丘に對して此の塚でも其の東方からの景觀では、石舟塚で見た様な基部が一段附近よりも高くなつた趣を呈する。但し實測圖(圖版二)では西側は削られて東半の如き形勢を缺き、引いて石舟塚と同一であつたと斷するに疑問がのこる次第である。



(照參九二年版圖) 圖面断塚古墳三十四第 六二圖

たから、再實測を要請して置いた。併し描き上げられたものにも依然としてそれが表はれて

本墳の封土にはもと樹木雜草が寄生してゐたが、發掘前伐採して如上の墳形を示し、また封土の表面が通じて附近の土壤と同様の粗鬆な黒色土から成り、何等の目星しい外面的な設備をも持たないことが分つた。これと共に前方丘の西側から中央に向つて穿つた深い盜掘穴が殘存して、その爲に持ち出された土が瘤狀に下邊に堆積され、基部の輪廓線を壊してゐることが知られた。地方人士に從ふと、それは昭和五六年に亘る持田村の人達が各地の古墳を掘り歩いた際、一夜受けた盜掘の名残であると云ふが、特に前方部を穿つたのは近接した石舟塚の前方部に石棺の遺存した事に依るものでもあらうか。

2 調査の経過と構造に就いての推測

本古墳は上記の如く規模が大きく、引いて調査に時日を要することが豫想せられたから、石舟塚同様十七日の朝より發掘作業に着手して、中村潤兒氏之が監督に當つた。人夫十三名を二組に分つて、後圓丘と前方部とのそれゝの中央部を掘下げしめる。封土が割合に粗鬆な土質である爲に、作業は順調な経過をとつて、前方部の中央では掘ること四尺近くで、西側からした盜掘穴の一部上邊に達し、それが深く中央にまで及び、内部を破壊してしまつてゐるのが分つた。依つて調査區域をば北へ擴張して、同部をば深く掘下げる。土質はすべて黒色の封上であつて、擾亂の形跡なく、而も表面下約八尺に及んでも何等の發見物がなかつたから午後二時半に至つて調査を打切つた。

後圓主丘の方は當初人夫七人を用ひて、中央に二間四方を區割して同部を發掘する。深さ五尺許りにして發掘穴の西南隅に一部土質の亂れた部分のある事が注意されたが、餘の部分は黒色土と赤褐色土とをば縞状に盛つた本來の狀況をとめてゐるので(圖版第)、引續き作業をすゝめ、前方の調査打切後はその人夫をも加へて、穴の周邊を掘據げて探土に便にすると共に、穴の西半をば特に深く穿つ、處が同部からは何等の出土品もなく、表面下約十二尺に至つて、土質が堅さを加へ、或はもとの地盤ではないかの感を與へたから、改めて東半の殘部を同じ深さまで探土することにした。右の作業中午後五時頃に、上記西南方からの封土の擾亂がこの部分につゝいてゐることを認め、それの割合に大きい所から既に中心部の盜掘に遭つたとする推測を加へる外ない狀勢に立到つた。かかる際本古墳の土地所有者たる水間松藏氏から、本墳の後圓丘は大正の末年に縣廳託で史蹟調査の局に當つてゐた河井田政吉氏の手で發掘が行はれて、遺物を發見したと云ふ如上の所見を裏書きする話を聞いたので、これ以上發掘を續行するとも得る所なきを思ひ、同日夕刻を以て調査を打切つたのであつた。

縣當局の計畫に成る調査に於いて、その或者が縣の關係者の手で既に發掘が行はれたと云ふが如きは、吾人の作業開始に當つて豫想し得なかつた所であり、引いて土地所有者の右の談話に若干の疑惑が挿まれた。併し翌十八日に至つて、當時河井田氏の指揮に従ふて親しく發掘に當つたと云ふ土屋與平氏が、吾人の求めに應じ實地に就いて、其の狀況を物語るに至つて、動かす所からざる事實たるを認めるの外ないことになつた。さて土屋氏の言ふ所に依ると、發掘は河井田氏の指圖の下に、同氏外三名の村民が土工に從ふて、後圓の中央部をば上から掘

下されたのであるが深さ十二尺に達するも何等の遺物を發見せなかつた爲に改めて北の方に穴を開けた。その作業中當初掘つた穴底から約三尺の上位に遺物の埋没してゐることを注視して、同部を掘り上げて其等を取り出した。發見品は赤焼の壺四個と鐵の銷化したもの若干とで、後者は既に完形を失ふてゐたが、河井田氏は巻の断片とせられたと云ふ。而して右の類は土の中に埋もれてあつて、附近に何等目立つた構造部分などがなく、か様にして發掘は一日にて終了。遺物は河井田氏が帶歸したとのことである。

發掘後少くも十餘年を経過してゐる後での聞書であるから、氏の言ふ所果して實際を傳へて誤りがないとは固より斷言出来ないが、右の談話にして大なる間違がないとする、本墳の後圓の主體は表面下八九尺の深い部位にあつてもと腐朽する物質を以て遺骸の處理が行はれたこと、例へば西都原の舟塚古墳の場合と相似してゐたと解せられるのであり、また封土に較べて副葬品が割合に貧弱であつたことも考へられる次第である。但し後者に關しては玉類特に小玉の如きは、かかる場合餘程の注意を以てしてもなほ採取の困難なる既往の經驗から推して、いま俄かに本墳にそれを缺いたことを断するが如きは早計であらう。

本古墳に就いての吾人の調査は右の経過が明示する様に全く失望の記録たるにとまつたが、其の後封土の削平に當つて、豫期せなかつたタビレ部から別に遺物の發見を傳へて、改めて調査の不備を感じることになつたのは遺憾の至りである。極めて短い時日の間に本墳の如き相當な規模の墳墓をば徹底的に調査することの困難に對して、か様な封土の一部に於ける遺物の發見は、單に調査の粗漏にすべての責を歸す可きでないかも知れぬが、自ら省みて悔

なきを得ないのであつて、これは將來の調査に對して豫め周到な計畫を立て、また調査を徹底せしむべきを要請する吾々への嚴肅な警告と信する。

さて右の發見に關する瀬之口氏の記述を引用すると次の如くである。

同墳の後圓部に近きタビレ部中央より深さ六尺位土を除いた所に次の遺物が出た。

一、祝部蓋環四組 蓋を逆さに重ねて並べあり。

二、祝部破片 腹部に波狀紋様あり、子持高坏の一部か。

三、祝部毫破片 縱めて大形の器片、内面に押型渴文あり。

一、祝部毫一 破損、腹部及頸部に斜線紋様、又其下を一周せる沈紋あり。

一、祝部高坏 一缺損、右の邊に脚をつけたる形。

一、祝部子持高坏の子 缺損、口徑一寸二分五厘、腹徑推定一寸五分、高さ推定二寸二分位。

一、祝部子持高坏の子 右と同じき他の一を蓋上に施着せるまゝのもの、缺損。

二刀一 長さ葉共一尺八寸幅一寸、尖端三四分折る。腐蝕甚し。

二刀一 破片、刀身の部四寸二分幅八分、殘存。

一、圓石三、扁平にして盤の如し。一は徑三寸五分、厚さ一寸五分、一は稍長圓にして長徑三寸一分、短徑二寸八分厚さ九分、一は徑一寸八分厚さ六分五厘、右は三個重ねた僅出づ。鏡に振せしか又は宗教的意義あるものか。

記する處出土遺物の解説を主としてゐて、最も望ましい出土の位置や状態に就いては單にタビレ部の中央後圓寄りの所で、表面下六尺位から見出された事を擧げてゐるに過ぎない。尤も是等は土採りの作業に從つてゐた人々が偶然發見したものに係り瀬之口氏も立會つて

居らなかつたと思はれるから氏の記述にこれ以上の詳細な知見を期待する事は出来ない。併し右の記事に採土が六尺に達して遺物が出たとあるのみで、同部に特別な設備のあつた様なことが見えないし、他方三個の圓石の遺存を記してゐる點からすると、何等目立つた構造部分がなく、封土中に埋没してゐたと解して大なる誤りがない様である。なほ遺物個々の状態に就いて、其の蓋坏四個が孰れも蓋を逆にして重ねてあつたとしてゐることは、第四十二號古墳の所見と一致するものがある。

遺物の埋没状況が大體か様な具合であつたとすれば、それは云ふまでもなく、櫛の河井田氏発掘の際見出された部分の状況と同様と見られて、こゝに發見位置のあまり離れてゐない點と併せ考へ、兩者をそれく別個な副葬品とする解釋の外に、新たにもと細長い主體の兩端に置かれた副葬品ではないかとの新しい想像を描かしめる事になる。此の場合櫛の出土品が坏と轡片のみであつたとの所傳は、よしや既記の如く玉の遺存の絶無を必し得ないとしても、それ等は本墳體の副葬品の全部として餘りに貧弱に過ぎる。新しい出土品を併せると、子持高坏其他の遺存に依つて幾分その憾が除かれる。加へるに上引櫛之口氏の擧げてゐる品目の外に送致の遺物中にある一対の金鑑は被葬者の佩用した物と解し得る點で、頭部を前方、即ち南に置いたとする想像をも描かしめ、太刀の作出とも相應じて右の推測の必ずしも無稽でない事を思はしめるのである。たゞ如上の是非を判するに役立つ、兩者の平面上の位置關係が單に後圓中央と、それに近いクビレ部と云ふだけで正確に知り得ない上に、反つて立面の上で一方は表面から八九尺の所と傳へ、他は六尺とあつて兩者の間に差位を示し、右の解釋に寧

ろ反證を提供する様であるのは不得止の次第である。尤も右の立面上の差違は前者が不充分な聽書からの推測である上に、本來クビレ部が後圓中央よりも若干低い點から見れば、これのみで兩者を全く別個の埋葬と解せねばならぬ様な絶對的なものとは考へられない。さればいまは假りに右の推測を以て一つの可能な見方として、極めて不充分乍らしばらく本古墳内部の構造主體を考へる資料として置きたい。

3 出土の遺物

前後兩度に本墳から出土した副葬品のうち、河井田氏の帶歸したと云ふ最初の遺物はいま所在を失し、引いて現在では上引土屋氏の言ふ所以外に徵證を缺く。たゞ坏が赤燒であつたと言ふ氏の談話から、器の石舟塚石室内に遺存した一器と同様なものだつたらうことの推されるのを注意したい。

次に地均し中の出土品は既記の瀬之内氏の文で大要を知り得るが、吾人の實物に依る所見から品目數量を擧げると次の如くになる。

一、陶質蓋坏	四個
一、陶質器片	二種五片
一、刀身片	一個
一、金 鑽	一對
一、圓 石	三個

是等のうち最後の圓石三個に就いて、瀬之内氏は一種の憶説を附記してゐる。かかる石材

の封土内の遺存は大正元年多發掘調査の行はれた西都原第二十一號墳（一本松塚）の封土中に於ける所見に併せ觀て、單なる偶然の現象でないとは考へられるが、而も簡単に氏の云ふが如きものとなし得るや否やは固より明でない。この種の性質觀は他日一層確かな狀態の實例の出現を俟つて後に決せらる可く、いまは輕々しい想像を加へる事を差控へる可きである。

なほ右の品目於いて陶質器破片二種が共に原器とはあまりにもかけ離れた破斷片であることが、一見もと完存した副葬品の一部とするにふさはしくない觀を呈する次第であるが、他方地均し工事がか様な發見の豫想の下に行はれたものでなく、引いて不用意に器が破碎せられ、大半の破片が散失したとしても必ずしも不思議ではない。吾人が破片に就いて考按を続らしてやうやく形を推し得た子持高坏に對し瀬之口氏が早くこれを記してゐるのは、當初の發見者がか様な形を認め得たことを暗示するものとして、右の推測と表裏する。されば副葬品中には散失し去つたのも他にあつたかも知れぬ。いま實物に基いて蓋坏からはじめてその一斑を錄ずるであらう。

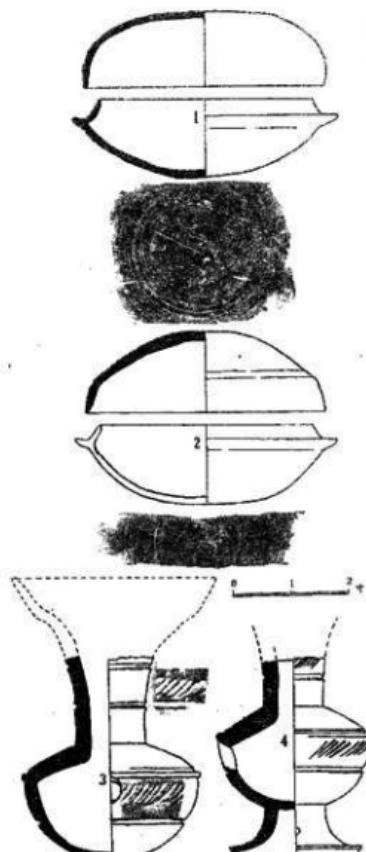
(一) 蓋坏（筒形三） 四個のうち半は出土の際破碎したが、接合すると略完形を見得る。淺い坏の上部に蓋受けを作り、それに申盛りの器を外被せにした普通の蓋坏に屬し、孰れも口徑四寸四十五分、又通高二寸二三分の間にある點で、上來の諸古墳に於ける器と全然同形同式のものとする。其の一個の身の外面に十字の刻線があり（第二七圖一筒形）、他の一には第四十二第四十四兩墳出土の器に見たと同じ一文字の所謂藏印が認められる（同二及断板等）。是等の器はすべて内面に成形の捺模倣を使用した痕を印してゐるが、形に若干の歪みがあつて、作りは精巧とは稱し難い。

(二) 碗

(陶器第三) 二個共に出土の際破碎していま口頸部其他に缺損がある。大形の方は蓋坏に

較べると焼成度が低くして瓦灰色を呈し、作りも厚く、との器高は五寸内外と想定せられる
(第三七) 其の頸部と器腹とに於ける並行斜線文は太く且つ深く刻されてある。他の一器は
下邊に外開きの安定な臺を附した處、但しいま其の大半を缺く。此の臺側にはもと三個の

第二七西 第四十三號墳出土陶質盞及碗形狀圖



と想定される。
一 碗としては
精々珍らしい

(4回) 器は堅
く燒結つてゐ
て、肩部には灰
釉を見受ける。

形や刻文の具
合等二者全く

同様であるが、縫としては近畿地方の出土品などに較べると體の上邊が稍々角張つて居り、また器側の孔が上から斜に穿たれた所などに差異が見られ、それが一種の地方的な色彩とも解せられて注意を惹く。

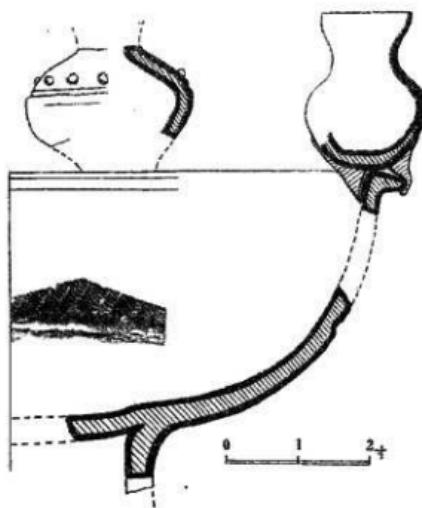
(三) 陶質器破片

(陶器第三左邊)

其の一つは大形朝鮮土器の壺の破片で、混入物かとも思はれるが、他の

二片は瀬之口氏の舉げてゐる子持壺破片二種と併せて一個の大きい飾附高坏をなすものと想定せられて興味が多い。右の二片は坏の下底部から長い脚の一部に亘るさまで大きくなつた破片であるので、一見した處本來の形を確め難い觀を呈する。併し堅く焼締つた土質や、又

第二八圖 第四十三號墳出土飾附高坏一部復原形



上面に灰釉を見受ける事などは、游離した所謂子持壺の示す所と全く同一であり、而もその小壺の一方が、坏の口縁の上に着けた原形を残存する點から、もとの形として第二八圖の如き飾附高坏の上半とする推定復原形を得ることになる。高坏の縁邊に飾を附した例は河内國中河内郡高安村から出土したものが、かつて、舊に重要美術品に認定せられた

(九圖二)。失はれた本例の長脚また右と相似なものであつたらうか。たゞ口徑一尺二三寸、高さ二尺四五寸と推測される此の器に於いて現存の破片があまりに僅少であり、小壺二

個以外に如何なる飾があつたかを確め得ないのは遺憾である。破片の示す斷面がすべて新しい點からすると、もと完形のまゝ副葬してあつたのが出土の際破碎され、大半の破片が失はれたと見て誤りない様である。

(四) 上師器（國版第三）。上半を缺いてゐて完形を知り得ないが、坐りのよい深い鉢形の器で、脇部が張り、口部でつばんだものと思はれる。現高二寸五分の小形で、面に細かな刷毛目を印し、また黒くすゝけ等して上師器たるを示し乍らも古調を帶びてゐる。

(五) 刀身断片 上引瀬之口氏の記述には二口分を擧げてゐるが、送致された一片は直刀の莖の

第二九圖 河内高安村出土節附高年

一部から身に亘る部分と覺しく、現長四寸、幅身と思はれる所で九分内外ある。

此の形から推すともとの長さは二尺近くもあるたらうか。

(六) 金鏡（國版三）二個全く同じ形で、一双の耳鏡をなしたことが推される。切缺き

のある太い銅鏡に黄金を被せたもので、横幅一寸餘ある。その表面は今なほよく金色をとゝめて殆んど锈などはみ出でて居らず、美しい外調を呈してゐる。

蓋し被葬者の佩用して永久の眠に就いたものと見て誤りはあるまい。

以上發見の遺物は容器類を主としてゐて、その外では刀身と金鏡との二者を數へるに過ぎない。さればこれに既往の出土品なるものを併せて、馬具の一部が加はるのみであるから、塚の外容に較べて遺物が貧弱なる觀を免れ得ない。發見の事情から散失の豫想せられる本

墳に於いて、如上の類を以て直ちにもの副葬品の全般を論することには考慮を要すると思ふが、而も一個の子持高杯を除いては、普通の陶質容器に限られ、また自餘の類の金鏡・刀・身・馬具の三者である事實には自ら本來の姿が反映せられてゐるとして、大きな誤りはないであらう。果して然らば本墳の内容は西都原の姫塚古墳の場合と相似たものであることになる。而して近畿地方を中心とした所見からすると、か様な内容は主として本邦上代墓制の後期換言すれば横穴式石室の副葬品に一致して、鏡や玉類に石製品を伴ふ古式古墳の内容と違つてゐることが注意せられるのである。

本第四十三號墳に關する調査は、學術上の見地からは極めて不充分なものであつた。而も前方後圓墳の内容としてかくの如き事實を想定するに至つた事は注記せらるべきである。右の點は當然遺蹟の性質に聯繫するものとして、次の後論に於いて若干の考察を加ふるであらう。

【註】(1) 參考の爲に右の「日向地誌」の全文を左に引用しておく。

酒戸原

石舟塚ノ西南一町二十間許ニアリ、高二丈、周圍二十五
間、其體草莽々生ズ。土人之ヲ酒戸原ト呼ア、何ノ故ナ
ルカ知ラズ。

(2) 放置田博士及麻原、宮崎縣西都原古墳調査報告書(第二番參

照

(3) 放置田博士「第二十一號墳」(西都原古墳調査報告書第一冊
放) 參照

(4) 所收) 參照

(4) 本黃色は高安村岩本文・氏の所藏に係り、同地の著者出土
品と傳へる。通高二尺一寸の大形高杯であつて、口徑一尺
一寸を測る口部に小孔六個を附し、また其の間に骨を磨
用した人物、鞍を跨いた馬、他の獸形二等を配した珍らし
い形である。

(5) 放置田博士「第二十一號墳」(西都原古墳調査報告書第一冊
放) 參照

七 後論

以上列記した新田原古墳群調査の結果を改めて通観するに當り、其の構造に就いて知り得た所を要約すると大體次の如くになる。

- 1 石舟塚第四才五號古墳　群中一番大きい此の古墳は低い化粧せられた基臺上に、前後兩丘とも略同高の封土を營み、前方部の開きが後圓丘に匹敵する大きさの前方後圓形であつて、其の主體は後圓丘の側面に主軸と直角に交る方向に位置した細長い横穴式石室から成る。而して右の石室内にはもと古調を帯びた家形石棺が埋められてゐたことが推され、なほ別に前方丘に陪葬のあつた形迹をもとどめてゐた。
- 2 第四十二號古墳　同じく前方後圓墳であるが、其の前方部は後圓丘に較べて小さく、また兩丘共通じて高さの割合に低いものに屬し、規模また大きくなない。内部の主體は後圓丘中央の上邊に位置して、一種の粘土床から成り、一人の遺骸をばその上に埋めたと認むべき簡単なものであつた。
- 3 第四十三號古墳　石舟塚に次ぐ大きい規模の前方後圓墳であつて、外形は前方部が稍々長く、また後圓丘に比して若干低く、同部の前端の幅も稍々狭い。後圓丘の主體は既に早く發掘破壊せられてしまつた爲に詳細を確め得なかつたが、それに就いての聞書並に地均し工事中同部に近接した部分の發見品等に依つてもと腐朽する物質で遺骸を處理し、剖合に深位に埋葬した式であつたと解せられる。

4 第四十四號墳 四邊をば略東西南北の方向に置いた方形墳であつて、其の封土の中央に細長い横穴式石室が主體として營造せられて居り、室の下底には通じて手の込んだ排水溝の存在が注意せられた。
さて右の事實に基く考察として、外形の上で四者が一基の方墳と三基の前方後圓墳とに分たれる外、後者の示す形の同一でないことが先づ注意に上るのである。處が三者の形は上に要約した如くで、その間に型式學上先後の關係を見るに恰好なものであつて、第四十三號墳を中心にして第四十二號墳と石舟塚とをその前後に置く型式列が容易に考へられる。此の場合第四十二號墳と石舟塚との孰れが古い型式であるかに就いては、こゝに示された外形だけでは確め難い。併し七八年來段々と明になつて來た我が前方後圓墳を通じての形の變遷上からすると、第四十二號墳の示す形が他よりも古いと言はねばならぬ。

右の外形に對して内部構造の實際は、それの略確められた第四十二號墳と石舟塚古墳とにあつては、前者が一種の粘土床であるのに對し、後者は家形石棺を埋めた横穴式石室を主體としてゐる。吾々の現在持つ我が上代墓制に關する知見からすると、二者のうちでは前者が古い形式に屬し、後者が新しく、近畿地方では普通圓塚の内部主體として墓制後期を特色づけるものたることが認められるから、内部構造上よりするそれが又、上記外形上の所見と表裏することになる。從來の前方後圓墳の形式觀が外形にのみ即した傾の多かつたのに對して、ごくでか様にそれが内部構造とも結びつく一つの並行事實が知られることは學術上の見地から當然重要視すべきであらう。

三基の前方後圓墳の形式觀と並んで、他の一基の方形墳は、考古學界の常識からすると、その

示す外形は前方後圓墳に較べて後のものとせられるから、引いて同墳は四者のうちで最後に位置することになる。但し本墳の内部主體は既に指摘した如く、大きさをはじめ平面立面・架構等に於いて石舟塚古墳の石室と殆んど符節を合せた如く一致して、異なる所はこれに石棺がなく、排水溝の設けあること位に過ぎない。されば石舟塚古墳との間に長い距りがあつたと解することは出来ないであらう。かくて四基の一群の古墳は型式の上からは一應第四十二號古墳第四十三號古墳石舟塚古墳第四十四號古墳の順序に置かるべきことが認められて來るのである。

新田原古墳群に關する右の型式の先後觀は事實の示す處をば既往の古墳墓に關する知見から處理して想定したものであつて、後者が多年の調査研究の集積に基く點から重要視すべく、引いて四基の古墳の構造は型式の上で相互にか様な關係に立つものと解して大なる誤りはないと思ふ。併し右の型式の先後を以て營まれた時代の前後を物語るとするに就ては、從來の知見の性質に省み又遺跡の所在地に關する考慮を加ふる事なくしては純々に説き得ないことを思はざるを得ない。數年來古墳の地域的調査の要が提唱せられるにつけ、種々の遺つた外形の墳墓の並存する或地域の古墳群が取り上げられて、其等の外形の實測の結果をば一部遺跡の出土品と結びつけて、型式の先後から々の實年代を推し、更に古傳説などと結びつけてその性質を解しようとする試みが一部人士の間に行はれてゐる。此の方法を以てするならば、本古墳群の如きは數こそ少ないが云はゞ其の恰好な例とも見られる。併し翻つて考へると、かかる場合判斷の基礎をなす吾々の上代古墳に關する知見なるものは、その多くは

偶然に見出された不充分な個々の資料の集積であり、また畿内を中心とした地域の材料が主となつてゐる。加へるに資料の性質上、もと一つの離る可からざる結合體たる古墳に對し、その外形、内部構造、副葬品等がばらくに取り上げられ、個々に就ての考察の不備をば他で補ふた點で、全體として個々の構成分子の上に新たな人の意欲のはたらいた古墳としての觀察に缺けてゐる。されば不充分なかゝる知見からは、調査測量された外形や内部構造など個々の型式の先後は推し得るとしても、單にその一部の出土品のみで、結合體たる全古墳の型式の先後を推し年代をも判じようとする試みに對しては自ら疑問があり、いまの場合俄かに據り得ない。地域調査はよろしく與へられた一地區に就て個々の遺跡の徹底的な調査から、各古墳の示すあらゆる面をばそれ自體に即して觀察記述される可きである。本古墳群は此の點で自ら省みて調査の不充分なものを含むことを遺憾に思ふが、而も四者を通じて上來の外形構造の外に副葬品の一斑をも確め得た點から、か様な考察に役立つものがあり、上に挙げた一部人士の方法に對して、それ自體興味ある事實を提供してゐることが考へられる。即ち上記の外形と内部構造とに對して、本古墳群ではそのすべてに副葬品の遺存するあり、此の問題に向つて新しく示唆を與へることである。

既に述べた様に本古墳群では本來の副葬品の全貌を認め得たのは第四十二號古墳のみに限られて、他の三者は孰れも其の一部に過ぎないのであるが、いま見出された類をば構造の場合の様に要約して見ると次の如くになる。

は形の全く同じ蓋杯の身に於いて一つが陶質の祝部であるのに對し、他の一つは土師器の外觀を呈する。ことが注意せられる。次に前方部の遺品また蓋杯と他の祝部土器片と刀子馬具の殘缺である。

2 第四十二號墳 副葬品が原形を保つて見出された本墳に於ける其の品目は玉類走頭太刀鐵鎌刀子等である。中で走頭太刀を最も美しいものとするが、土器の形が前者と全く同一の祝部の蓋杯とその蓋と同じ形の杯の二者である點また注意を惹く。

3 第四十三號墳 後圓丘から發見した以前の副葬品として土師質の蓋杯馬具の類の存在を傳へ、また地効し工事中同部に近い處から出土したものは金銀直刀をはじめ蓋杯鞍子持高耳等の祝部土器・土師器等である。

4 第四十四號墳 石室内の調査の行はれた部分に遺存した副葬品は祝部の蓋杯類・土師器の高杯・鐵鎌・刀子馬具と思はれる若干の金具であつて、最後の一類では環狀品と鉢形金具とを著しいものとする。

通観すると四者から出た品目の間に互に出入があつて、固より同一ではないが、從來の古墳の副葬品に就いての知見からすると、孰れもが所謂古墳後期のそれに合致する類であつて、その點からすると略同一の性質を示して居り、既記の構造が各個の間に違ひのあるのとは趣を異にすることが注意せられる。右の見地から更に擧げ得る一つの著しい事實は、各古墳の間に通じて副葬せられた遺物の存在である。例へば陶質の蓋杯の如きその著しい一つであるが、鐵鎌・刀子また第四十三號墳を除いた他の三者に並存してゐる。而して是等の器では單に品目が同一と言ふばかりでなく、形なり作りまで同じ特徴を示すのである。即ち蓋杯の如きに至つては、古し四者の出土品を混するに於いては到底再び區別し難い程のものがある。これは圖版に載せたそれゝの器形からも容易に認められると思ふ。人或はこの同似を以て蓋

坏が元來普遍的な器形に屬し、引いて形の變化に乏しいこと、刀子またか様な傾向が多いと云ふ見地から、それに深い意味があるとするに異論を挿むなきを保し難い。併しこゝに取り上げた類にあつては其の同似は單に形や作りの上ばかりではなく、既に一々の解説の條に指摘した如く、その蓋坏の上に同一の所謂竈印を印して器の同時性を示すものがあり、また蓋坏としてはやゝ特殊な石舟塚出土の赤焼品と同じ遺例が第四十三號墳の後圓部からも出土したと傳へるに於いて、考察の上に重要な示唆を與へるものなることが認められるであらう。同様に刀子の示す處また鐵が莢の極めて長い類を主とする事實と併觀するに於いて、單なる同似以上のものとせらる可きであると思ふ。

外形なり構造の點で型式の上に差異を示してゐる本古墳群に於いて、副葬品にか様な同一のものが見出されてゐるとすれば、よしや失はれた他の副葬品に別個の類があつたとしても、前者を以て直ちに時代の前後をも規矩すると解するには大きい支障となること多言を要せないであらう。こゝで各の古墳がすべて葺石や埴輪樹物など所謂封土に對する外面的な設備を缺くことや石舟塚後圓主丘に殘存の石室と第四十四號墳の石室とがあらゆる點で一致して、恰も符節を合せた如くである構造上の同似點が改めて顧みられることになる。されば筆者は四基の間に構造上の差異を認めて、その間に型式の先後を立て得るにもかゝはらず、他方右の副葬品の知見に即して前者に依つて直ちに時代の前後を物語るとする見をして、此の場合四者が相近い頃に營まれたものたることを想定するの妥當なるを信じたい。彼の石舟塚を要として恰も扇を開いた場合の縁邊に當る位置に他の三基の存する點も、また相互の

緊密な關係を想察せしめて右の解釋にふきはしいことを思はしめるものがある。

相接した時代に營まれた墳墓——尤も嚴密な意味から云へば相互の間に時の短い前後關係はあつたに相違ないが——が如何にしてそれ／＼かくの如く型式を異にしたかは、右の歸結上自から新たに考察せらるべきことになる。此の問題に就いては、我が高塚の盛行と其の發展推移とが當代文化の中心だつた畿内に於いてして、それが各地に波及した事實に對し、本遺跡が前者から遠く離れた日向に於ける實際である點に然る理由が祕められてゐる様に考へられる。地方が古い傳統の保存に好適な場所たるは吾々の屢々經驗する所であるから、此の場合も古い墓制が傳へられたとして副葬品の通じて物語る近畿地方での古墳後期の盛期にか様な形が、それ／＼並び營まれたと解すること蓋し妥當な見であらう。第四十四號墳が其の外形並に細長い石室の中央に通じて排水溝の存する點などで大和島ノ庄石舞臺古墳と類似を示すが如きは、右の解釋乃至年代觀と併せて、その上に示された型式が營まれた時代に於ける中央の風を傳へたと見られるのである。

調査した新田原古墳の性質に關する實際に即した筆者の所見は大要右の如くである。ただ上記の所論に對して誤解を避ける爲に更に數言を費したく思ふのは、これを以て地方の群集墳の性質をすべくかく律す可きを意味しないことに就いてである。群集墳には同じ日向にあつても例へば西都原古墳群の如き、或は持田村の古墳群などにあつては、遺跡自體の示す所に形式の先後と時代の前後とが並行してゐることの明に想定せられるものがある。本新田村に於いても、これを他の一群即ち山ノ坊附近の遺跡と併せ觀る場合には同様なことを考

へ得られるに近いこと附載する一墳の内容が暗示してゐる。吾人所論の要は、個々の遺跡は時代相を具へてゐるとは言ひながら獨自な性格を持つものである以上、その性質觀はすべてに通じた調査の上に立脚すべく、既往の知見をば一部の所見と結びつけるのみですべてを類推する事の不可なるを提明するにある。かくてこそ新しい遺跡の發掘調査が必要であり、またそれが意義づけられることを思ふのである。

【註】(1) 桂清田博士「關方後圓墳の點問題」(考古學雜誌第二六卷)

(2) 第九回所指「考古學研究」(前註)参照。

(3) 参照「上代の遺物遺跡とその文化」(岩波日本歴史講座所掲参照)。

(4) 芙藤守一・柏川彌助兩氏「多野郡平井村白石猪山古墳」

「鳥取縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三號」(後藤守一氏等

「鳥取縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三號」(前註)参照。

(5) 桂清田博士「古大和馬庄石舞臺の巨石古墳」(前註)参照。

(6) 「兒湯郡西郡原古墳調査報告書第一号・第三番及日本古文

化研究所研究報告第一〇「西都原古墳の調査」(前註)参照。

(7) 本古墳群は前年不寧にも土地の人々が喰ひなどを訴えを發揮して内部を破壊してしまつた。これが刑事問題となつて筆者は宮崎裁判所から確定を依頼され、出土品と内部の構造とに關する調査に從事し、興味ある知見を得た。其後京都守尾孝藏氏の解説と久保・原田兩君の努力に依つた群中主要な古墳の實測圖が出来上つてその全性質を推す資料が整ふたことになつた。されば他日機会を擇ば別に報告するであらう。

附
載

新田村山ノ坊一古墳の出土品

〔圖版第三二第三三〕

本文に調査の結果を録した石舟塚の一群と並んで、新田村には他の古墳群集地がある。山ノ坊西方の臺地麓地帯のものがそれである。筆者は前年その一基から發掘した古鏡類を實見して興味を感じたことがあるので、過般の調査中、新田村長の案内に依つて右の遺跡地を一巡し、幸にも右の遺品を出したと云ふ古墳を見ることが出来た。されば以下に其の所見を附載して参考に供へる。

さて右の出土鏡は現在大阪府下淡寺の山川七左衛門氏の所蔵に係る圖版第三二・第三三に載せた三面である。うちの二面は獸文緣獸帶鏡と稱す可く、他の一面は畫文帶神獸鏡と名づけられてゐるものに屬する。

前二者は同大同式であつて、徑は五寸九分に近い。完全な一面の示す處面に一分五厘の反りがあり、緣が稍突起氣味の一段高い外區に配した獸帶文は、巧みに唐草文化した影繪的な表出のものである。主な背文をなす内區の圖様は七個の四葉座乳の間に四靈外三獸を配して、個々の像の體軀が浮彫的な所に特徴があり、尙それから帶圈を距てゝ圓座鉢との間の一帶に

乳を分離して宣子孫の銘を存する點で、後漢中期に多い鏡式の一なるを示す(三三上)。二面共鉛白の銅色をなし破碎した一面には黒みがかつた部分をも見受け。表裏に薄い緑衣を着け、また朱に染んでゐる處、我が古墳の出土品たるを示すものがある。背文の鋸上りは完全な方が割合によく、破碎した一面の方は臘糊としてて、一番型と見られるふしが多い。

鑿文帶神獸鏡また同じ外觀をした遺品であつて、徑は五寸を測る。背文の示す所外區に華麗な繪文様を配し、その内側に半圓方形帶を置いた此の種鏡の特徴を具象したものであり、内區の神獸形は四方より見る可く配置されて、それべく環状乳を伴ふた點で同類中時代の遡る型式なることが考へられる(三三一)。但し鋸上りが鮮銅でなく引いて現在では其の半圓方形帶の方形格に配した銘文は全く不明である。

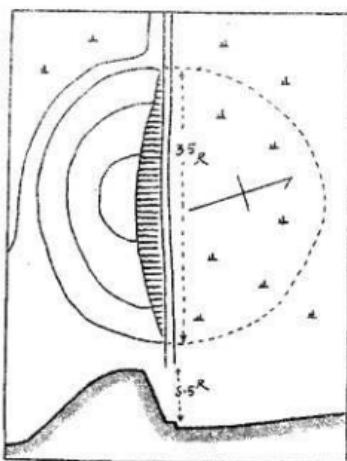
三面の鏡は圖文其他の點で舶載品たるの外觀を呈してゐる。但し鋸上りの鮮明を缺くことなどからすると、かく断じ去るには若干の疑がのこる。但し仿製鏡とすれば彼の作品をそのまま型としたものでなければならぬ。處がか様な例は絶無ではないが寧ろ稀な方であります。また支那出土品にも時に文様の不鮮明なものを見受けるから仿製品とも斷じ難い。されば暫く疑を存して後考を待つことにする。

上記の鏡は前年山川氏が京都の山田米太郎氏の手から求めたものと云ひ其の由來に就いては大正十四年四月十五日の『美術日報』に大要次の如き記事があつて、新田村山ノ坊古墳の出土品たることや、他の伴出物の一斑をも知り得るのである。

宮崎縣兒湯郡新田村大字新田神職河野今朝直六十二は昨大正十三月五月日時不詳自己所有に係る居村

宇山の坊の山林を緒方伊平次・中村保今朝の兩人に請負はして開墾したが、當時兩人は同所の塚より鏡三面刀劍三口、勾玉二個、管玉大十三個、小十一個、玻璃玉七八十個、金鎖一個等を發見した。それを今朝吉及同村飲食店金丸彌藏の兩人が八拾圓で譲り受け、更にそれを本年二月十二日同村岡口廣太郎に百六拾圓で賣却、其の後轉じて京都山田米太郎の有に歸した云々。

第三〇圖 新田村山ノ坊古墳外形見取図



新田村でも右の河野今朝吉氏の發掘に就いては傳へがあつて、それは山ノ坊地帶に散在した群集墳中の一つとなし、上引の記事と一致する。實地に就いて見るにその塚と云ふのは臺地の直下の平地に接する緩傾斜面上に位置して、現在では封土の半ばは既に畑地と化した割合に規模の小さいものである。殘存封土は徑三十五六尺、高さ六七尺の間にあり、土礫頭を切半した形をしてゐる。

土地の人の言ふ所に依るともと圓形であつたが、半ばを切崩して畑にした際、同部の土中から遺物が出土たのである。現在では内部構造の詳細を知るに由ないが、附近に石材などの遺存するものが無い所から推すと、その構造は簡単な式であつたと見る可く、また鏡がすべて赤く朱に染んでゐる事から、遺骸の處理に朱が用ひられ、鏡がそれに近接して副葬せられたと解せられる。而して上記記事にある出土品目が發見品の大體を傳へてゐるとすれば、そこに古式古墳

に於ける副葬品の性質が反映せられてゐて、本編諸墳との間に内容上の相違が認められることがなつて、學的興味を高めるのである。

圖

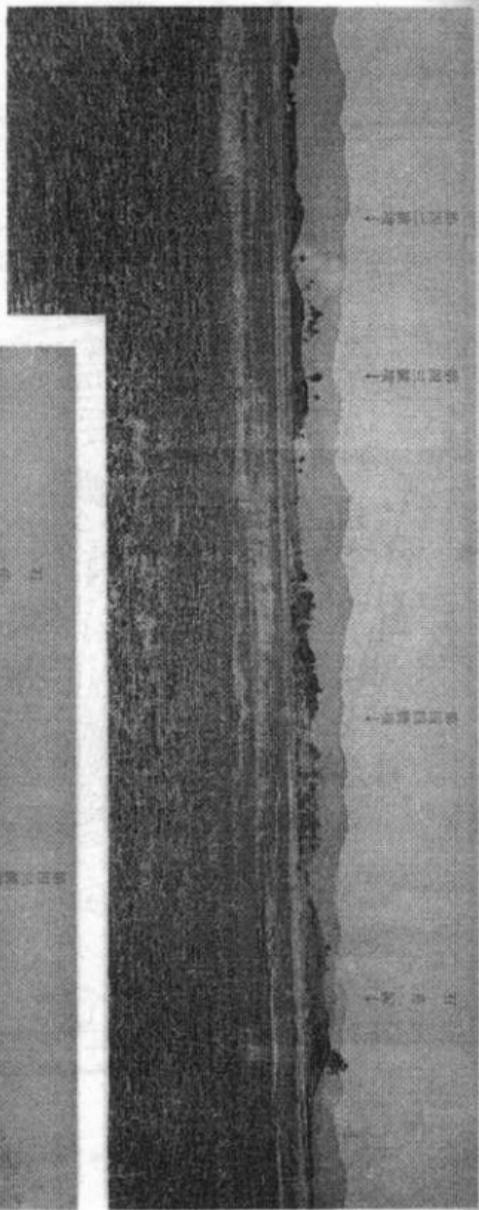
版

—海螺貝遺跡

—海螺貝遺跡

—海螺貝遺跡

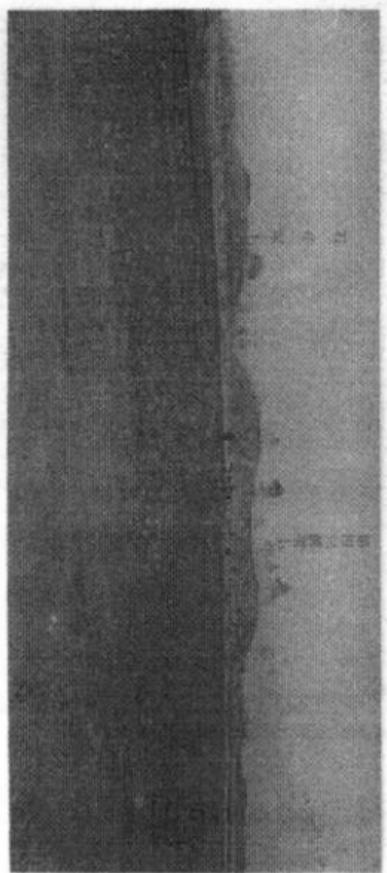
—海螺貝遺跡

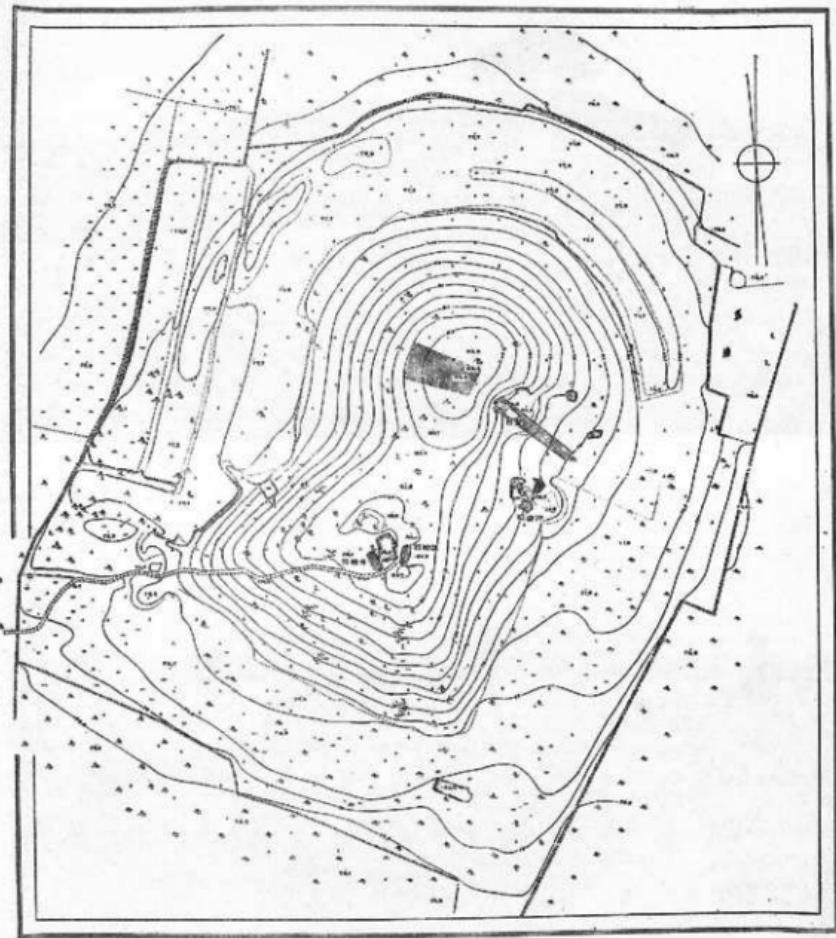


(上)

(下)

西之子ノ貝古墳群
葉葉方古墳群





新田原石舟塚古墳外形測量図

(標高は施設調査部三角點より起算の米突を以て示す)

原田仁實測製圖



(一) 石舟塚古墳外観 (東方よりの眺望)



(二) 石舟塚古墳後頭部の調査開始

(上) 石舟塚古墳後圓部石室の調査



(下) 石舟塚古墳後圓腹に散在の大石調査





(上) (下)
石舟塚古墳後圓部石室正面觀
石舟塚古墳後圓部石室一部側面觀

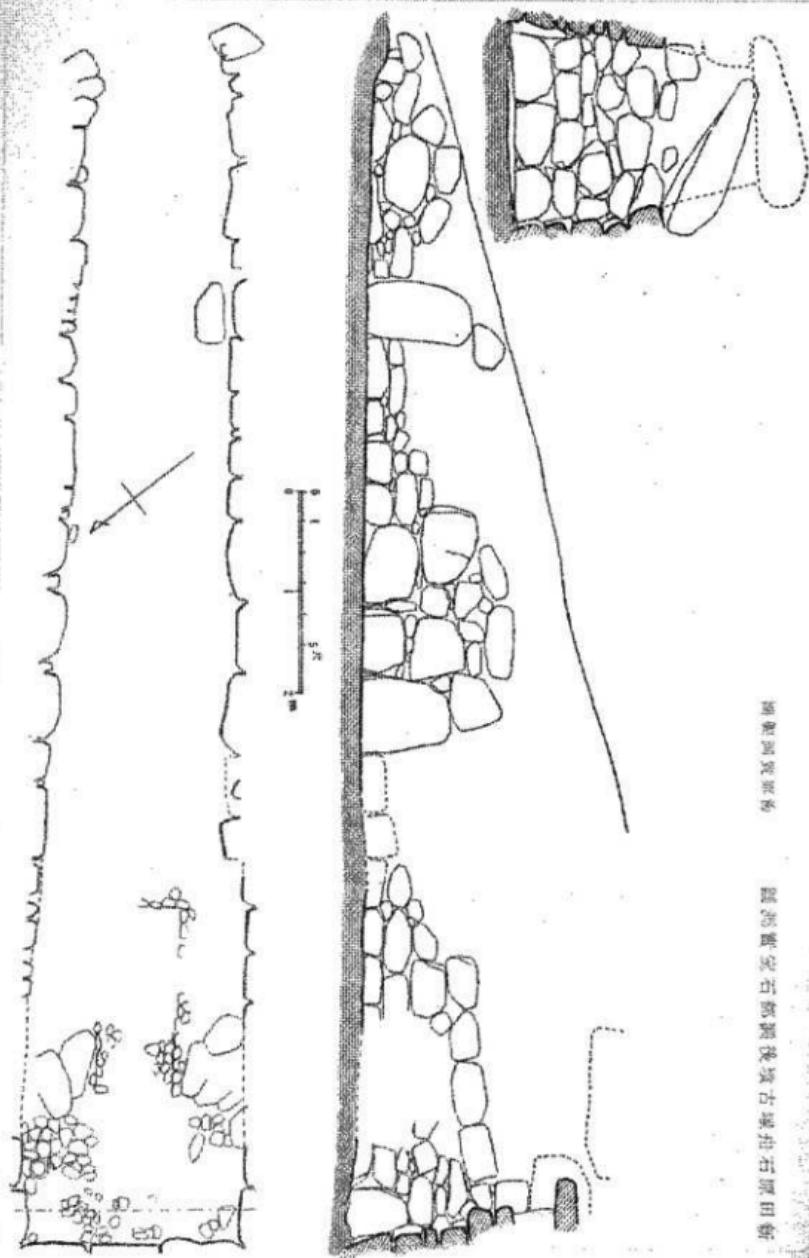




（註）新石器石舟塚古墳

湖興國寶前尚

國湖寶石都調後境古壞舟石原田新



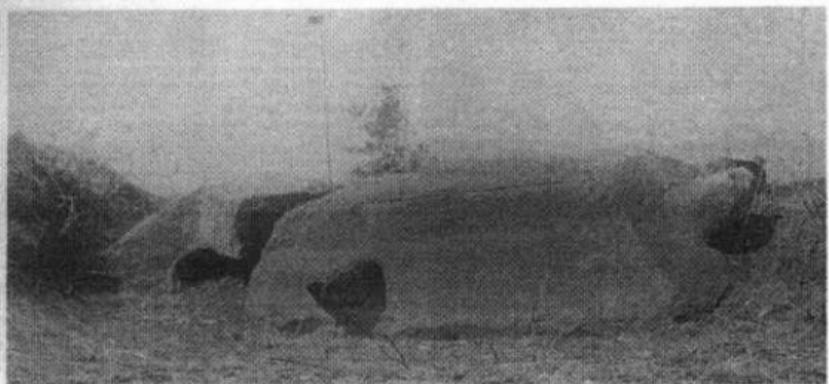


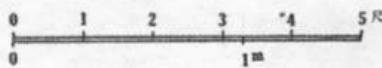
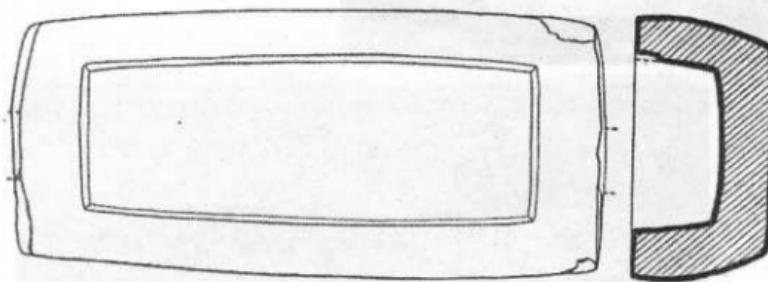
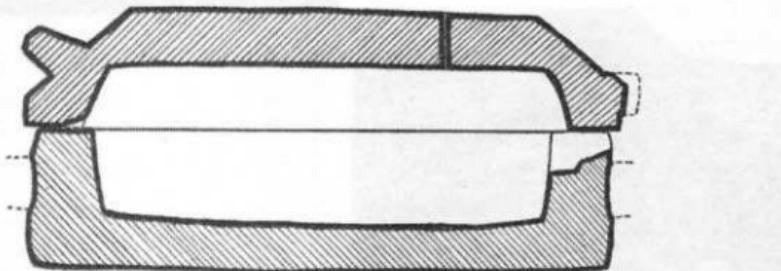
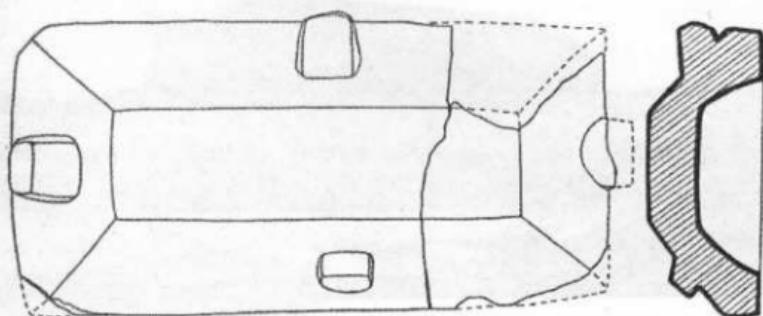
石舟塚古墳後圓部石室模の一隅に於ける残存遺物



石舟塚古墳後圓部の發掘坑







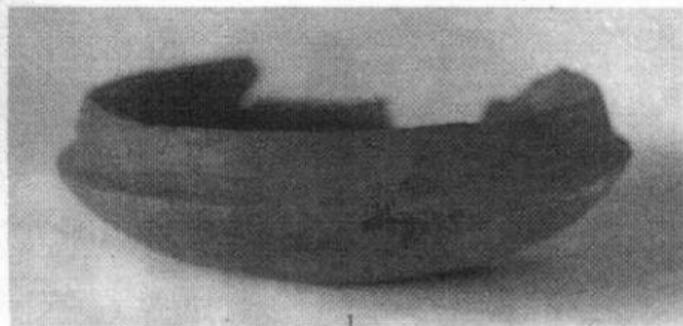
石舟塚古墳石棺實測圖

梅原實測



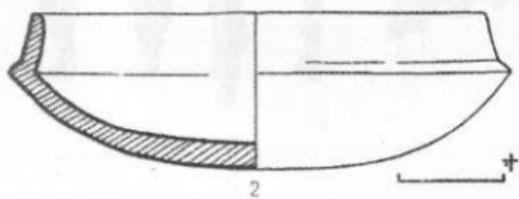
石舟塚古墳跡方錫に遺存の
石棺復原景（三景）



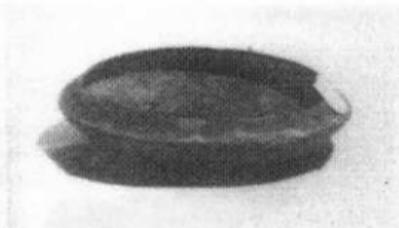


(一)

石舟塚古墳石室發見陶質环



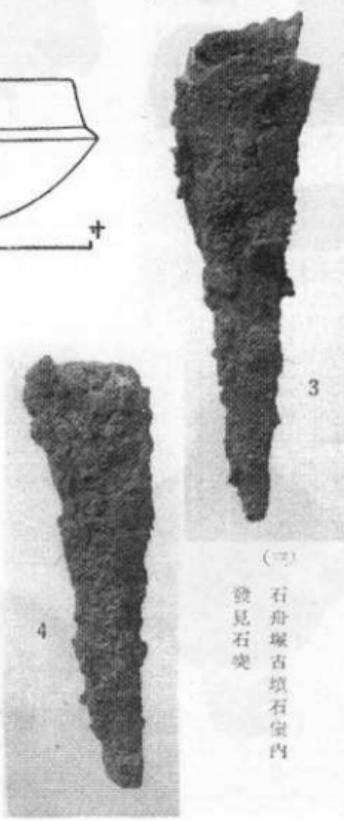
2



3

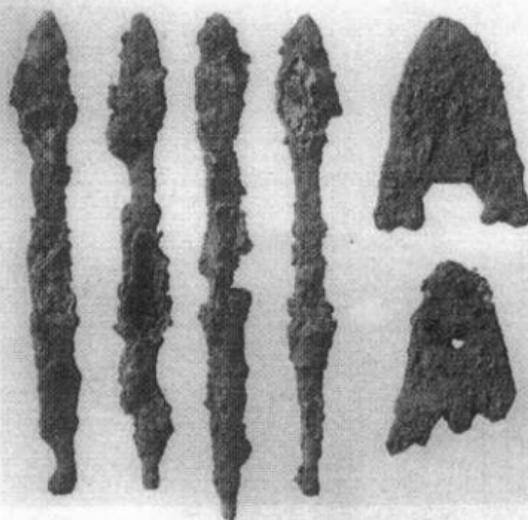
(二)

石舟塚古墳石室內
發見石突

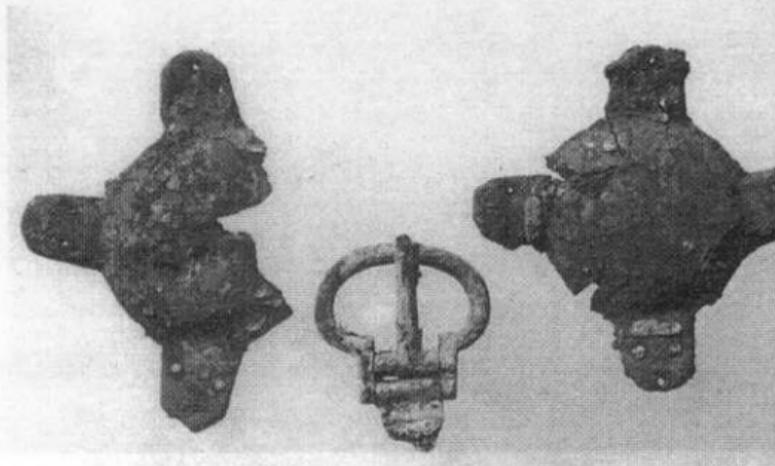
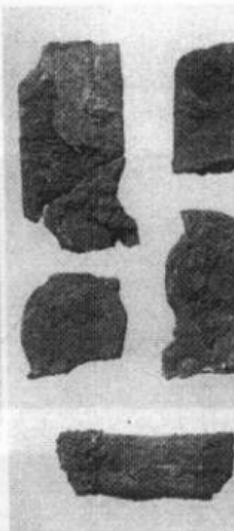


4

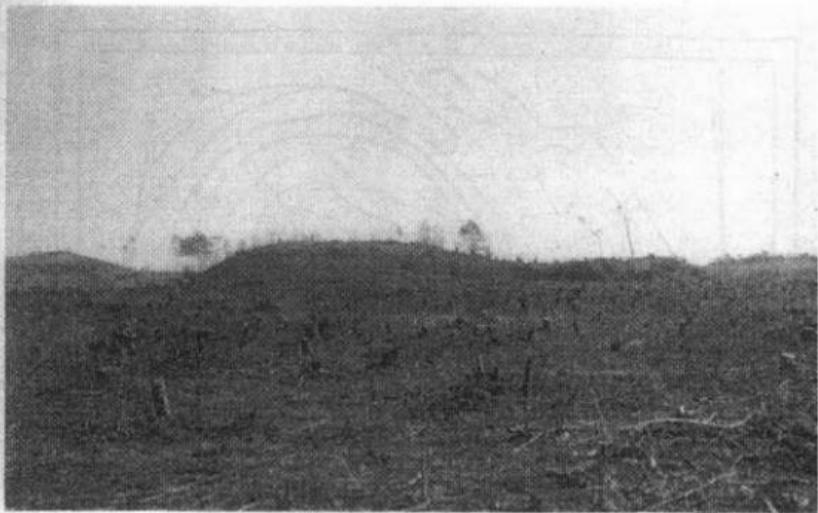
(二) 石舟塚古墳石室發見赤色环



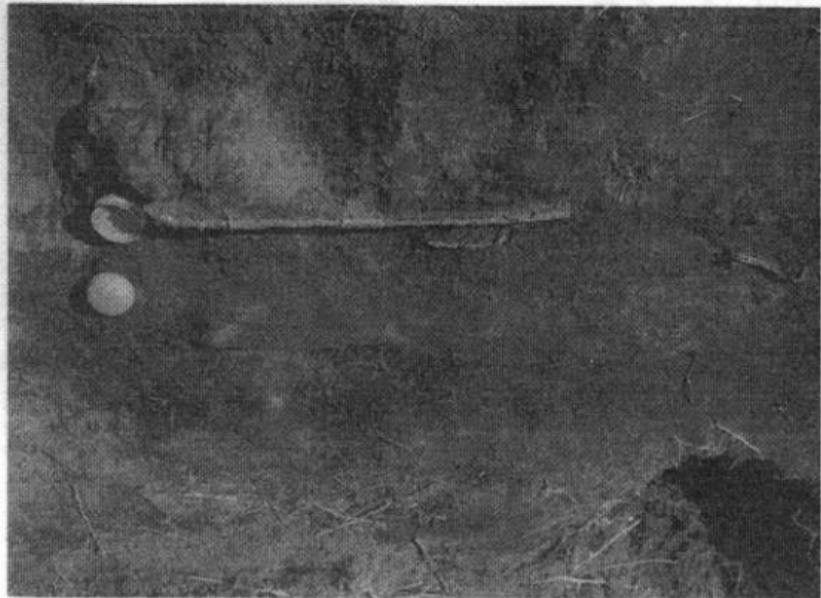
(一) 石室内發見鐵頭(右)と鐵地金銅被せ金具片(左)



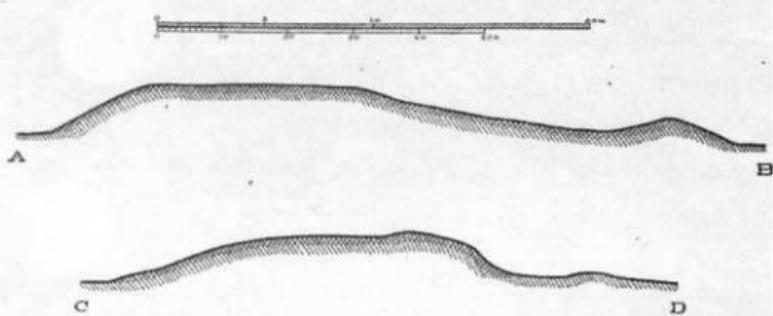
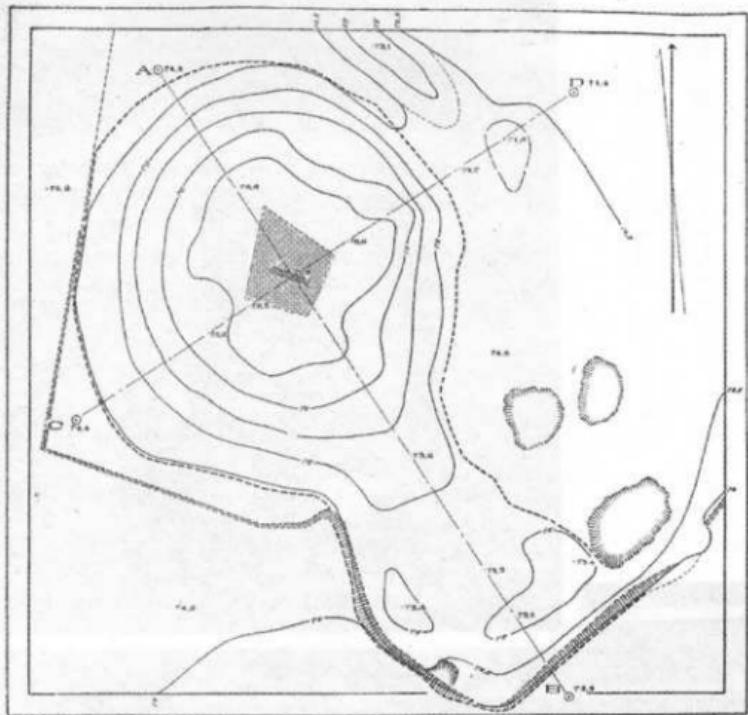
(二) 石室内發見劍舞金箔置銀具及鐵地金銅被せ雲珠



(一) 新田原第四十二號墳外觀 (西南方よりの所見)



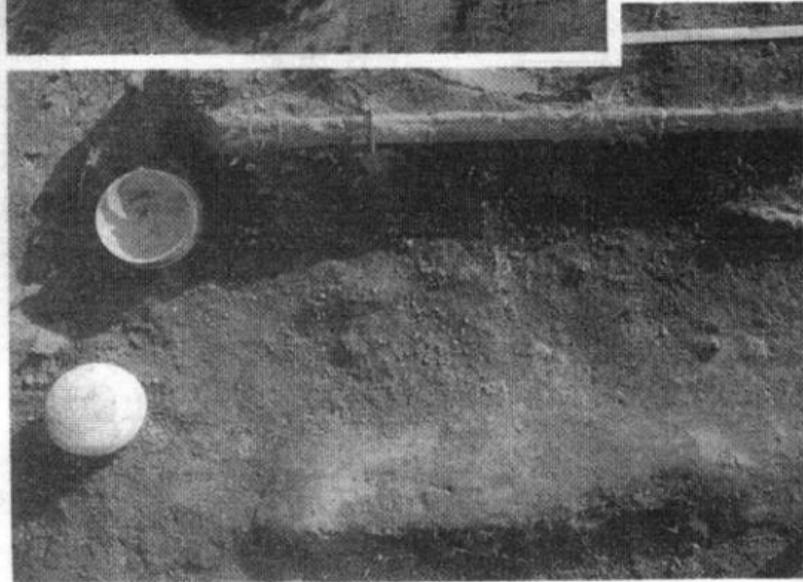
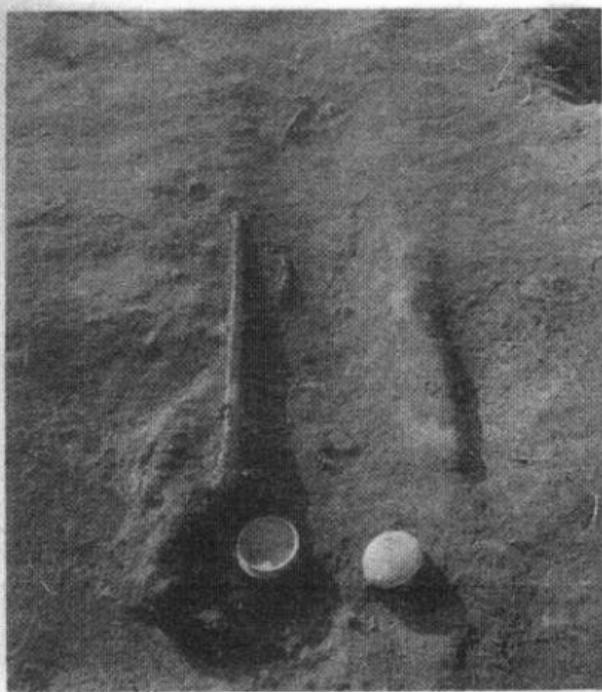
(二) 同 上後圓中央部よりの遺物の出現



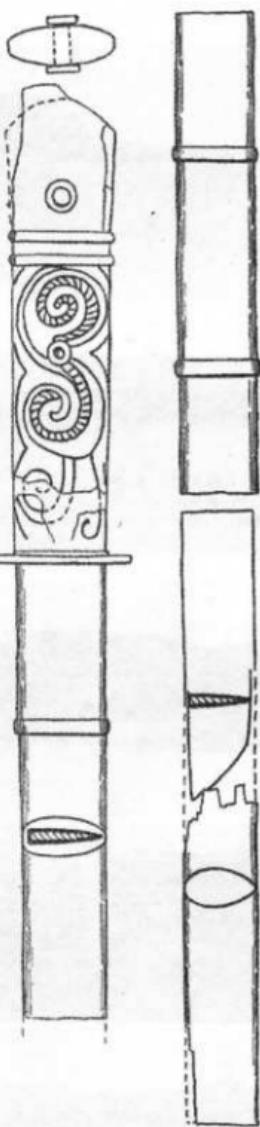
新田原第四十二號墳外形實測圖

原田仁實測圖

(上) 第四十二號墳粘土床頭邊の調査品
第四十一號墳粘土床と湖郡品（東方よりの所見）

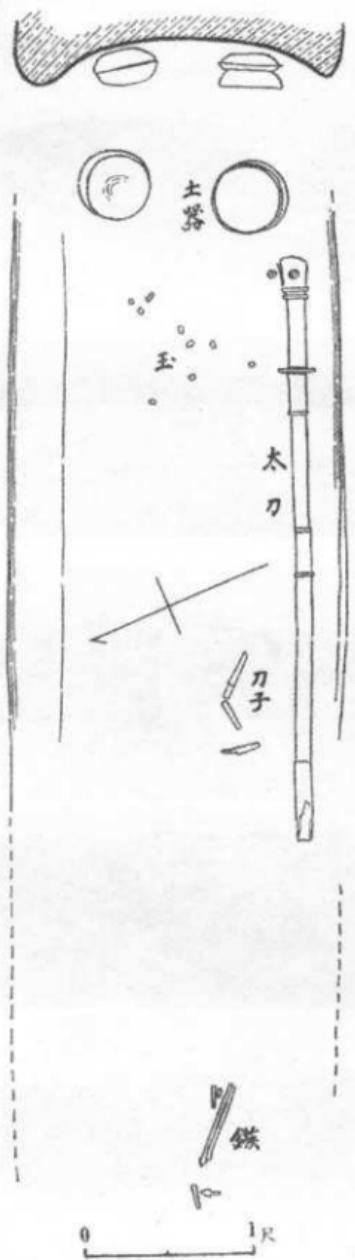


(二) 第四十二號墳發見金銅裝首頭刀圖

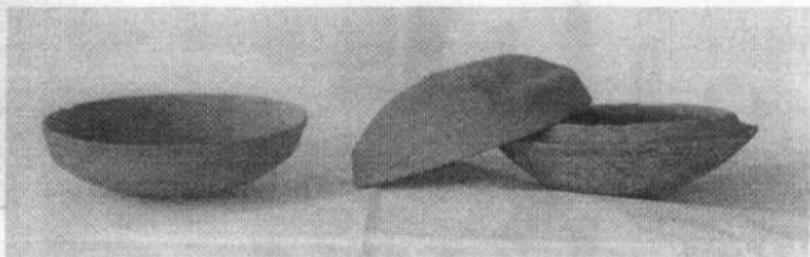


0 1 2 寸

(一) 第四十二號墳內部玉器の構造及陪葬品位置圖



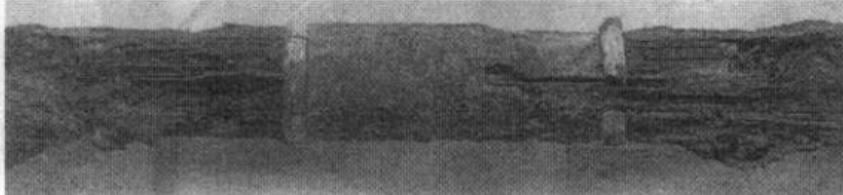
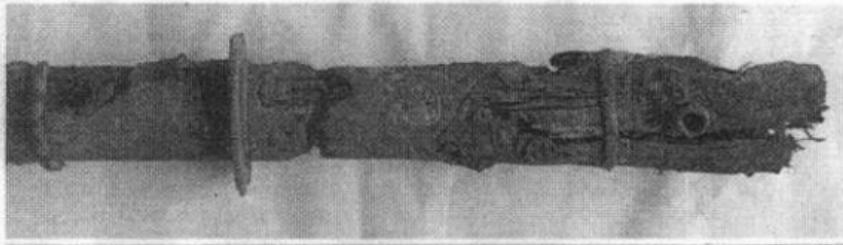
地盤製圖



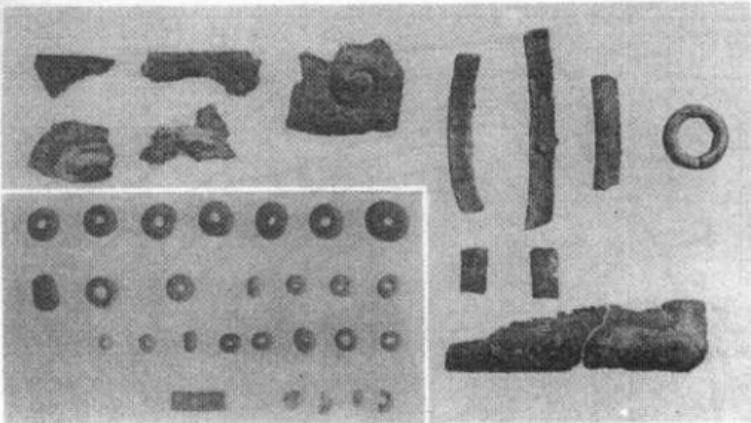
(一)第四十二號墳發見漆杯及壺



(二)同 上手

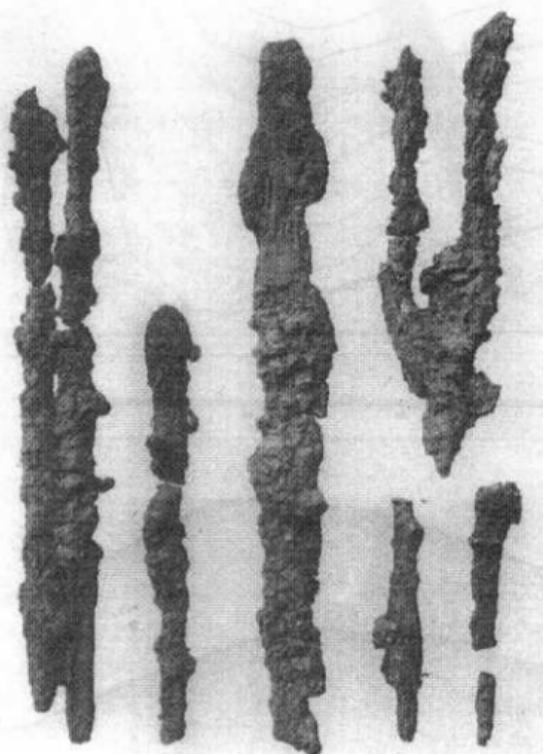


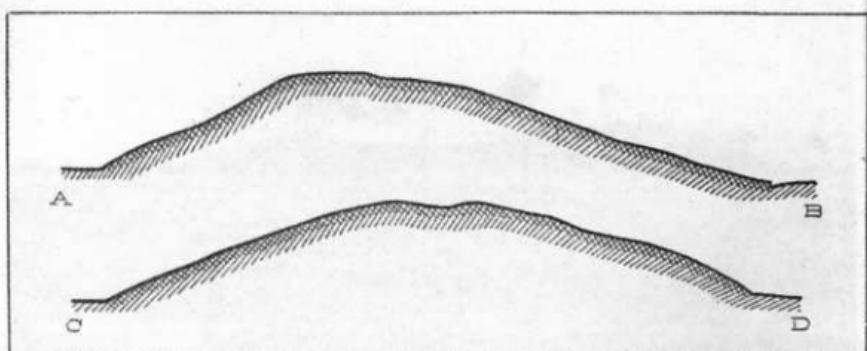
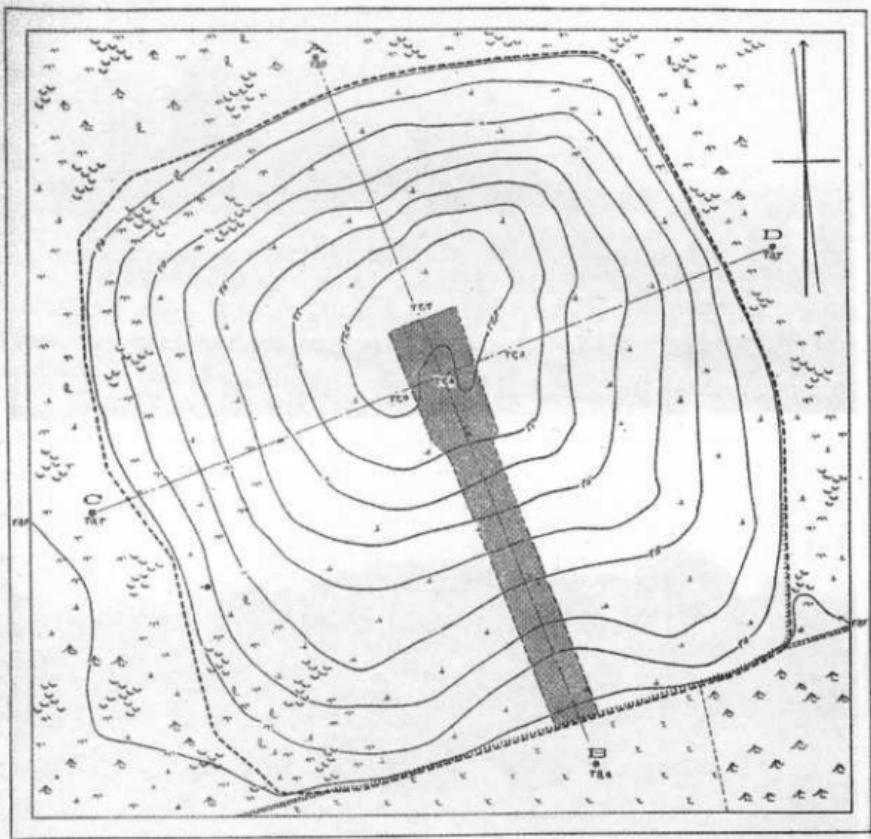
(三)同 上手



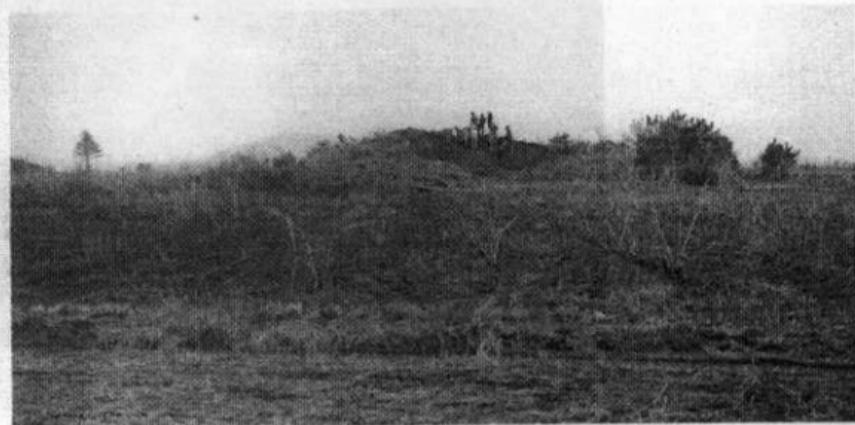
(下) (上)

第四十二號墳發見玉質右下及太刀金具殘片
第四十三號墳出土鐵劍刀子等





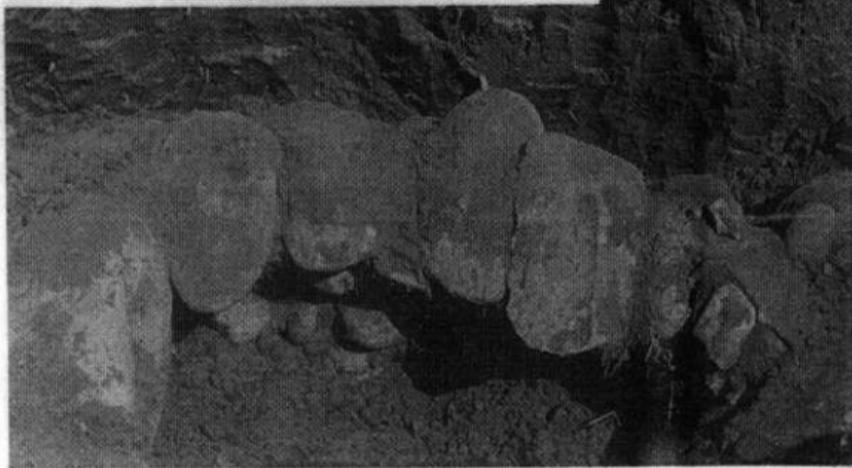
(標高は陸地測量部三角點より起算し未突を以て示す)

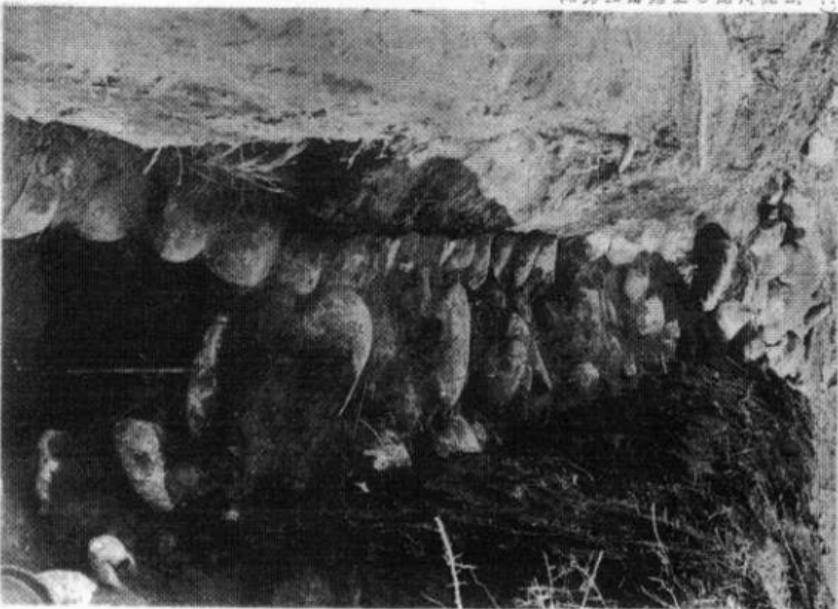




(上) (下)

第四十四號墳石室上部の検出
第四十四號墳石室羨道部外面観





(一) 檜原村大石望樂道前上面 (北方よりの開見)



(二) 石足支岩の四塊採出狀況



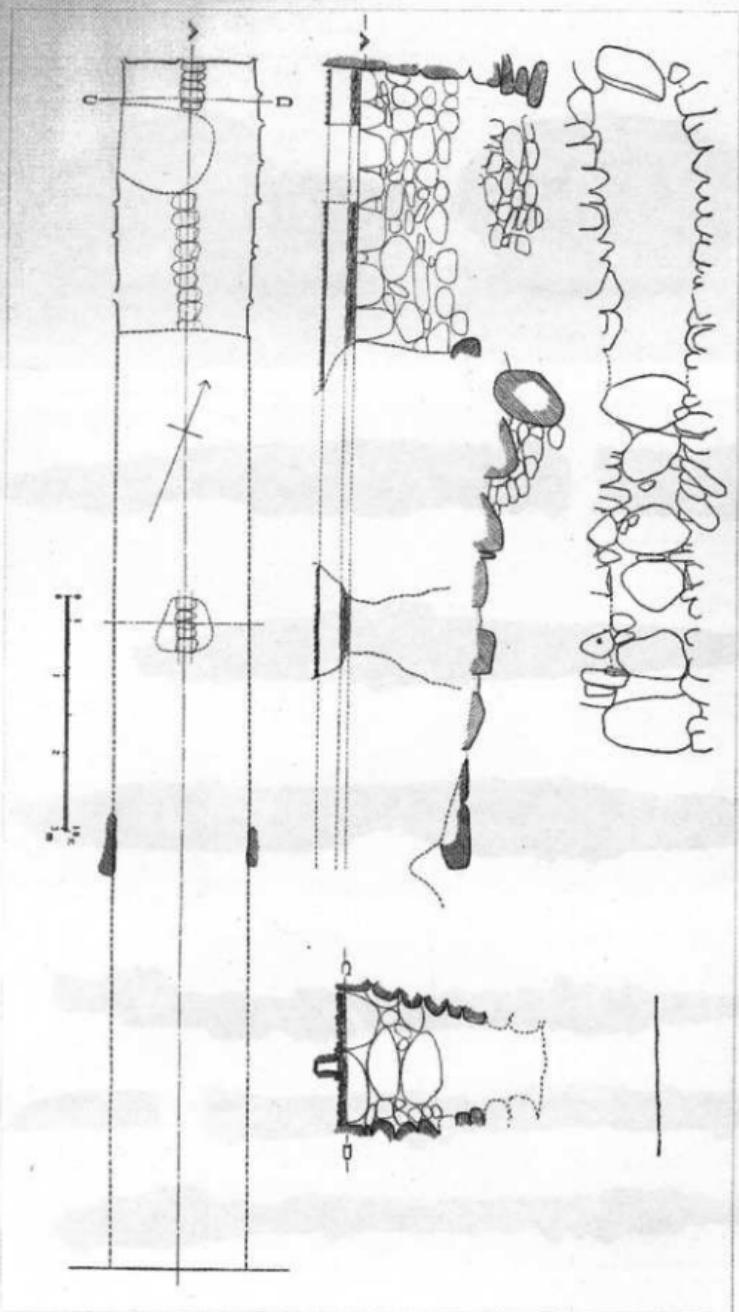
(一) 石室溝垣底部に於ける排水溝の覆石
(二) 玄室内部の排水溝(蓋石を除いた状況)



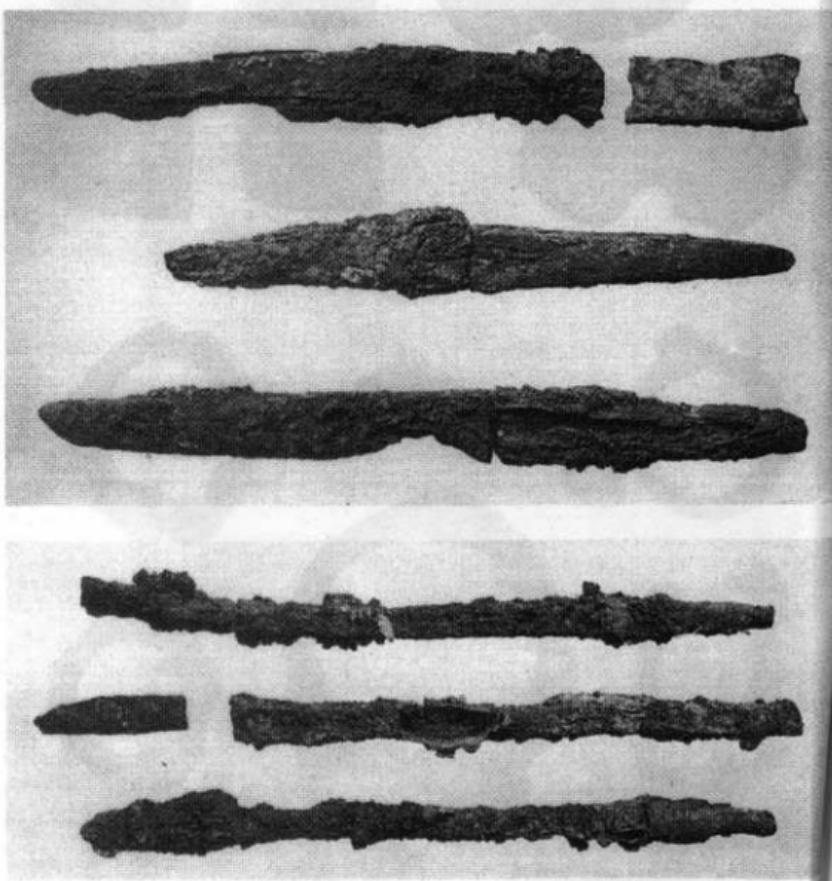
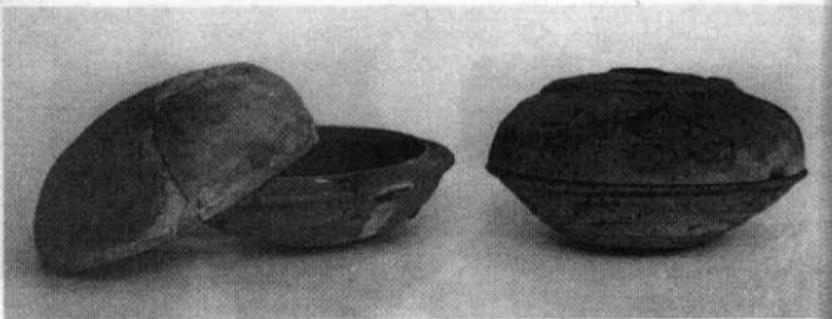
(一) 石室溝垣底部に於ける排水溝の覆石
(二) 玄室内部の排水溝(蓋石を除いた状況)

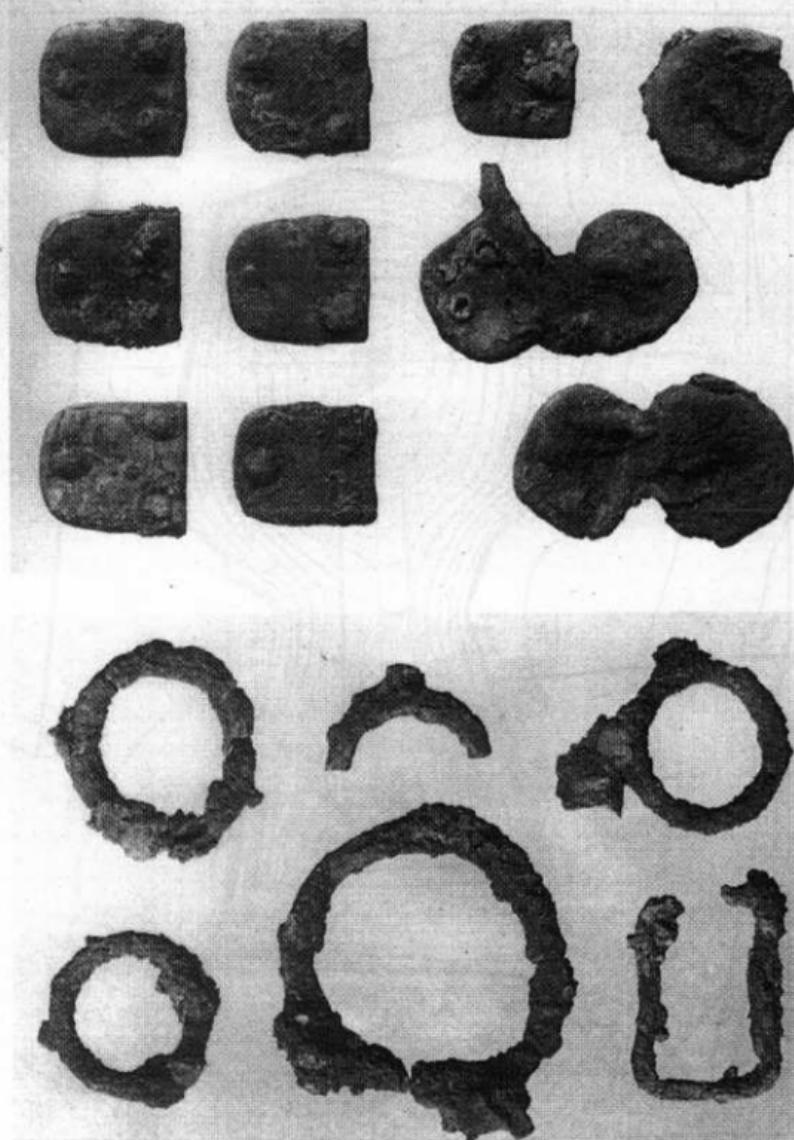
圖四十一、新田原第十四號石塋

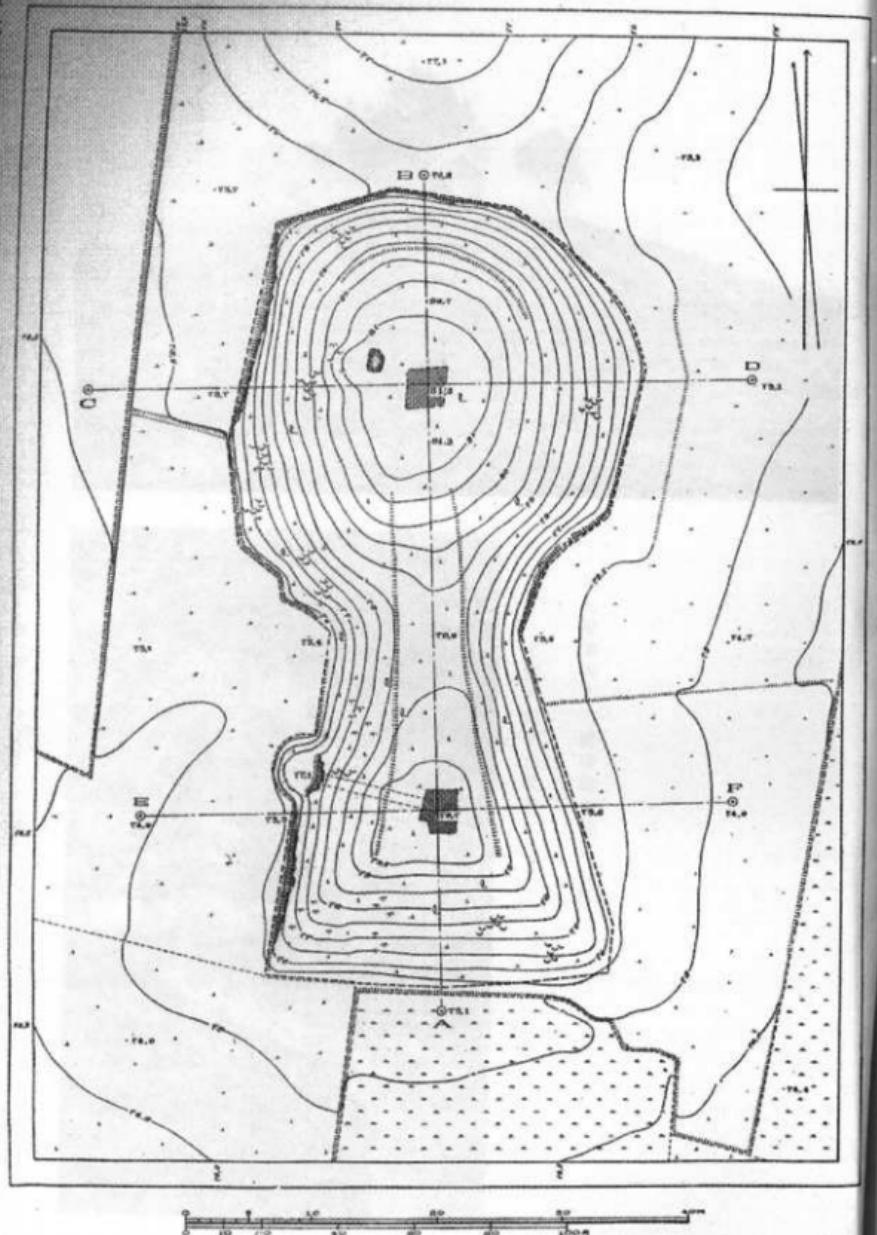
新田原第十四號石塋



圖版第二十六、新田原第十四號石塋





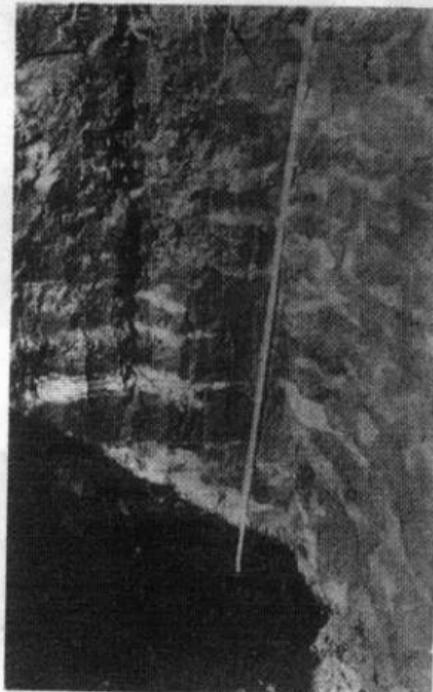


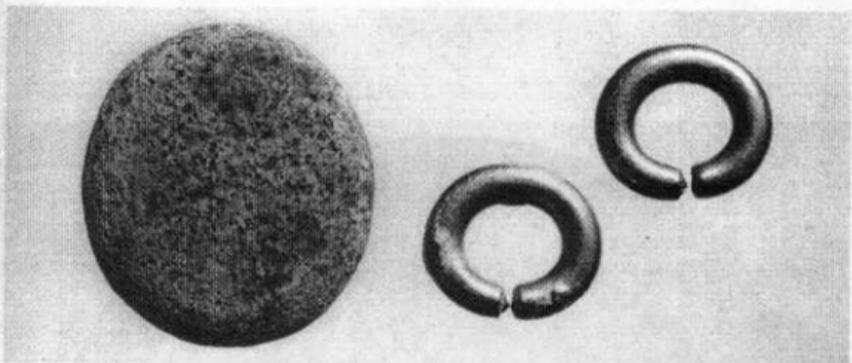
(標高は陸地測量部三角點より起算し未突を以て示す)



(下) (七)

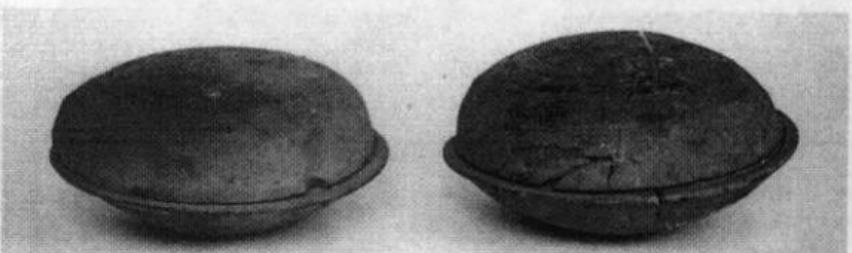
新田原第四十三號墳前方部正面觀
同 上後圓部中央發掘坑の狀況



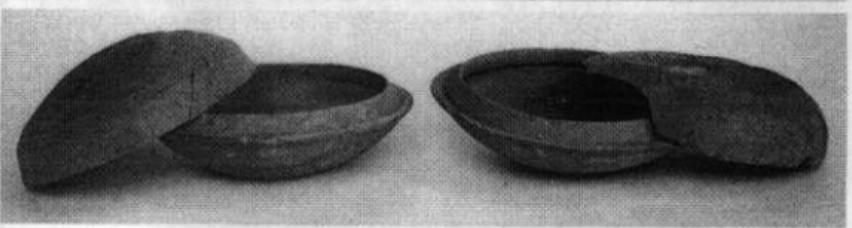


實大

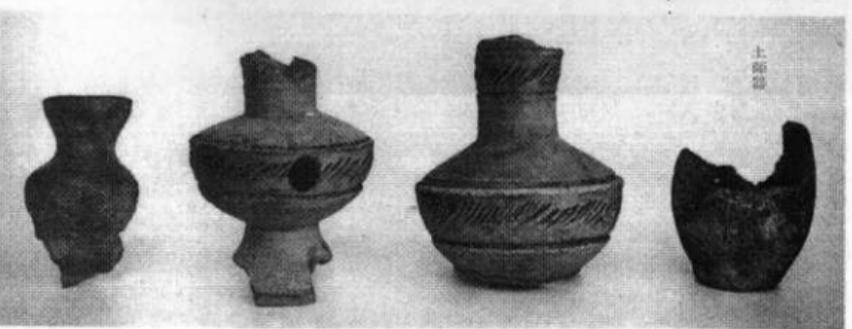
(二) 銅質蓋環



(三) 同上



(四) 各種類質器及土師器



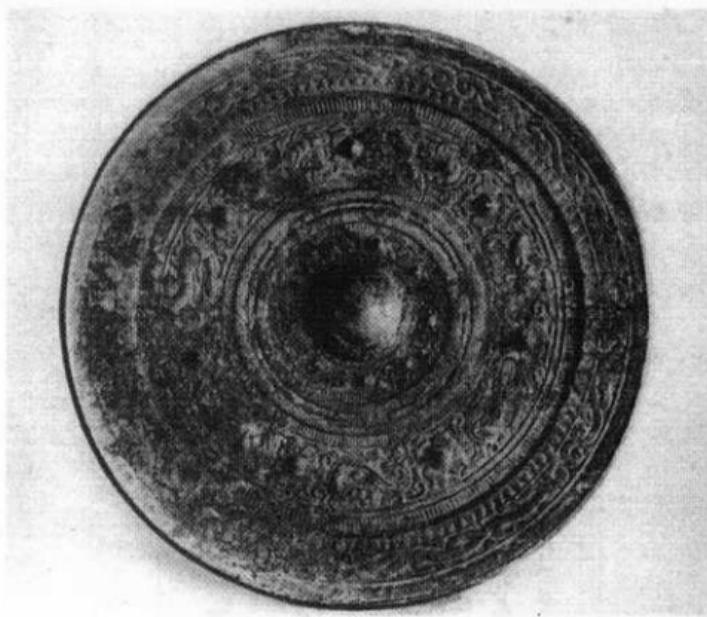
土師器



雲文帶神獸鏡

滋賀　山川七左衛門氏藏

(一) 離絲文獸帶鏡



徑五寸九分

(二) 離絲文獸帶鏡



徑五寸八分

昭和十六年三月二十日印刷
昭和十六年三月二十五日發行

宮崎縣

印 刷 人

京都市下京區北小路通新町西入
須磨勘兵衛

印 刷 所

京都市下京區西洞院七條南
内外出版印刷株式會社

